

官報

号外 昭和五十年十二月十三日

第七十六回国会 参議院会議録第十四号

昭和五十年十二月十三日(土曜日)

午前十時十一分開議

○議事日程 第十三号

昭和五十年十二月十三日

午前十時開議

第一 大蔵委員長松垣徳太郎君解任決議案(大塚喬君外三名発議)(前会の続)

第二 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第三 製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第四 昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第三まで

○副議長(前田佳都男君) これより会議を開きます。

日程第一 大蔵委員長松垣徳太郎君解任決議案(大塚喬君外三名発議)を前会に引き続き議題といたします。

土屋義彦君外一名から、成規の賛成者を得て、質疑終局の動議が提出されました。(反対、反対)と呼ぶ者あり)

これより本動議の採決をいたします。

昭和五十年十二月十三日 参議院会議録第十四号 大蔵委員長松垣徳太郎君解任決議案(前会の続)

表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(前田佳都男君) 投票漏れはございませんか。投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長(前田佳都男君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(前田佳都男君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票 二百三十三票

青色票 二百二十四票

よって、質疑は終局することに決しました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

宮田 輝君 寺下 岩藏君
平井 卓志君 吉田 実君
中西 一郎君 山本茂一郎君
山内 一郎君 久保田藤彦君

二百二十四名

佐多 宗二君
望月 邦夫君
榎木 又三君
福岡日出磨君
桑野 章君
林 道君
青井 政美君
井上 吉夫君
中村 登美君
藤井 丙午君
原 文兵衛君
高橋 邦雄君
宮崎 正雄君
佐藤 隆君
石本 茂君
小林 国司君
柳田桃太郎君
玉置 和郎君
楠 正俊君
西村 尚治君
新谷寅三郎君
那 祐一君
徳永 正利君
八木 一郎君
塩見 俊二君
河本嘉久藏君
棚辺 四郎君
戸塚 進也君
坂野 重信君
山東 昭子君
岩男 顯一君
速藤 要君
大鷹 淑子君
古賀雷四郎君
川野辺 静君
今泉 正二君
山崎 竜男君
初村滝一郎君

長田 裕二君
鈴木 省吾君
江藤 智君
大森 久司君
平泉 涉君
町村 金五君
安井 謙君
吉武 恵市君
神田 博君
鹿島 俊雄君
小笠 公昭君
橋本 繁藏君
亀井 久興君
上藤 勝久君
矢野 登君
山崎 五郎君
増田 盛君
源田 実君
植木 光教君
温水 三郎君

久次米健太郎君
世耕 政隆君
藤田 正明君
岡本 悟君
橋 直治君
加藤 武徳君
剣木 亨弘君
増原 恵吉君
伊藤 五郎君
大谷藤之助君
豆 四郎君
佐藤 信二君
岡田 広君
稲嶺 一郎君
安田 隆明君
高田 浩運君
二木 謙吾君
熊谷太三郎君
木村 睦男君
福井 勇君

反対者(青色票)氏名

太田 淳夫君 矢原 秀男君
野末 陳平君 喜屋武眞榮君
相沢 武彦君 堀出 啓典君
青島 幸男君 市川 房枝君
柄谷 道一君 内田 善利君
峯山 昭範君 桑名 義治君
三治 重信君 上林繁次郎君
阿部 憲一君 三木 忠雄君
藤原 房雄君 栗林 卓司君
黒柳 明君 矢追 秀彦君
原田 立君 田代富士男君
藤井 恒男君 木崎 則夫君
鈴木 一弘君 宮崎 正義君
中村 利次君 田淵 哲也君
二宮 文造君 白木義一郎君
小平 芳平君 多田 省吾君

百九名

三五九

春日 正一君

- | | |
|--------|---------|
| 中尾 辰義君 | 福間 知之君 |
| 矢田部 理君 | 案納 勝君 |
| 久保 亘君 | 青木 新次君 |
| 野田 哲君 | 対馬 孝且君 |
| 桑 豊君 | 浜木 万三君 |
| 赤桐 操君 | 大塚 喬君 |
| 小山 一平君 | 片岡 勝治君 |
| 田 英夫君 | 宮之原貞光君 |
| 鈴木美枝子君 | 神沢 淨君 |
| 前川 日君 | 竹田 現昭君 |
| 山崎 昇君 | 村田 秀三君 |
| 小野 明君 | 野口 忠夫君 |
| 栗原 俊夫君 | 齋ヶ久保重光君 |
| 瀬谷 英行君 | 森 勝治君 |
| 戸叶 武君 | 田中寿美子君 |
| 竹田 四郎君 | 戸田 菊雄君 |
| 森中 守義君 | 志苦 裕君 |
| 森下 昭司君 | 近藤 忠孝君 |
| 山中 郁子君 | 船谷 照美君 |
| 片山 甚市君 | 目黒今朝次郎君 |
| 橋本 敦君 | 安武 洋子君 |
| 内藤 功君 | 辻 一彦君 |
| 小巻 敏雄君 | 神谷信之助君 |
| 小谷 守君 | 工藤 良平君 |
| 上田 哲君 | 和田 静夫君 |
| 松本 英一君 | 小笠原貞子君 |
| 立木 洋君 | 斎脱タケ子君 |
| 鈴木 力君 | 中村 波男君 |
| 川村 清一君 | 杉山善太郎君 |
| 沢田 政治君 | 加藤 進君 |
| 渡辺 武君 | 塚田 大願君 |
| 安永 英雄君 | 吉田忠三郎君 |
| 松永 忠二君 | 小柳 勇君 |
| 須藤 五郎君 | 岩間 正男君 |
| 星野 力君 | 阿具根 登君 |
| 野々山一三君 | 中村 英男君 |
| 秋山 長造君 | 藤田 進君 |
| 河田 賢治君 | 上田耕一郎君 |

○副議長(前田佳都男君) 討論の通告がございませぬ。順次発言を許します。戸塚進也君。

〔戸塚進也君登壇、拍手〕

○戸塚進也君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております大藏委員長松垣徳太郎君解任決議案に対し、強く反対の意を表し、討論を行うものであります。(拍手)

申すまでもなく松垣大藏委員長は、わが国財政、金融のかつてない多難な情勢下に、昨四十九年十二月衆望を担って委員長に就任されて以来、前国会並びに本臨時国会を通じて対話と協調の精神を貫き、大藏委員会の公正円満な運営を目指して日夜を問わず最善の努力を尽くされ、かつてその例を見ないほど頻繁に理事会または理事懇談会を開催し、もっぱら話し合いによる少数意見の尊重と寛容の精神をもって委員会の運営に当たられたのであります。

また、大藏委員長松垣徳太郎君は、豊かな政治経験と識見に加え、温厚にして人間味あふれる申し分のない人格者であるとともに、正義を守り国を安泰に導くためには、あえてその身をなげうって貢献されるという確固たる信念の持ち主であり、不屈の魂をもって今日わが国経済が直面している未曾有の難局打開に取り組んでいる姿には、良識あるすべての議員の大いなる尊敬と感謝の念を一身に集めておることは御承知のとおりであります。(拍手)

私は、去る通常国会における公職選挙法特別委員長中西一郎君解任決議案の反対討論に際し、中西委員長は十年に一人出るか出ないかの委員長と申し上げましたが、松垣委員長も中西君にまさるとも劣らないわが党のエースと申しても過言でない委員長でありまして、このような一点の非の打ちどころのない大藏委員長をやり玉に上げて、虚偽だとか文書偽造などといういわれのない

誹謗や攻撃的言辭をもって解任を唱えるごときは、この重大な時局に当たり、たとえ政治的立場を異にするとは申せ、私どもの全く理解に苦しむところであり、提案者の良識と政治感覚を疑わざるを得ず、まことに遺憾に思う次第であります。(拍手)

さて、提案者の述べられた本決議案における解任の理由についてであります。第一に、去る十一月十三日の大藏委員会における酒、たばこ歳入法案の趣旨説明の経緯であります。

御承知のように、本法案は、前日の十一月十二日の本会議において平穩裏に趣旨説明と質疑が行われました上に、折しも大藏大臣がランブイエ会議に出席されることとなっておりました関係上、本会議散会後直ちに理事懇談会を開会し、翌十三日も終日理事懇談会を続行して、会期末も迫り慎重審議のためにも、委員会に付託された同法案の趣旨説明が円満かつ速やかに行われるよう精力的に話し合ったのであります。ついに野党側の了解が得られず、大藏大臣の国際会議出席の日程上、飛行機の出発を三時間前にして、万やむを得ず趣旨説明が行われたのであります。委員長のとられた判断は当を得たものと断言いたすものであります。(拍手)

第二に、十一月二十日の酒、たばこ歳入法案の採決についてであります。そもそもこの二法案は、前国会におきまして、衆議院大藏委員会と本会議を慎重審議の上、いずれも円満に通過いたしましたものであります。本院におきましても委員会質疑はもちろんで、現地調査のほか公聴会、物価対策特別委員会との連合審査会を開会して、審議日数十日間、審議時間は実に四十九時間を超えるというまれに見る慎重審議をいたしました法案であります。しかるところ、去る十一月十八日及び二十日の両日における委員会審議は、ともに一部野党の審議引き延ばしとも思われる質疑中断や、政府の資料提出に関して長時間中断され、しかも最後の定例日であったので、万々

やむを得ずわが党委員より質疑終局、直ちに採決に入る動議が提出されたのを受けて、委員長として全く合法的に採決を行い、当然の職務を遂行されたのであります。非難されるべき点は一寸一分たりとも存在しないことをこの議場を通じて議員諸君に明らかにいたすものであります。(拍手)

率直に申し上げて、酒やたばこの値上がり喜びぶ者はありません。しかし、今日のような、戦前戦後を通じて経験したこともないような国家的財政危機の中でも福祉社会の建設を目指して前進しなければならぬとするならば、何らかの形で適正な財源を確保しなければならぬことは論をまかせません。しかも、私どもの時代に国家財政が大赤字となれば、その負担は当然私たちの孫子の代に及ぶのであります。とうてい容認できないところでありまして、大藏委員長松垣徳太郎君は、国や地方自治体の財政を守り抜くという大局的見地に立って、だれにも喜ばれない恨まれ役を一手に背負って勇敢に対処されたのであります。その姿はイエス・キリストを思い起こすような、(拍手)まさに今日の政治家のかがみであると存するものであります。今回とられたりっばな行動は、わが国の議会上の一ページに歴史的な快挙として後世に語り継がれるものと確信いたしております。

私は、最後に、野党の諸君にお願いしたいことがございます。それは今臨時国会を通じてつくづく感じたのであります。どうか次期通常国会からは、たとえ法案のよしあしは別として、国会は言論の府でありますから、どうか審議すべき定例日には、委員会なり本会議を開いて十分な議論を尽くしていただきたい。中でも予算関連法案は最優先で審議を尽くしていただきたいのであります。党利党略のためや、提案された法案が気に入らないからといって、委員会や本会議の開会にすら応じないなどということは、みずからをして議會制民主主義を否定してかかるものであります。(拍手)私が一般大衆に接してはだで感ずること

三六〇

は、このままの状態が続けば、国民の国会に対する信頼は薄れるばかりであり、特に参議院の存在価値すら疑われようとしていることを私たちは謙虚に反省し、次期国会よりは、真に良識の府としての本領を発揮し、審議すべき日には十分な審議を尽くし、民主主義政治の原則を貫いていただくならば、必ずや本院に対する国民の信頼も大きく高まるばかりでなく、ただいま上程されている松垣委員長解任決議案などという不幸な事態は必ず避けられるものと確信いたすものであります。

以上、諸般の角度から意見を申し述べてまいりましたが、結論的に松垣大蔵委員長は解任に足るただの一点の理由も存在しないのでありまして、本決議案は、単なる党利党略と、いわれない言いがかりにすぎないことを明らかにいたしますとともに、何とぞ党派を超えて、かかる不当な解任決議案は圧倒的多数をもって否決とされますよう心よりお願いをいたしまして、私の反対討論といたします。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 森下昭司君。

〔森下昭司君登壇、拍手〕

○森下昭司君 私、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されております大蔵委員長松垣徳太郎君の解任決議案に対し、国民の圧倒的多数の声を背景に賛成の討論を行うものであります。(拍手)

言うまでもなく、国会は民主権のもと国権の最高機関であり、その審議は慎重かつ論議を深め、国民の前に問題点を明らかにする責務を負っているものであります。今国会、大蔵委員会の任務はまことに重大であります。わが国の財政、金融、税制等、国民生活全般にわたって重大な影響を及ぼす経済問題の根幹を審議する委員会であることは申すまでもなく、ことに自民党政府による大企業優先の高度経済成長政策が完全に破綻したのであります。この高度成長が引き起こした悪性

インフレの阻止、社会的不公正の是正を図り、不況下で塗炭の苦しみを経験されている国民生活を守るべき今後の日本経済をどうしていくべきなのか。また、当面の緊急課題として、政府の経済政策の失敗による戦後最大の不況から国民生活を優先する景気対策をいかに実施するか、今国会の大蔵委員会には国民の熱い期待と鋭く厳しい注視が向けられているのであります。

しかるに松垣徳太郎君は率先して審議を尽くし国民の前に問題点を明らかにすべき委員長という重要な立場にあるにもかかわらず、政府・自民党の酒、たばこ値上げ二法案を単独強行採決しようとするファシズム的舉の意を体し、いや政府・自民党によるこの議会制民主主義の徹底的破壊の役割りをこそみずからの任務と心得、率先して強行採決という暴挙の先導的な役割りを果たしたのであります。委員長たる者、常に国会法四十八条並びに参議院規則に明記されているように、公正、中立の立場から「委員会の議事を整理し、秩序を保持し、民主的運営に最大の努力を払うべき」ものであります。多数党の横暴を排し、国民の信頼を得て議会制民主主義の形骸化を防ぐという参議院改革の重大な使命を帯びているのであります。ところが、何を曲解したのでありましようか、松垣徳太郎君は、自民党のせい、単なる口ポットとなるべき地位にみずからを落とす恥ずかしとしない軽率盲動をみずからが断行したのであります。その国民に背を向けた政治家としての無節操さ、私は国会に同じく籍を置き、国民に責任を持つ者として激しい憤りを覚え、また深く悲しみますのであります。

先ほど、自民党の戸塚君は、松垣徳太郎君を自民党のエースと言われました。このような議会制民主主義を破壊する委員長をエースと呼ぶを得ない自民党の感覚と人材の不足を憂へざるを得ないのであります。また、大蔵委員会におきましては、適切に処理されたかのごとく言われたのであります。強行採決は明らかであり、会議録が

事実を証明しているものであります。さらに、非難される理由は一寸一分も言われませんが、これはまことに盗人たけだけしいと言わざるを得ないのであります。したがって、松垣徳太郎君がもはや大蔵委員長の任にたえ得ないのは明らかであります。私は、十一月二十日の強行採決の時点のみを見て申し上げているではありません。すでにあなたは、酒、たばこ値上げ二法案に限っても、さきの通常国会で前科をつくらせております。七月一日、値上げ二法案の自民党単独の強行採決を許し、その後いささかの良心の苛責に駆られたのでありましようか、その愚かしさを陳謝をいたしておられるのであります。しかし、その舌の根も乾かぬうちに、これまた今国会十一月十三日、委員会審議の強行を図る自民党のしり馬に乗って、自民党単独による委員会開催、わずか二分間で趣旨説明を終わらせるといふ暴挙を行わしめておられるのであります。そのときも後に陳謝をしております。しかし、それが本心から出たものでなく、またみずからの責任を自覚したものでないのは余りにも明白であります。その証左に、十一月二十日、わが党議員の質問の途中、強引に審議打ち切りの強行採決を行ったのであります。あなたこそ、まさしく議会制民主主義破壊の前科三犯の累犯者であり、このような無責任きわまる人物を大蔵委員長の重責にとどめおくことは、わが国憲政史上に恥ずべき汚点を重ねるのみならず、国民にとって最大の不幸であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

このように松垣委員長の主宰する大蔵委員会において、国民が自民党政府の悪政によりみずから生活を破壊されている深刻な不況下にあつて、酒、たばこの値上げの根拠と理由が一体どれだけの国民の前に明らかになつたのでありましようか。全くないのであります。それどころか、政府・自民党の隠された政治的意図がますます明らかになつたのであります。御承知のとおり、酒に関する税率の引き上げは酒の価格に含まれる税の増収

を目的としております。また、専売公社のたばこ専売事業は赤字でも何でありませぬ。それどころか赤字であり、莫大な益金を生み出しているにもかかわらず、今回行おうとする約五〇〇％のたばこ値上げは益金率の大幅な引き上げをねらっているのであります。国民の負担と犠牲において大企業率仕の財源確保をねらつたものであります。そして、酒、たばこも間接税であります。この二つの間接税を引き上げることが、今後間接税の枠の拡大にレールを敷き、悪税の最たるものである付加価値税の創設へとつながっていく地ならしをしていくという危険な意図が隠されているのであります。のみならず、これをステップとして、公共料金主導型の値上げを次々に行おうとしているのは顕著であります。その徴候がすでに出ております。国鉄運賃の九〇％の値上げを初めとして、電信電話料金の法外な引き上げ、私鉄、バス運賃の値上げ等、まさにメジロ押しであり、それらがすべて受益者負担の名目ですけれども大幅に値上げされようとしているのであります。

さらに、最近の石油価格の標準額の設定によるナフサ、C重油などの値上げによって、関連する石油化学工業製品を初め、電力、ガス料金、鉄鋼などの値上がりはもはや避け得られないのが現状なのであります。かてて加えて、通産省の強力な行政指導による減産が各業界ごとに行われているため、たとえば中小企業のポリエチレン加工業者への供給原料は高騰しつつあり、中小企業者や国民の犠牲の上に大企業率仕の新価格体系なるものがつくられつつあるのであります。

酒、たばこ値上げ二法案は、このような新価格体系や公共料金の値上げの突破口を開くべく、その先鞭をつけようとしているのであります。しかも、酒やたばこの税が逆累進課税の性格を持ち、今回の値上げが低所得者層の負担を一層重くし、社会的に不公平の拡大を図ることは目に見えております。国民生活をいかに守るべきか、その対策を真剣に求められている大蔵委員会

昭和五十年十二月十三日 参議院会議録第十四号 大蔵委員長松垣徳太郎君解任決議案(前会の続)

において審議を無視した強行採決を認めてしまふことは、本来の任務を完全に放棄したことになるのであります。参議院改革という崇高な使命をこそ果たすべき、議長とともに院の重要な職責にある常任委員長が国民を裏切り、議会制民主主義破壊の首謀的役割りを果たし、その趣旨を全く履き違えて、何らの責任もとらず、たび重なる過ちを犯し続けてきた動かしがたい事実を顧みたと

○副議長(前田佳都男君) 参議院大蔵委員長松垣徳太郎君は、去る十一月二十日、参議院大蔵委員会におきまして、酒税法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定額法の一部を改正する法律案、すなわち酒、たばこ値上げ法案を審議中、突如として質疑を打ち切り強行採決を行ったことは、良識の府である参議院のとるべき姿でないことは明瞭であります。この暴挙は、国民を愚弄する思い上がった政治姿勢以外の何物でもありません。

大蔵委員長松垣徳太郎君は、去る十一月十三日、野党の反対にもかかわらず、自民党単独で大蔵委員会を開会し、前述の二法案の趣旨説明を強行したものであります。さらに、十一月二十日には、国民生活に重大な影響を与える両法案については各党の質疑を十分に行うという申し合わせで審議に入ったわけであり、公明党を初め共産、民社、二院クラブの各会派は一名の質問すらしていないのに、質疑の打ち切りが強行されたこと

とはまことに遺憾千万であり、松垣委員長の責任は重大であります。委員長として、質疑が十分に尽くされた上で採決を行うことが当然の職務であるのに、逆に質疑を打ち切ったことは許しがたき行為であります。また、議会運営のルールを破り、たび重なる暴挙と議会制民主主義を踏みにじったことに対し、嚴重に抗議するものであります。

これについては、公明党は河野議長に対し、大蔵委員会に値上げ二法案を差し戻すことを強く申し入れたのであります。この政府・自民党のみずからの都合のために強行採決も辞さない姿こそ、国民に一層の政治不信を助長し、良識の府である本院の権威を失墜せしめたものであります。

すなわち、酒、たばこの値上げはまさしく逆累進性の強い間接税であり、その結果は国民大衆を犠牲にした安易な財源対策以外の何物でもないものであります。現今の日本の社会は、不況と物価高が併存する中で、国民生活は、政府統計にも明らかのように苦しく、しかも社会的公正はますます拡大し、一向に是正されておられません。それはかりか、今年度に至っては、低所得者ほど将来の生活不安に備えて消費を切り詰め、健康を害しながらも自衛手段に訴えざるを得ないのであります。また、大半の国民生活も赤字家計であり、政治に対する憤りと不信はいよいよつのるばかりであります。このような時期に酒、たばこの値上げ二法案を強行採決した暴挙は、国民の名において断じて許せないことであります。

このことは、三木内閣の公約である「社会的不正の是正」をみずから放棄したものであります。インフレによる所得や資産等の格差拡大による社会的公正の是正は、大企業、法人課税や租税特別措置等々の現行の不正税制を抜本的に改革すべきであります。それにもかかわらず、歳入欠陥の責任を大衆課税に転嫁して、負担の強化という犠牲を国民に強いることは、筋違いもはなはだしのであります。また、この値上げは、他の物価

に及ぼす影響はきわめて大きく、ただでさえ上昇機運にある諸物価にはすみをつけ、政府主導型の物価高を再現するのは必至であります。具体的に、たばこ愛好者だけ見ても、現在約三千万人もおります。このように国民生活に密接な酒、たばこ値上げ二法案を安易に強行成立せしめた委員長松垣徳太郎君の無見識な政治姿勢を疑わざるを得ないのであります。

大蔵委員会の果たす役割りは重かつ大であります。国民の租税を初めとする経済全般に関する審議を行うところでもありましょう。まして、委員長は円滑な審議と議事の進行を取り計らうていかなければならないことは周知のとおりであります。にもかかわらず、大蔵委員会における委員長松垣徳太郎君の行った行動は、まさしく国民生活をさらに悪化させる要因となるものであります。以上述べたごとく、私は、議会制民主主義の破壊と国民生活をさらに困窮せしめる今回の酒、たばこ値上げ二法案を強行した委員長松垣徳太郎君の解任決議案に賛成し、討論を終わります。

○副議長(前田佳都男君) 土屋義彦君外一名から、成規の賛成者を得て、討論終局の動議が提出されました。これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票願います。

○副議長(前田佳都男君) 氏名点呼中、野々山三君の次に中村波男君と申しましたのは、中村英

○副議長(前田佳都男君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

○副議長(前田佳都男君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

投票総数 二百二十六票
白色票 二百一十一票
青色票 百五票

賛成者(白色票)氏名 二百一十一名
宮田 輝君 寺下 岩蔵君
平井 卓志君 吉田 実君
中西 一郎君 山本茂一郎君
山内 一郎君 久保田藤麿君
木内 四郎君 佐多 宗二君
最上 進君 望月 邦夫君
森下 泰君 梶木 又三君
藤川 一秋君 福岡日出磨君
鳩山威一郎君 桑野 章君
夏目 忠雄君 林 道君
安孫子藤吉君 青井 政美君
有田 一寿君 井上 吉夫君
石破 二郎君 中村 登美君
松岡 克由君 藤井 丙午君
松垣徳太郎君 原 文兵衛君
中村 禎二君 高橋 邦雄君
細川 護熙君 宮崎 正雄君
林田悠紀夫君 佐藤 隆君

昭和五十年十二月十三日 参議院會議録第十四号

大蔵委員長松垣徳太郎君解任決議案(前会の続)

| | |
|--------|---------|
| 菅野 儀作君 | 石木 茂君 |
| 中山 太郎君 | 小林 国司君 |
| 寺本 広作君 | 柳田桃太郎君 |
| 玉置 和郎君 | 高橋雄之助君 |
| 楠 正俊君 | 岩動 道行君 |
| 西村 尚治君 | 鍋島 直紹君 |
| 新谷眞三郎君 | 上原 正吉君 |
| 郡 祐一君 | 青木 一男君 |
| 徳永 正利君 | 小川 半次君 |
| 八木 一郎君 | 丸茂 重貞君 |
| 志村 愛子君 | 河本嘉久蔵君 |
| 鳴崎 均君 | 棚辺 四郎君 |
| 中村 太郎君 | 戸塚 進也君 |
| 高橋 誉富君 | 坂野 重信君 |
| 斎藤栄三郎君 | 山東 昭子君 |
| 糸山英太郎君 | 岩男 顯一君 |
| 岩上 妙子君 | 遠藤 要君 |
| 大島 友治君 | 大鷹 淑子君 |
| 斎藤 十朗君 | 古賀雷四郎君 |
| 黒住 忠行君 | 川野辺 静君 |
| 金井 元彦君 | 今泉 正二君 |
| 土屋 義彦君 | 山崎 竜男君 |
| 上田 稔君 | 初村滝一郎君 |
| 長田 裕二君 | 久次米健太郎君 |
| 鈴木 省吾君 | 世耕 政隆君 |
| 江藤 智君 | 大森 久司君 |
| 岡本 悟君 | 平泉 渉君 |
| 橋 直治君 | 町村 金五君 |
| 加藤 武徳君 | 安井 謙君 |
| 劔木 亨弘君 | 吉武 恵市君 |
| 増原 恵吉君 | 神田 博君 |
| 伊藤 五郎君 | 鹿島 俊雄君 |
| 大谷藤之助君 | 小笠 公昭君 |
| 亘 四郎君 | 橋本 繁蔵君 |
| 佐藤 信二君 | 亀井 久興君 |
| 岡田 広君 | 上條 勝久君 |
| 稲嶺 一郎君 | 矢野 登君 |
| 安田 隆明君 | 山崎 五郎君 |

| | |
|------------|---------|
| 高田 浩運君 | 増田 盛君 |
| 二木 謙吾君 | 源田 実君 |
| 熊谷太三郎君 | 植木 光教君 |
| 木村 睦男君 | 温水 三郎君 |
| 福井 勇君 | |
| 反対者(青色票)氏名 | 百五名 |
| 太田 淳夫君 | 矢原 秀男君 |
| 野末 陳平君 | 喜屋武眞榮君 |
| 下村 泰君 | 相沢 武彦君 |
| 塩出 啓典君 | 青島 幸男君 |
| 市川 房枝君 | 柄谷 道一君 |
| 内田 善利君 | 峯山 昭範君 |
| 桑名 義治君 | 三治 重信君 |
| 上林繁次郎君 | 阿部 憲一君 |
| 三木 忠雄君 | 藤原 房雄君 |
| 黒柳 明君 | 矢追 秀彦君 |
| 原田 立君 | 田代富士男君 |
| 藤井 恒男君 | 鈴木 一弘君 |
| 宮崎 正義君 | 中村 利次君 |
| 田淵 哲也君 | 白木義一郎君 |
| 小平 芳平君 | 多田 省吾君 |
| 中尾 辰義君 | 福岡 知之君 |
| 矢田部 理君 | 案納 勝君 |
| 久保 巨君 | 青木 新次君 |
| 野田 哲君 | 対馬 孝且君 |
| 秦 豊君 | 浜本 万三君 |
| 赤桐 操君 | 大塚 喬君 |
| 小山 一平君 | 片岡 勝治君 |
| 田 英夫君 | 宮之原貞光君 |
| 鈴木美枝子君 | 神沢 浄君 |
| 前川 旦君 | 竹田 現昭君 |
| 山崎 昇君 | 村田 秀三君 |
| 小野 明君 | 野口 忠夫君 |
| 栗原 俊夫君 | 西ヶ久保重光君 |
| 瀬谷 英行君 | 森 勝治君 |
| 戸叶 武君 | 田中寿美子君 |
| 竹田 四郎君 | 森中 守義君 |

志苦 裕君
近藤 忠孝君
粕谷 照美君
目黒今朝次郎君
安武 洋子君
辻 一彦君
神谷信之助君
工藤 良平君
和田 静夫君
小笠原貞子君
杏脱タケ子君
中村 波男君
杉山善太郎君
加藤 進君
塚田 大願君
吉田忠三郎君
小柳 勇君
岩間 正男君
野々山一三君
秋山 長造君
河田 賢治君
春日 正一君

森下 昭司君
山中 郁子君
片山 甚市君
橋本 敦君
内藤 功君
小巻 敏雄君
小谷 守君
上田 哲君
松本 英一君
立木 洋君
鈴木 力君
川村 清一君
沢田 政治君
渡辺 武君
安永 英雄君
松永 忠二君
須藤 五郎君
星野 力君
中村 英男君
藤田 進君
上田耕一郎君

投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。
〔議場開鎖〕
〔参事投票を計算〕
○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 二百三十五票
白色票 百一十一票
青色票 百二十四票
よって、大蔵委員長松垣徳太郎君解任決議案は否決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名
太田 淳夫君 百一十一名
野末 陳平君 矢原 秀男君
下村 泰君 喜屋武眞榮君
塩出 啓典君 相沢 武彦君
市川 房枝君 青島 幸男君
内田 善利君 柄谷 道一君
桑名 義治君 峯山 昭範君
上林繁次郎君 三治 重信君
三木 忠雄君 阿部 憲一君
黒柳 明君 藤原 房雄君
原田 立君 矢追 秀彦君
藤井 恒男君 田代富士男君
鈴木 一弘君 木島 則夫君
柏原 ヤス君 宮崎 正義君
田淵 哲也君 中村 利次君
白木義一郎君 二宮 文造君
多田 省吾君 小平 芳平君
福岡 知之君 向井 長年君
案納 勝君 矢田部 理君
青木 新次君 久保 巨君
対馬 孝且君 野田 哲君
浜本 万三君 秦 豊君
大塚 喬君 赤桐 操君
片岡 勝治君 小山 一平君
宮之原貞光君 田 英夫君
鈴木美枝子君

○議長(河野謙三君) これより大蔵委員長松垣徳太郎君解任決議案の採決をいたします。
表決は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票願います。
議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。
〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。
投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。
〔投票箱閉鎖〕
○議長(河野謙三君) これより開票いたします。

昭和五十年十二月十三日 参議院會議録第十四号

大蔵委員長松垣徳太郎君解任決議案(前会の続)

酒税法の一部を改正する法律案(前会の続)外一件

三六四

- | | |
|---------|--------|
| 神沢 浄君 | 前川 旦君 |
| 竹田 現照君 | 山崎 昇君 |
| 村田 秀三君 | 小野 明君 |
| 野口 忠夫君 | 栗原 俊夫君 |
| 西ヶ久保重光君 | 瀬谷 英行君 |
| 森 勝治君 | 戸叶 武君 |
| 田中寿美子君 | 竹田 四郎君 |
| 戸田 菊雄君 | 森中 守義君 |
| 志苦 裕君 | 森下 昭司君 |
| 近藤 忠孝君 | 山中 郁子君 |
| 粕谷 照美君 | 片山 甚市君 |
| 目黒今朝次郎君 | 橋本 敦君 |
| 安武 洋子君 | 内藤 功君 |
| 寺田 熊雄君 | 辻 一彦君 |
| 小巻 敏雄君 | 神谷信之助君 |
| 小谷 守君 | 工藤 良平君 |
| 上田 哲君 | 和田 静夫君 |
| 松本 英一君 | 小笠原貞子君 |
| 立木 洋君 | 香脱タケ子君 |
| 鈴木 力君 | 中村 波男君 |
| 川村 清一君 | 杉山善太郎君 |
| 沢田 政治君 | 加藤 進君 |
| 渡辺 武君 | 塚田 大願君 |
| 安永 英雄君 | 吉田忠三郎君 |
| 松永 忠二君 | 小柳 勇君 |
| 須藤 五郎君 | 岩間 正男君 |
| 星野 力君 | 阿貝根 登君 |
| 野々山一三君 | 中村 英男君 |
| 秋山 長造君 | 藤田 進君 |
| 河田 賢治君 | 上田耕一郎君 |
| 春日 正一君 | |

反対者(青色票)氏名
 宮田 輝君
 平井 卓志君
 中西 一郎君
 山内 一郎君
 前田佳都男君

百二十四名
 寺下 岩藏君
 吉田 実君
 山本茂一郎君
 久保田藤麿君
 木内 四郎君

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 佐多 宗二君 | 望月 邦夫君 | 最上 進君 |
| 堀木 又三君 | 福岡日出磨君 | 森下 泰君 |
| 秦野 章君 | 林 道君 | 藤川 一秋君 |
| 青井 政美君 | 井上 吉夫君 | 鳩山威一郎君 |
| 中村 登美君 | 藤井 丙午君 | 夏目 忠雄君 |
| 中村 禎二君 | 細川 護熙君 | 安孫子藤吉君 |
| 菅野 儀作君 | 林田悠紀夫君 | 有田 一寿君 |
| 中山 太郎君 | 寺本 広作君 | 石破 二郎君 |
| 内藤三郎君 | 高橋 邦雄君 | 松岡 克由君 |
| 岩動 道行君 | 鍋島 直紹君 | 原 文兵衛君 |
| 上原 正吉君 | 青木 一男君 | 高橋 正雄君 |
| 丸茂 重貞君 | 志村 愛子君 | 佐藤 隆君 |
| 嶋崎 均君 | 戸塚 進也君 | 石本 茂君 |
| 中村 太郎君 | 坂野 重信君 | 小林 国司君 |
| 高橋 誉富君 | 山東 昭子君 | 柳田桃太郎君 |
| 斎藤栄三郎君 | 岩男 顕一君 | 玉置 和郎君 |
| 糸山英太郎君 | 遠藤 要君 | 楠 正俊君 |
| 岩上 妙子君 | 大鷹 淑子君 | 西村 尚治君 |
| 大島 友治君 | 古賀雷四郎君 | 新谷寅三郎君 |
| 斎藤 十朗君 | 川野辺 静君 | 那 祐一君 |
| 黒住 忠行君 | 今泉 正二君 | 徳永 正利君 |
| 金井 元彦君 | 山崎 竜男君 | 八木 一郎君 |
| 土屋 義彦君 | 初村滝一郎君 | 塩見 俊二君 |
| 上田 稔君 | 久次米健太郎君 | 河本嘉久蔵君 |
| 長田 裕二君 | | 棚辺 四郎君 |

- | | |
|--------|--------|
| 鈴木 省吾君 | 世耕 政隆君 |
| 江藤 智君 | 藤田 正明君 |
| 大森 久司君 | 岡本 悟君 |
| 平泉 涉君 | 橘 直治君 |
| 町村 金五君 | 加藤 武徳君 |
| 安井 謙君 | 卯木 亨弘君 |
| 吉武 恵市君 | 増原 恵吉君 |
| 神田 博君 | 伊藤 五郎君 |
| 鹿島 俊雄君 | 大谷藤之助君 |
| 小笠 公昭君 | 巨 四郎君 |
| 橋本 繁蔵君 | 佐藤 信二君 |
| 亀井 久興君 | 岡田 広君 |
| 上條 勝久君 | 稲嶺 一郎君 |
| 矢野 登君 | 安田 隆明君 |
| 山崎 五郎君 | 高田 浩運君 |
| 増田 盛君 | 二木 謙吾君 |
| 源田 実君 | 熊谷太三郎君 |
| 植木 光教君 | 木村 睦男君 |
| 温水 三郎君 | 福井 勇君 |

審査報告書
 酒税法の一部を改正する法律案
 右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十一月二十日
 大蔵委員長 松垣徳太郎
 参議院議長 河野 謙三殿

要領書
 一、委員会の決定の理由
 本法律案は、昭和五十年度の税制改正の一環として、最近における酒税負担の状況等にかえりみ、清酒特級及び一級、ビール、果実酒類の一部、ウィスキー類特級及び一級、スピリッツ類、リキユール類並びに雑酒に対する従量税率を引き上げるとともに、酒税の納期限の延長、もどし入れ控除の適用範囲の拡大等所要の整備合理化を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
 本法施行に伴う租税の増収額は、昭和五十年 度一般会計補正予算において、約三百六十億円が見込まれている。

酒税法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年十月二十五日
 参議院議長 河野 謙三殿
 衆議院議長 前尾繁三郎

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第四号中「及び第八条第四号」を「第八条第三号及び第十八条第一項第二号」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第六条の三第六項を次のように改める。

6 酒類製造者(第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。)又は酒類販売業者(第十条第二号に規定する酒類販売業者をいう。)が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で酒類を詰め替え又は改装して当該場所から販売のため移出した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該詰替え又は改装をした者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所を当該酒類の製造場とみなす。

一 当該酒類(当該詰替え又は改装をする前において、第二十二條第一項第六号イ③に掲げる酒類に該当した酒類に限る。)の当該移出の時に於ける価格(当該者が第二十二條の三第一項第一号に規定する者であるものとみなして同号の規定により算出した金額に第二十二條第一項第六号イ③に規定する税率(当該酒類が同条第二項の規定に該当する場合には、同項に規定する税率。以下この号、同条第五項及び第二十二條の五第一項において「果実酒の従量下位税率」という。)により算出した金額を加えた金額をいう。)が、当該酒類の第二十二條第一項第六号イ②に規定する果実酒の従量下位税率(適用最高限度額に当該酒類につき果実酒の従量下位税率により算出した金額を加えた金額を超える場合(次号に該当する場合を除く。))

二 当該酒類の当該移出の時に於ける価格(当該者が第二十二條の三第一項第一号に規定する者であるものとみなして同号の規定により算出した金額に第二十二條に規定する税率により算出した金額を加えた金額をいう。)が、当該酒類の第二十二條の二に規定する従価税の非課税最高限度額に当該酒類につき第二十二條に規定する税率により算出した金額を加えた金額を超える場合
第八条各号列記以外の部分中「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に、「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同条第一号中「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「又はこうじ」を削り、同条第四号中「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同条第五号及び第六号を削る。

第十三条中「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改める。

第十五条及び第十六条第一項中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改める。

第十八条の見出し中「販売業者の開業等」を「製造又は販売業者の開業等」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「販売業者は、その販売業者を廃止」を「製造者又は販売業者は、その製造の全

部若しくは一部の廃止をしたとき又はその販売業者の廃止を」に、「一部を廃止」を「一部の廃止」に、「当該販売場」を「当該製造の廃止に係る製造場の所在地又は当該販売場」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「販売業者」を「製造者又は販売業者」に、「販売場」を「製造場又は販売場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項ただし書中「但し、こうじの製造免許を受けた者がその免許を受けた」を「ただし、前項の申告をしたこうじの製造者がその申告に係る」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

こうじを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

一 酒類製造者又は酒母等の製造者が、その免許を受けた製造場において、当該酒類又は酒母若しくはもろみの製造の用に供するため、こうじを製造する場合
二 アルコール専売法の規定によりアルコールの製造の特許、許可又は委託を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

三 自己又は同居の親族の食用に供するためこうじを製造する場合(酒類の原料とするため製造する場合を除く。)
四 みそ又はしょうゆの製造業者が、その製造場において、みそ又はしょうゆの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

第十九条の見出し中「相続」を「相続等」に改め、同条第一項中「住所地」を「住所地。第四項において同じ。」に改め、同条第二項中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改め、同条に次の二項を加える。

4 こうじの製造者又は販売業者につき相続があつた場合において、当該相続によりこうじの製造業又は販売業を承継した相続人があつたときは、その相続人は、当該相続があつた日から一月以内に、政令で定める手続により、その旨を当該製造業に係る製造場又は当該販売業に係る販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告があつたときは、当該相続が開始した日において前条第一項又は第二項の規定による申告があつたものとみなす。

5 前項の規定は、合併によりこうじの製造業又は販売業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続があつた日」及び「当該相続が開始した日」とあるのは「当該合併があつた日」と読み替へるものとする。
第二十条第二項中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に、「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同条第四項中「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改める。

第二十二條第一項第一号中「二十八万五千四百円」を「三十四万九千円」に、「こえる」を「超える」に、「二万七千八百四十円」を「二万八千四百円」に、「二十一万四千四百円」を「二十六万七千七百二十円」に、「一十七万四千三百円」を「二十万四千四百円」に、「一万一千二百五十円」を「一万二千九百三十円」に、「十二万九千三百円」を「十四万八千六百八十円」に改め、同項第二号②、第三号及び第四号中「こえる」を「超える」に改め、同項第五号中「十萬六千円」を「十二萬九千六百円」に改め、同項第六号イ中「こえる」を「超える」に、「六萬三千円」を「七萬七千円」に改め、(2)とし、(1)の次に次のように加える。
(2) (1)に掲げる果実酒以外の果実酒のうち、二万九千三百円

ち、その第二十二條の二第一項に規定する移出価格又は引取価格が政令で定める金額(第二十二條の五第一項において「果実酒の従量下位税率適用最高限度額」という。)を超えるもの(同項において「従量上位税率適用果実酒」という。)

第二十二條第一項第六号ロ中「四万八千円」を「五万八千七百円」に、「こえる」を「超える」に、「四千円」を「四千九百円」に改め、同項第七号中「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「こえる」を「超える」に、「二万円」を「二万四千四百六十円」に、「四十二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に、「一万九千円」を「二万三千二百四十円」に改め、同項第八号イ中「こえる」を「超える」に、「四十二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に、「二万円」を「二万四千四百六十円」に改め、同号ロ中「十四万八千円」を「十八万七千円」に、「こえる」を「超える」に、「四千円」を「四千九百円」に改め、同項第九号中「十五万円」を「十八万三千四百円」に、「こえる」を「超える」に、「二万円」を「一万二千三百三十円」に、「四万八千円」を「五万八千七百円」に、「四千円」を「四千九百円」に改め、同項第十号中「十万六千円」を「十二万九千六百円」に、「七万三千円」を「八万九千二百円」に、「四万円」を「四万八千九百円」に、「四万八千円」を「五万八千七百円」に、「こえる」を「超える」に、「四千円」を「四千九百円」に改め、同項第二号中「五千円」を「六千円」に改め、同項第三項の表清酒の項中「二十八万五千四百円」を「三十四万九千円」に、「十七万四千三百円」を「二十万四千円」に改め、同表果実酒類の項中「六万三千円」を「七万七千円」に、「四万八千円」を「五万八千七百円」に改め、同表ウイスキー類の項中「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「四十二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に改め、同表スピリッツ類の項を次のように改める。

| | | |
|----------------------|------|--------|
| 第一項第八号イに掲げる酒類に該当するもの | 三十七度 | 十四万八千円 |
| 第一項第八号ロに掲げる酒類に該当するもの | 三十七度 | 十八万七千円 |

第二十二條第三項の表リキール類の項及び雑酒の項中「四万八千円」を「五万八千七百円」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「5,000円」を「6,100円」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項第六号イ(1)に掲げる果実酒以外の果実酒のうち、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六條の三(再販売価格維持契約)に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事実により酒類の製造場から移出される時において小売価格が明らかにされているものに係る同号イ(2)に規定する移出価格は、同号イ(2)の規定にか

かわらず、当該小売価格から当該果実酒を販売する者(当該果実酒の酒類製造者を除く。)の当該販売に係る通常の利潤及び費用並びに当該酒類製造者が当該果実酒の販売につき通常支払う運送賃に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該果実酒の容器及び包装(当該果実酒とともに消費者に入手されるべきものに限る。)の費用が政令で定める金額を超える場合において、当該容器及び包装の費用のうち一定金額の控除につき当該果実酒の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた金額を加えた金額)と当該果実酒について果実酒の従量下位税率により算出した金額との合計額を控除した金額とすることができ。

6 第二十二條の四第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條第五項」と、「第二十二條の二第一項の表の上欄に掲げる酒類の種類及び級別等の区分」とあるのは「その旨」と、同条第三項中「酒税の課税標準は、第一項」とあるのは「第二十二條の二第一項に規定する移出価格は、第二十二條第五項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十二條第五項」と読み替えるものとする。第二十二條の二第一項中「第二十二條の五第二項」を「第二十二條の五第三項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十二條の五第三項中「第二十二條の二及び前二項」を「第二十二條、第二十二條の二及び前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

従量上位税率適用果実酒のうち、販売価格(第二十二條第五項の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する小売価格から政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額。以下この項において同じ。)が果実酒の従量下位税率適用最高限度額に当該果実酒について果実酒の従量下位税率により算出した金額を加えた金額を超え、果実酒の従量下位税率適用最高限度額に当該果実酒について第二十二條第一項第六号イ(2)に規定する税率(当該果実酒が同条第二項の規定に該当する場合に、同項に規定する税率)により算出した金額を加えた金額以下である場合における当該果実酒に係る同条第一項又は第二項の規定による酒税の税額は、これらの規定にかかわらず、当該果実酒の販売価格から果実酒の従量下位税率適用最高限度額を控除した金額とする。

第二十八條第二項中「当該酒類の移出に関する明細書並びに」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に、「添付」を「添付」に改める。

第二十九條第二項中「当該酒類の移出に関する明細書及び」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に改める。

第三十條第八項中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「もど入れたとき」の下に「又はその相続人の他の酒類の製造場に移入したとき(酒類販売業者から返品された酒類を移入したときその他政令で定める場合に限る。)」を、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前四項」を「第一項又は第三項から第五項まで」に、「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「さらに」を「更に」に、「行なわれ」を「行われ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「以下次項」を「第三項」に、「又は次項」を「又は第三項」に、「行なわれ」を「行われ」に改める。

れに、「以下第四項」を「第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 酒類製造者がある製造場から移出した酒類をその者の他の酒類の製造場に移入した場合(酒類販売業者から返品された酒類を移入した場合その他政令で定める場合に限るものとし、前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。)には、当該移入した製造場を当該酒類の移出に係る製造場と、当該移入をもどし入れと、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

第三十條の二第三項中「若しくは第四項」を「若しくは第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二項又は第四項」を「第三項又は第五項」に改める。

第三十條の六第一項中「一月以内」の下に「(酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当する酒税を一月以内に納付することが著しく困難であると認められる場合にあつては、二月以内。次項において同じ。)」を加える。

第四十一條に次の一項を加える。

3 税務署長が、政令で定めるところにより、酒税の取締り上必要がないと認めて指定した製造場において製成された酒類又は生じた清酒かす、合成清酒かす若しくはみりんかすについては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による検定は行わない。

第四十二條中「検定前においては、」を「検定を受けるべき」に改め、「みりんかす」の下に「」について、当該検定前にこれらを加える。

第四十四條第二項中「但し、左に」を「ただし、次に」に、「第八條第一号、第三号又は第四号」を「第八條各号」に改め、同条第五項を削る。

第四十五條中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改める。

第四十六條中「第八條第五号」を「第十八條第一項第三号」に改め、「以下次条及び」を削る。

第四十七條第一項中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改める。

第五十條の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第五十五條第一項中「左の」を「次の」に、「第三十條第三項又は第四項」を「第三十條第四項又は第五項」に改める。

第五十六條第一項中「左の」を「次の」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第三号、第四号及び第七号」を「同項第二号、第三号及び第六号」に改め、「こうじ」を削り、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改める。

第五十八條第一項中「左の」を「次の」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第五十九條第一項中「左の」を「次の」に、「第十八條第四項」を「第十八條第五項」に改める。

第六十條中「左の」を「次の」に改め、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第十八條第一項、第二項又は第四項」を「第十八條第二項、第三項又は第五項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十八條第一項又は第三項の規定による申告をしないでこうじを製造した者

附則

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

(施行期日)

昭和五十年十二月十三日 参議院會議録第十四号 酒税法の一部を改正する法律案(前会の続)外一件

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日(以下「指定日」という。)前に課した又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

(こうじの製造申告等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の酒税法(以下「旧法」という。)第八條の規定によりこうじの製造免許を受けている者は、施行日に改正後の酒税法(以下「新法」という。)第十八條第一項の規定による申告をした者とみなす。

2 施行日前にこうじの製造者につき相続があつた場合における当該相続によりこうじの製造業を承継した相続人に対する新法第十九條第四項の規定の適用については、同項中「当該相続があつた日」とあるのは「酒税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日」と、「当該相続が開始した日」とあるのは「同日」とする。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四条 新法第二十八條及び第二十九條の規定は、施行日以後に酒類の製造場から移出される酒類について適用する。

2 次に掲げる酒類のうち、指定日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八條第三項(同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

一 清酒一級、ビール及び雑酒

二 前号に掲げる酒類以外の酒類(当該酒類について新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えらることとなるものに限る。)

(未納税引取り等に係る経過措置)

第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた前条第二項各号に掲げる酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

| 免除の規定 | 追徴の規定 |
|---|--------------|
| 酒税法第二十八條の二第二項 | 同法第二十八條の二第六項 |
| 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項 | 同法第十一条第三項 |
| 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項 | 同法第十二條第三項 |

昭和五十年十二月十三日 参議院會議録第十四号 酒税法の一部を改正する法律案(前会の続外一件)

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)

同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

(みなしもどし入れに係る経過措置)
第六條 新法第三十條第二項及び第七項の規定は、施行日以後にこれらの規定する移入がされた酒類について適用する。

(納期限の延長に係る経過措置)
第七條 新法第三十條の六の規定は、施行日以後に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒類に係る酒税について適用する。

(手持品課税)
第八條 施行日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において附則第四條第二項各号に掲げる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所です所持する場合には、その合計数量)が千三百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれを施行日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖繩県の区域内の場所であり、かつ、同項の附則第四條第二項各号に掲げる酒類が沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第八十條第

一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、施行日の属する月の翌月の一日から五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、施行日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものであること

につき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額は、新法第三十條の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額(第二号に該当する場合は、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額)にあわせて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合(当該酒類で酒類販売業者から返品されたものがその者の他の酒類の製造場に移入された場合その他政令で定める場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合

当該酒類製造者
(罰則に係る経過措置)
第九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関税法の一部改正)
第十條 関税法の一部を次のように改正する。
別表の付表簡易税率表第一号税率の欄中「一、二〇〇円」を「一、三五〇円」に、「一、一六円」を

「一、三九円」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第十一條 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
別表第五暫定簡易税率表税率の欄中「一、一〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、一四円」を「一、三七円」に改める。
(災害被害者に対する租税の減免、徴収着予等に関する法律の一部改正)

第十二條 災害被害者に対する租税の減免、徴収着予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「第三十條第一項若しくは第四項」を「第三十條第一項若しくは第五項」に改める。

審査報告書
製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
右は国会法第五十條後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十一月二十日
大蔵委員長 松垣徳太郎
参議院議長 河野 謙三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、たばこ消費に対する税負担の適正化及び財政収入の確保を図るため、製造たばこの小売定価の等級別最高価格を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用
本法施行に伴う専売納付金の増収額は、昭和五十年一般会計補正予算において、約一千六十八億円が見込まれている。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十年十月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
製造たばこ定価法の一部を改正する法律
製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二
号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表紙巻たばこの項中「六五円」を
「八五円」に、「四〇円」を「六〇円」に、「三〇円」を
「四〇円」に改め、同表刻みたばこの項中「二〇円」
を「三〇円」に改め、同表パイプたばこの項中「八
〇円」を「一〇〇円」に、「四〇円」を「六〇円」に改
め、同表葉巻たばこの項中「二四〇円」を「三六〇
円」に、「六五円」を「一〇〇円」に改め、同条第二
項中「百円」を「百五十円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔松垣徳太郎君登壇、拍手〕

○松垣徳太郎君 たいだいま議題となりました二法
律案につきまして、委員会における審査の経過及
び結果を御報告申し上げます。

初めに、二法律案の概要を申し上げます。
現行の酒税の税率及びたばこの定価は昭和四十
三年以来据え置かれており、最近におけるこれら
の税負担が相当程度低下しているため、その調整
を行うとともに財政収入の確保を図らうとするも
のであります。

まず、酒税法の一部を改正する法律案は、酒類
に対する従量税率を、清酒特級、ビール、ウイスキ
ー特級等については約二二%、清酒一級につい
ては約一五%それぞれ引き上げるとともに、酒税
の納期限の延長、戻し入れ控除の適用範囲の拡大

等、所要の整備合理化を図らうとするものであり
ます。

次に、製造たばこ定価法の一部を改正する法律
案は、製造たばこの種類別、等級別最高価格を紙
巻きたばこについて十本当たり十円ないし二十円
引き上げる等の改正を行うこととし、これにより
小売定価は平均四八%引き上げられることとなり
ます。

この二法律案は、御承知のとおり、前国会にお
きまして、衆議院通過後、本院の本院議において
未了となつたものであります。

前国会の本委員会においては、京都及び浜松に
それぞれ委員派遣を行うほか、公聴会を開会し、
さらに物価等対策特別委員会と連合審査会を開会
するなど約四十九時間にも及ぶ審査を行いました。
今国会におきましても、本会議において二法律
案の趣旨説明の聴取とともに、質疑が行われまし
た。

委員会におきましては、飲酒及び喫煙と健康と
の関係、酒類とたばこの製造原価等について質疑
が行われましたが、その詳細は会議録により御承
知願います。
次いで、質疑を打ち切り、直ちに討論、採決に
入ることの動議が上條委員より提出され、本動議
の採決は可否同数となり、委員長これを決し、可
決いたしました。

討論なく、直ちに二法律案の採決に入りました
ところ、いずれも可否同数となりましたので、委
員長これを決し、二法律案はいずれも原案どおり
可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 安永英雄君から、賛成者を
得て、
両案を大蔵委員会に再付託することの動議が提
出されました。

これより本動議の採決をいたします。
表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛
成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御
登壇の上、御投票願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。
〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございません
か。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。
〔投票箱閉鎖〕
○議長(河野謙三君) これより開票いたします。
投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じま
す。

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕
○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数 二百三十八票
白色票 百七十三票
青色票 百二十五票
よつて、本動議は否決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百十三名
太田 淳夫君 矢原 秀男君
野末 陳平君 喜屋武眞榮君
下村 泰君 相沢 武彦君
塩出 啓典君 青島 幸男君
市川 房枝君 柄谷 道一君
内田 善利君 峯山 昭範君
桑名 義治君 三治 重信君
上林繁次郎君 阿部 憲一君
三木 忠雄君 藤原 房雄君
栗林 卓司君 黒柳 明君
矢追 秀彦君 原田 立君
田代富士男君 藤井 恒男君
木島 則夫君 鈴木 一弘君
宮崎 正義君 柏原 ヤス君

中村 利次君 田淵 哲也君
二宮 文造君 白木義一郎君
小平 芳平君 多田 省吾君
中尾 辰義君 向井 長年君
福岡 知之君 矢田部 理君
案納 勝君 久保 巨君
青木 新次君 野田 哲君
対馬 孝且君 秦 豊君
浜本 万三君 赤桐 操君
大塚 喬君 小山 一平君
片岡 勝治君 鈴木美枝子君
宮之原貞光君 鈴木美枝子君
神沢 浄君 前川 旦君
竹田 現照君 山崎 昇君
村田 秀三君 小野 明君
野口 忠夫君 栗原 俊夫君
西ヶ久保重光君 瀬谷 英行君
森 勝治君 戸叶 武君
田中寿美子君 竹田 四郎君
戸田 菊雄君 森中 守義君
志苦 裕君 森下 昭司君
近藤 忠孝君 山中 郁子君
粕谷 照美君 片山 甚市君
目黒今朝次郎君 橋本 敦君
安武 洋子君 内藤 功君
寺田 熊雄君 辻 一彦君
小巻 敏雄君 神谷信之助君
小谷 守君 工藤 良平君
上田 哲君 和田 静夫君
松本 英一君 小笠原貞子君
立木 洋君 香脱タケ子君
鈴木 力君 中村 波男君
川村 清一君 杉山善太郎君
沢田 政治君 加藤 進君
渡辺 武君 塚田 大願君
安永 英雄君 吉田忠三郎君
松永 忠二君 小柳 勇君
須藤 五郎君 岩間 正男君

星野 力君
野々山一三君
秋山 長造君
河田 賢治君
春日 正一君

反対者(青色票)氏名

宮田 輝君
平井 卓志君
中西 一郎君
山内 一郎君
前田佳都男君
佐多 宗二君
望月 邦夫君
梶木 又三君
福岡日出磨君
桑野 章君
林 道君
青井 政美君
井上 吉夫君
中村 登美君
藤井 丙午君
原 文兵衛君
高橋 邦雄君
宮崎 正雄君
佐藤 隆君
石本 茂君
小林 国司君
柳田桃太郎君
玉置 和郎君
楠 正俊君
西村 尚治君
新谷寅三郎君
那 祐一君
徳永 正利君
八木 一郎君
塩見 俊二君
河本嘉久蔵君

百二十五名

寺下 岩蔵君
吉田 実君
山本茂一郎君
久保田藤磨君
木内 四郎君
最上 進君
森下 泰君
藤川 一秋君
鳩山威一郎君
夏目 忠雄君
安孫子藤吉君
有田 一寿君
石破 二郎君
松岡 克由君
松垣徳太郎君
中村 禎二君
細川 護熙君
林田悠紀夫君
菅野 儀作君
中山 太郎君
寺本 広作君
内藤晉三郎君
高橋雄之助君
岩動 道行君
鍋島 直紹君
上原 正吉君
青木 一男君
小川 半次君
丸茂 重貞君
志村 愛子君
嶋崎 均君

棚辺 四郎君
戸塚 進也君
坂野 重信君
山東 昭子君
岩男 穎一君
遠藤 要君
大鷹 淑子君
古賀雷四郎君
川野辺 静君
今泉 正二君
山崎 竜男君
初村滝一郎君
久次米健太郎君
世耕 政隆君
藤田 正明君
岡本 悟君
橋 直治君
加藤 武徳君
加藤 亨弘君
増原 恵吉君
伊藤 五郎君
大谷藤之助君
巨 四郎君
佐藤 信二君
岡田 広君
稲嶺 一郎君
安田 隆明君
高田 浩運君
二木 謙吾君
熊谷太三郎君
木村 睦男君
福井 勇君

中村 太郎君
高橋 誉富君
斎藤栄三郎君
糸山英太郎君
岩上 妙子君
大島 友治君
斎藤 十朗君
黒住 忠行君
金井 元彦君
土屋 義彦君
上田 稔君
長田 裕二君
鈴木 省吾君
江藤 智君
大森 久司君
平泉 涉君
町村 金五君
安井 謙君
吉武 恵市君
神田 博君
鹿島 俊雄君
小笠 公昭君
橋本 繁蔵君
亀井 久興君
上條 勝久君
矢野 登君
山崎 五郎君
増田 盛君
源田 実君
植木 光教君
温水 三郎君

○議長(河野謙三君) これにて午後零時四十分まで休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩

午後零時四十八分開議

○副議長(前田佳都男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。寺田熊雄君。

〔寺田熊雄君登壇、拍手〕

○寺田熊雄君 私 は日本社会党を代表して、ただいま上程せられております酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に、総理並びに関係大臣に対し質問をいたします。

政府・与党は、大蔵委員長松垣徳太郎君に迫り、去る昭和五十年十一月十三日、野党議員出席のいとまを与えずして大蔵委員会を開会し、右二法案に関する大蔵大臣の趣旨説明を強行いたしました。まことに乱暴きわまる処置と言わねばなりません。次いで、松垣委員長は自民党議員と気脈を通じ、昭和五十年十一月二十日の大蔵委員会において野党議員の質疑を強引に打ち切り、強行採決の挙に出たのであります。これは前国会の終末、七月一日に、野党議員欠席のまま自民党議員がこの両法案の単独採決をあえてしたのと同様、議會制民主主義を踏みにじる暴挙と言わねばなりません。

先刻、松垣委員長の解任決議案が否決せられたとはいえ、かかる乱暴なる措置が、反対党の参加と討議を前提とする議會制民主主義に反することは言うまでもなく、総理の看板とする対話と協調の方針に抵触するものと考えますが、これに対する総理の御見解はどうか、まずもってお伺いをいたしますのであります。

また、松垣委員長自身はみずからのとれるこのような処置をどのように考えておられるのか、著しく国会の権威と信用を傷つけるものと考えらるかどうか、率直にして深刻なる反省の弁を期待してお尋ねをするものであります。

次にお尋ねしたいのは、本二法案を社会的公正の見地から見た場合の評価の問題であります。およそ税負担の公正は社会的公正の基本的なものであります。今回の酒、たばこの値上げについて、政府はそれが財政上の要請によるものであることを説くのであります。それが逆進性の強い大衆課税の増徴であることは明らかであります。われわれは、従来よりしばしば、かかる大衆課税によって税の増収を図ることなく、まずもって悪名高い租税特別措置の廃止や大法人に対する課税の強化などにより増収を図るべきことを主張してまいりました。昨今、政府はようやく重い腰を上げ、租税特別措置の部分的手直しを始めるかに見えるのであります。遅きに失したとはいえ、過ちを改めんとすることに對してはわれわれもそれなりの評価を惜しむものではありません。これについて政府は来年度そのいかなる部分を是正せんとするのか、目下、税制調査会に諮問しつつあることはよく承知しておるのであります。そのゆえに答弁をあいまいにすることは許されません。ことに、すでに新聞紙上に報道せられております各種準備金及び特別償却制度の廃止及び縮小を旨とする大蔵省案に對しては財界が猛反響を開始したと伝えられるのであります。政府はよくこの財界の反響を撃退する決意ありや否や、総理並びに大蔵大臣の決意のほどをお伺いするものであります。

ことに、総理は、得意の笑顔をつくりながら片方の手で財界に對し政治献金を求めておるのであります。それにもかかわらず、他方の手で財界の猛反響を払いのけることができるかどうか、多分の危惧なきを得ないのであります。これに對し総理はどのような作戦をもって臨まんとするのにか、それをお伺いしたいのであります。

また、悪名高い租税特別措置の中でもとりわけ不公正の典型とせられる医師の社会保険診療報酬の課税の特例の是正は、酒税の引き上げによって得られる以上の税の増収をもたらすものであります。

す。これにつきましては、大平大蔵大臣は過ぐる十月二十日の本会議、三木総理は過ぐる十一月五日の予算委員会において、それぞれ次回の診療報酬の改定が行われた段階では正措置をとりたいと述べておられます。ところが、これに対しても医師会の強力な反対が予想せられる。否、この反対行動はすでに開始せられておるのであります。総理並びに大蔵大臣は、この医師会の反対運動をよく撃退し得る自信をお持ちであるかどうか、この際明確にさせていただきたいのであります。

次に、厚生大臣は、この社会保険診療報酬の改定をいつまで実現することを考えておられるのか、また、その実現の自信をお持ちなのかどうかについて明確にお答えをいただきたいのであります。

次に、総理は、昭和五十年三月二十八日の大蔵委員会において、交際費課税は強化する方向で進む旨を述べておられますが、昭和五十一年度これを具体化するおつもりがあるかどうか、明確にお答えをいただきたいのであります。

わが国企業の交際費総額は、昭和四十八年度において一兆六千億円を超え、防衛費をはるかに上回る額に達しておるのであります。一日に七百七十万円平均の交際費を支出する大企業すらあり、これは世界の驚異となっておるのであります。経済企画庁は昭和五十年国民生活白書において、国民の生活意識が大衆消費より節約へ大きく変貌しつつあることを強調し、これを評価しておられるのであります。福田経済企画庁長官は、この交際費課税についてはどのような御所感をお持ちでいらっしゃるのか、現在以上に強化すべきものと考えておられるのかどうかをお伺いいたしたいと存じます。

次に、法人に対して受取配当の益金不算人と配当課税制度とのダブル適用を認め、さらに株主に對して所得税の配当控除を認めているわが税制は、大法人や大資産家に対して著しく有利な処遇をなす不公平税制の最たるものであります。これ

は、法人の実体を投資家たる株主個人の集合体と考え、その法人格は単なる法的技術たる擬制にすぎないとする古めかしい法人擬制説を根拠とするものであります。今日の法人は、大法人になればなるほど個人株主の地位は弱く、大法人たる大株主によって支配せられていく実情であります。そして、その株主たる法人の大株主もまた法人であります。しかも、これらの法人は、大法人になればなるほど資本と経営とが分離し、およそ力の弱い個人株主などの意思とは無関係に、社会的実在として独自の社会的、経済的活動を営んでおります。その端的な実例が、個人たる株主の意思などは全く無関係に自民党になされる巨額の政治献金でありまして、この道理は、旧八幡製鉄株式会社政治献金事件に関する昭和四十五年六月二十四日の最高裁大法廷判決に示されておるのであります。すなわち、この判決は、「会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とするものであるから、会社の活動の重点が、定款所定の目的を遂行する上に直接必要な行動に存することは、いりまでもないところである。しかし、会社は、他面において、自然人と等しく国家、地方公共団体、地域社会その他の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのである。ある行為が一見、定款所定の目的とかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものである限り、その期待ないし要請に答えることは、会社の当然な義務とするところである。云々と、それが社会的実在であるとする法人実在説の立場から政治献金を是認していることは明らかであります。政府も財界も、従来からこの判例をもって法人の政治献金の妥当性の根拠とするものであります。政治献金をもちょう場合には法人実在説をとり、他方、税金を取り立てる場合には法人擬制説をとって大法人に手心を加えるという政府の態度は、首尾一貫せず、不公正の極致と言わべきであります。よって政府は、すべからず法

人実在説の立場をとり、法人の受取配当益金不算入や配当課税制度、あるいは配当控除制度の改廃に踏み切るべきであります。法人の受取配当の益金不算入制度の廃止のみによるも、年間千二百億円の酒税の引き上げによる税収を上回る税収が予想せられるのでありますから、これなくして酒税の引き上げを求めざるを得ないものであります。だしいと考えるが、これに対する総理並びに大蔵大臣の御所見はいかか、お伺いをいたすものであります。

大平大蔵大臣は、去る四月二十二日の衆議院大蔵、物特両委員会連合審査会において、「われわれは歳入を確保するには鬼のごとく強くなりななければいけません」と答弁しておられるのであります。それは、以上に述べた大法人や大資産家、または社会的強者に対する課税態度においてこそしかるべきでありまして、酒税の引き上げやたばこの値上げのごとく、直接一般国民のおふところパイプを差し入れ、その血と汗の結晶を吸い取る大衆課税においてしかくすべきものではないと考えるのがいかにがでしようか。大臣の鬼のごとくあらんと欲するのは、そのいづれの面においてのことなりや承りたいのであります。

次に、法人に対して受取配当の益金不算人と配当課税制度とのダブル適用を認め、さらに株主に對して所得税の配当控除を認めているわが税制は、大法人や大資産家に対して著しく有利な処遇をなす不公平税制の最たるものであります。これ

現を阻む法規定の一つである銀行法第十八条の改正につき、金融制度調査会において審議中と聞いておりますが、関係各省庁連絡会議及び各部会の討議につきましては官房長官に、金融制度調査会の審議につきましては大蔵大臣に、その進行状況及びいつごろをめぐりにその結論を出そうとしておられるのかを報告していただきたいのであります。また、その実現は、その推進役である金融機関にありまして労使双方がこれを希望するにとともに、わが国が勤労者の生活上の面で、国際社会において先進諸国と肩を並べるに至ることを意味するのでありますから、わが国民が余りにもあくせくと働き、ゆとりと安らぎのある生活に乏しいことにかんがみ、豊かで潤いのある文化生活を日指してライフサイクル計画を唱道せられたい三木総理としては、当然情熱を傾けてその実現に当たらざるべきものと考えますが、総理は、その実現に努力せられる御意思がどうか、また、週休二日制をライフサイクル実行計画の中にお入れになるお考えがどうかをお伺いいたしたいと存じます。

第四にお尋ねいたしたいのは、公共企業体労働者のスト権の問題であります。この問題は、昭和二十三年の公共企業体等労働関係法の制定に始まるのであります。以来、公共企業労働者は、憲法第二十八条によつて保障せられた罷業権を不法に奪われたとして、その回復を求めて闘い続け、昭和四十八年四月、交通セネストを計画いたしました。時の田中角榮総理大臣は、このセネストを避けるため、共闘委員会との間に七項目の合意を遂げておられます。その合意の中心は、労働基本権問題については、第三次公制審において、今日の実情に即して速やかなる結論が出されることを期待するとともに、答申が出された場合はこれを尊重するといふ点にあったこととは言うまでもありません。そして労働者側は、政府のこの合意を信じてストを中止いたしました。この公制審の答申は、八年の歳月を費やして

次に、週休二日制の問題が、酒、たばこ値上げの審議に伴い衆議院及び本院の大蔵委員会において論議せられ、大平大蔵大臣は、この問題を関係閣僚懇談会に提案し、その実現に努力する旨を約束しておられるのであります。その後、内閣においては、関係各省庁連絡会議と第一ないし第五部会を設置して討議を求めると、週休二日制の実

次に、週休二日制の問題が、酒、たばこ値上げの審議に伴い衆議院及び本院の大蔵委員会において論議せられ、大平大蔵大臣は、この問題を関係閣僚懇談会に提案し、その実現に努力する旨を約束しておられるのであります。その後、内閣においては、関係各省庁連絡会議と第一ないし第五部会を設置して討議を求めると、週休二日制の実

昭和五十年十二月十三日 参議院會議録第十四号

酒税法の一部を改正する法律案(前会)の続外一件

つづられたもので、その年の九月三日に田中前総理に対してなされておるのであります。その内容が、スト権回復について非とするもの、国民生活への影響の少ないものについてのみこれを認むべきとするもの及び条件つき是認論との三論併記でありましたことは周知の事実であります。政府は、この答申のなされた時点であつたので、決断して問題の解決に当たるときであつたのであります。しかるに、政府はその決断をなさず、昭和四十九年四月に至り、労働側が戦後最大規模のストライキをもって政府に迫るや、さらに労働側と五項目の了解事項を取り交わしたのであります。

この五項目の了解事項の第一は、政府が内閣官房長官を長とする関係閣僚協議会を設置することとしたのは、労働基本権問題を真剣に検討する姿勢であることを確認するといふものである。第二は、この協議会においては、三公社五現業等の争議権等及び当事者能力強化の問題の解決に努力するといふものであります。そして、政府が、この結論について、昭和五十年秋ごろまでに結論を出すよう努力すると約束したことは各位の御存じのところでありませぬ。労働側は、この政府の約束を信じてストライキを終息せしめたのであります。それは政府がスト権の問題で前向きに取り組むと信じたからでありまして、しかく信ずるの

は、その前年の七項目の合意や五項目の了解事項、並びに政府がこれによってストライキの中止を求めた経緯などからして当然と言わなければなりません。

本年に入つて後も、政府は国会においてスト権の付与を迫る野党議員の質問に対し、スト、処分、スト、処分の悪循環は今春限りでやめにいたしたいと総理及び労働大臣の口を通じて言明をいたしておるのであります。

前述の経緯よりして、国民がこの総理や労働大臣の答弁をもって、スト権の付与について前向きな答弁と理解するのは当然ではないでしょうか。

しかるに、政府やその代弁者は、その後、この答弁は公労協がストライキをしないことを求めたものであると、まるで正反対の意味のごとく強弁をしておるのであります。国民を欺くことはなほだしく、破廉恥なること言語に絶するものと言わなければなりません。(拍手)これこそ、不正直なる政治家の模範として長く歴史にとどめられるに違ひありません。

しかも政府は、専門委員懇談会なるものを閣僚協議会に付置して時代に逆行する結論を導かしめ、それに責任を押しつけたばかりか、それをもとにさらに検討することとしておるのでありますから、七項目の合意や五項目の了解事項によつて結論を出すことを約束したその約束の履行なるものは、結局検討するという結論を出したにすぎないことになりませぬ。これは何らの意味をなしません。単に事態の解決を引き延ばすための手段にすぎなかつたことが明らかであります。

総理、あなたはしばしば、自分は正直であり、約束は守ると言われる。しかし、事、スト権問題に關しては、あなたの出処進退は、自民党のタカ派によつてがらにがらにされたためか、完全に自主性を喪失した醜い限りと言つてはあつたやうに、それがみずから「議会の子」と稱する者のすることでごさいます。もうごまかしはやめていただきたい。そしてこの際、あなたの真意は、スト権付与について前向きに行動せんとするものなのか、それともタカ派に迎合して総理のいすを失うまで灰色のままごまかして通そうとするものなのか、この際はつきりと答弁していただきたいのであります。そうでなくして、依然としてあいまいもこたる答弁ですり抜けようとするのは、国会審議を形骸だけのものにしてしまつて、元来スト権問題は国会の問題だから、ストはやめて国会の場で論議しようじやないかと言つたことは、一片のごまかしとなつてしまつたのではないのでしょうか。

これに關連して官房長官にもお尋ねをいたしたのであります。専門懇の委員が、それぞれの分野においてかなりの専門的知識を持つておられることは事実といたしましたが、いずれも労働問題の専門家とは言えず、しかも、そのほとんどが古き時代感覚の当局寄りの意識を持つ人々であることは疑いありません。政府は、今後この問題の解決に当たつては、関係閣僚協議会に何らかの諮問機関を付置せしめるつもりなのかどうか。また、諮問機関の委員の選任はどのような基準で行うつもりであるかを明らかにしていただきたいのであります。

次は、酒税の引き上げについてであります。われわれはこの問題の審議に当たり、まずもつて、清酒、ビール、ウイスキー、ブランデー、ワインなどについてその原価を知りたいと考へてこれを当局にたゞしたのであります。と申しますのは、たとへば、ウイスキー特級七百二十ミリリットル、一千六百五十円の中身の原価はせいぜい七十円前後であると言ふ専門家もおるのであります。何ゆゑにそれに対してさらに今四百九十円二十五銭の税の引き上げを行わねばならないかという疑問が当然に生ずるからでありまして、それはひとりウイスキーのみならず、今回税を引き上げんとする酒類全体に係る疑問なのであります。しかるに、政府は企業秘密に藉口してこれを明らかにすることを拒み、わずかに秘密理事会に対する資料の提出を約束したにとどまるのであります。本両法案の審議に役立つものでないこととは余りにも明らかであります。この問題は、独禁法上の原価公表の規定に關連いたしまして、国民の注目を浴びたことでもありますが、常に公益と衝突するものであり、政府・自民党は、企業秘密は国民全体の利益に係る重要法案についての国会の審議権にも立ちまざる法益であるとするのであります。遺憾この上もありません。われわれは、この問題について審議を尽くし、国民の前にこの問題の真相を明らかにするために、ぜひと

も政府がこの際、全員の前に酒類の原価について報告せられんことを強く要求するものであります。私の質問事項は多岐にわたる、まだ多々ございませぬが、ひとまず、以上の問題について政府の答弁を求め、さらに再質問の機会を得たいと存じます。(拍手)

(国務大臣三木武夫君登壇、拍手)

○国務大臣(三木武夫君) 寺田君の御質問にお答えをいたします。

この酒、たばこ法案は、自民党の単独採決によつて、私の言う「対話と協調」の姿勢を破つたのではないかと御質問でございませぬが、私は、「対話と協調」の姿勢というものは、三公内閣の続く限りこれを變えることはありませぬ。しかし、「対話と協調」といふことは、結局、与野党の間に適当なやり取り妥協がなければ国会の運営はできません。そのうちから考へてみますと、この酒、たばこの二法案は、前国会で衆議院で二十五時間、参議院で五十時間に及ぶ審議を尽くして、衆議院で二回にわたつて議決をされておる。しかも、今年度の予算の中には、すでにやはり予算の中に計上されておるわけでございます。予算は成立しても、その裏づけの法案、裏づけの財源というものが、ここにまだ酒、たばこの法案が国会において可決をされてないといふのでございませぬ。したがつて、「対話と協調」といふのは、もう幾ら、いつまでたつても決着がつかぬということでは、これはもう議會といふものは運営する方法はありませぬ。だから、ある国々によつては、法案の審議に対して審議の期間というもの限定する国さもある。幾ら待つても決着がつかぬということでは、年じゅう国会を開いても国会は決着がつかませぬから、ある限度においては、やはり国政に対して責任を持つておる野党と合がある。そうでなければいつまでたつても決着がつかぬといふことは、議會制民主主義の本旨から考へて私は好ましくないと考へて、自民党が横

暴をしておるとは思わないわけでございます。それから、いろいろ税制面で社会的公正という点がお話ございましたが、われわれは不正不正税制というのに対しては、各種の租税特別措置法についても従来にも増して一層負担の公平の観点から見直しを行う必要があると考えて、五十一年度の税制改正でも全面的に見直しを行うため目下検討を進めているところでございます。いろいろ各種の準備金、特別償却制度などについても税制調査会の意見も聞くなど、鋭意検討を進めておる次第でございます。

また、社会保険診療報酬課税の特例の是正について御質問がございましたが、この問題は長い経緯もある問題でございます。国民全体の納得のいくように対処したいと思っておりますが、次回の診療報酬決定と同時に改正を実施したいという政府の基本方針は変わらないものでございます。それから次に、交際費の課税について政府の方針を御質問になりましたが、従来から政府は交際費の課税は強化するという方針に変わりはございません。来年度の税制においてもこのようにこれを強化するかどうかについては検討をいたしておるところでございます。

また、法人の法人擬制説、法人実在説という法律論からいろいろ御議論がございましたが、これは政府はそういう法律論によって左右されるというのではなく、配当に対して法人税と所得税とをどう課税するかというこの調整のあり方の問題としてこれを検討いたしておる次第でございます。すなわち、一遍法人税を課税したその所得に再び法人税や所得税をどう課税するかというその税の調整のあり方の問題としてこれを検討いたしたいと考えておる次第でございます。

また、週休二日制については、国民的な合意が得られるよう、そういうことに気を配りながら今後推進してまいりたいと考えております。また、ライフサイクル計画については、これはぜひとも実現をしたい。何分にもその内容は多岐

にわたっておりますので、内閣にも生涯設計計画検討連絡会議を設け、また、自民党においても目下検討を進めておる次第でございます。

スト権の問題についてはいろいろお話がございましたが、政府は今後結論を出すに至るまでには、昭和四十八年、四十九年の春闘や公判審事の答申など、経緯というものも十分に踏まえ、また今回の専門懇の意見書などもこれを十分に踏まえて、政府としてのこの労働基本権の問題に対する結論を出したいと考えておる次第でございます。

これは私は「議会の子」と言われ、みずから称しながら、今回のストに対する態度はけしからぬという御非難がございましたが、私は、やはり議会の子であるという私の立場から考えて、議会制民主主義というものは守り抜きたいということでございます。したがって、スト権の問題というものは、ストライキの圧力によってこれを決断すべき性質のものではないのでございます。国会においては、これは公労法の改正の問題に伴うものでございますから、国会において法律の改正を伴うことを外部の大衆の圧力によって三木総理決断せよというものは、議会制民主主義の根幹に触れると思つて、私はこういうことに対しては回答をいたさなかつたわけでございます。(拍手)スト権のストの処分、またこれに対するストというこの悪循環は断ち切つて、日本の労働関係を健全な軌道に乗せたい、これはもう私の変わらぬ考えでございます。そのためには労働組合においても法律を守る。現行の法律は自分には気に入らぬから守らぬということでは、これはやはりいつまでたつても労働関係というものは健全になりませんから、気に入らない法律は法律を改正する。改正がされない場合は法律を守るといふことが前提になければ、労働関係というものはなかなか健全にはまいらない。(拍手)そういうことで、やはり法律は守る。目的のためには手段を選ぶ。手段もまた合法的な態度によって、そしてその改正を行う。大衆的な圧力によって、国会で決定すべきことを圧力

によって変えるというような、目的のために手段を選ばぬという方法はとらない、こういうことが前提にならない、なかなか労働関係の健全化というものは図れない、こう私は考える次第でございます。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○国務大臣(大平正芳君) 社会的公正是正という見地から今回の値上げをどう評価するかという観点からの御質疑がございました。あらまし総理大臣からお答えがございましたが、若干私から補足を申し上げたいと思つておる次第でございます。

第一は、租税特別措置の見直しでございますが、今日の租税特別措置は、数え方によつていろいろございますけれども、百八十ぐらいあるわけでございます。交際費の問題も含まれて、七千九百六十億ばかりが軽減減税されておるわけでございます。今日の財政難の状況にかんがみまして、この全面的な洗い直しにつきまして、たゞいま税制調査会に御審議を願つておる次第でございます。もとより、それぞれの政策的措置でございます。いろいろな異論が各界から出ておりますことは御指摘のとおりでございます。政府といたしましては、それぞれのアイテムにつきまして、個別具体的にその是非につきまして対応してまいりたいと考えておるわけでございます。

それから交際費課税でございますけれども、これは何回か強化してまいりまして、損金不算入割合を七五%まで引き上げてまいつたわけでございますが、今回の見直しにおきまして、さらに強化の余地がないかということにつきまして検討いたしておる次第でございます。

配当に対する問題につきましては、いま総理大臣がお答えになられたとおり私も考えておるわけでございます。總じてこういう不正不正に對しては鬼のような気持ちで対処せなけりやならぬと考えております。(どちらに對してですか)と呼ぶ者あり)不正不正に對してであります。それはど

ういう階層であれ、不正不正に對しては戦つていかなければならぬと決意いたしております。

それから週休二日制でございますが、これは寺田さん御指摘のように、金融制度調査会に銀行法の改正問題の一環として御審議を願つておるわけでございます。また金融機関の週休二日制自体を、それだけを孤立した問題として御検討いただいておるわけじゃございません。銀行法の改正の一環として御審議を願いたいという諮問をいたしておるわけでございます。いつまでに結論を期待しておるかということでございますが、これは社会、経済に与える影響もきわめて大きい問題でございます。銀行法自体が長く手をつけていながら問題でございますので、多くの問題点をはらんでおりますので、急いで結論を期待するわけにはまいらないと考えておるわけで、相当な期間をかけて充実した御審議を願いたいというように求めておる次第でございます。

それから最後に、酒類の原価につきましての御質疑がございました。これは申すまでもなく企業の秘密でございます。公開を政府の手でいたすべきでないという態度をかたくなにとつてまいりましたことは御指摘のとおりでございます。お互いが守つていかなければならぬ自由社会のこれはモラルでございますので、政府もこの点は守つてまいらなければならぬと決意いたしております。ただ、法案の御審議に当たりまして、必要な限度におきまして、御審議のために原価——銘柄別の原価ではなくて、グループ別の原価というようなものにつきまして、御要望にこたえて御審議の資に供しておるわけでございます。銘柄別の原価につきましては、さよなら趣旨で、私どもは企業の秘密を侵すわけにはまいらぬという態度は御了承願いたいと思つておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣田中正巳君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中正巳君) 御承知のとおり、診療報酬改定のためには中医協の答申を得ることが必要であります。ただいままでのところ、関係当事

昭和五十年十二月十三日 参議院會議録第十四号 酒税法の一部を改正する法律案(前会の続)外一件

者の間の合意が得られず延び延びになっておりますが、なるべく速やかに中医協の再開ができるよう懸命の努力中であり、目下微妙な段階にきているものと考えております。したがって、ただいまのところ、診療報酬改定の告示の時期について申し上げ得る段階にまでは参っておりませんが、本件はできるだけ早く決着を見るようにいたさなければならぬと思っております。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 五十年度の国民生活白書によれば、消費時代から省資源、省エネルギー時代に入っており、こういう観点から企業交際費に対する課税を強化すべきではないか、こういう御所見を交えての質問でございますが、交際費課税につきましては、御承知のように、もうしばしば損金不算入割合を拡大してきておられるわけでありまして、かなりのところで来ておられるわけでございます。御所見の御趣旨はよく私も理解できますので、税制調査会の意見も聞きまして善処する、こういうことにすべきである、かように考えます。(拍手)

〔国務大臣井出一太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(井出一太郎君) お答えいたします。週休二日制等につきましては、御指摘のとおり、昭和四十七年の秋に関係閣僚懇談会が設置をされまして、そのもとに翌年事務レベルの関係省庁連絡会議が設けられたような次第でございます。

そこで、この連絡会議は第一部会から第五部会まであるでございます。その中の第一部会が非現業の公務員の関係、第五部会が金融機関関係、これが一番中心になって鋭意検討を続けてきておるのでございますが、まだ現段階におきましては進行中の問題でございますから、結論ないしは時期等につきましてはその内容を申し上げられるというところまでまだいっておりません。それから第二点は、公企体関係の専門委員懇談会、これについてお触れになったわけであります

が、これは昭和四十九年の四月十日、五月十日、この二回にわたって閣議決定がなされて、そのもとに専門委員懇談会というものが設けられて、これは公制審の答申を尊重しつつ、そうして三公社五現業等に関するあるべき性格あるいは労働基本権の問題等につきまして、長いこと、一年半近くずっと検討をしております。長いこと、一年半近く、これは私も、長い間の苦心による意見書でございますから、これを尊重しなければならぬ立場であります。かつまた、この専門委員懇談会が何らかの結論を出すために政府との間の脈絡がどうかというふうなことも言われましたが、決してさようなことはない、非常に高い見識の皆さんによって推進をされたわけでございます。

〔松垣徳太郎君登壇、拍手〕

○松垣徳太郎君 寺田君にお答えをいたします。御質問の要旨は、大蔵委員長の反省と心境を聞きたいということでございます。去る十一月二十日の大蔵委員会における議事の処理は適法であり、やむを得なかったという考え方に変わりはございません。しかし、事実上御承知のような混乱状態を生じるといふ事象は、委員会運営の責任者として遺憾に存じております。私としては、今後委員会が円滑かつ充実した審議を因るため、委員各位の御理解と御協力を得て、公正な運営を行い、国会の権威と信用を保持するよう努力をいたしたいと考えております。(拍手)

〔投票箱閉鎖〕

○副議長(前田佳都男君) 寺田熊雄君外一名から、賛成者を得て、本日の本会議に酒類の原価に関する資料を提出することを要求する動議が提出されました。これより、本動議の採決を行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔投票執行〕 「ミスが多過ぎる」「投票やり直した」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。 ○副議長(前田佳都男君) 本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。投票に際しては、氏名点呼に応じて行うよう望まいたします。 投票漏れはございませんか。投票箱閉鎖を認めます。投票箱閉鎖。 ○副議長(前田佳都男君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

| | | | |
|------------|------------|--------|----------------|
| 賛成者(白色票)氏名 | 賛成者(青色票)氏名 | 投票総数 | 投票の結果を報告いたします。 |
| 太田 淳夫君 | 青島 幸男君 | 二百二十九票 | |
| 相沢 武彦君 | 柄谷 道一君 | 二百六票 | |
| 矢原 秀男君 | | 二百二十三票 | |
| 塩出 啓典君 | | | |
| 小谷 敏雄君 | | | |
| 守君 | | | |
| 神谷信之助君 | | | |
| 工藤 良平君 | | | |
| 和田 静夫君 | | | |
| 小笠原貞子君 | | | |
| 内田 善利君 | 桑山 昭範君 | | |
| 義治君 | 上林繁次郎君 | | |
| 阿部 憲一君 | 三木 忠雄君 | | |
| 藤原 房雄君 | 黒柳 明君 | | |
| 矢追 秀彦君 | 原田 立君 | | |
| 田代富士男君 | 藤井 恒男君 | | |
| 木島 則夫君 | 鈴木 一弘君 | | |
| 山田 徹一君 | 宮崎 正義君 | | |
| 柏原 ヤス君 | 中村 利次君 | | |
| 田淵 哲也君 | 二宮 文造君 | | |
| 白木義一郎君 | 小平 芳平君 | | |
| 多田 省吾君 | 中尾 辰義君 | | |
| 向井 長年君 | 福岡 知之君 | | |
| 矢田部 理君 | 案納 勝君 | | |
| 青木 新次君 | 野田 哲君 | | |
| 対馬 孝且君 | 秦 豊君 | | |
| 浜本 万三君 | 赤柄 操君 | | |
| 大塚 喬君 | 小山 一平君 | | |
| 片岡 勝治君 | 田 英夫君 | | |
| 宮之原貞光君 | 鈴木美枝子君 | | |
| 神沢 浄君 | 前川 且君 | | |
| 竹田 現照君 | 山崎 昇君 | | |
| 村田 秀三君 | 小野 明君 | | |
| 野口 忠夫君 | 栗原 俊夫君 | | |
| 西ヶ久保重光君 | 瀬谷 英行君 | | |
| 森 勝治君 | 戸叶 武君 | | |
| 田中寿美子君 | 竹田 四郎君 | | |
| 戸田 菊雄君 | 森中 守義君 | | |
| 志苦 裕君 | 森下 昭司君 | | |
| 近藤 忠孝君 | 山中 郁子君 | | |
| 粕谷 照美君 | 片山 甚市君 | | |
| 目黒今朝次郎君 | 橋本 敦君 | | |
| 安武 洋子君 | 内藤 功君 | | |
| 寺田 熊雄君 | 辻 一彦君 | | |

立木 洋君
 鈴木 力君
 川村 清一君
 沢田 政治君
 塚田 大願君
 鶴園 哲夫君
 小柳 勇君
 岩間 正男君
 阿貝根 登君
 中村 英男君
 藤田 進君
 上田耕一郎君

香脱タケ子君
 中村 波男君
 杉山善太郎君
 加藤 進君
 安永 英雄君
 松永 忠二君
 須藤 五郎君
 星野 力君
 野々山一三君
 秋山 長造君
 河田 賢治君
 春日 正一君

反対者(青色票)氏名

百二十三名

宮田 輝君
 平井 卓志君
 中西 一郎君
 山内 一郎君
 木内 四郎君
 最上 進君
 森下 泰君
 藤川 一秋君
 鳩山威一郎君
 夏目 忠雄君
 安孫子藤吉君
 有田 一寿君
 石破 二郎君
 松岡 克由君
 松垣徳太郎君
 中村 楨二君
 細川 護熙君
 林田悠紀夫君
 菅野 儀作君
 中山 太郎君
 寺本 広作君
 内藤登三郎君
 高橋雄之助君
 岩動 道行君

寺下 岩藏君
 吉田 実君
 山本茂一郎君
 久保田藤麿君
 佐多 宗二君
 望月 邦夫君
 梶木 又三君
 福岡日出麿君
 泰野 章君
 林 道君
 青井 政美君
 井上 吉夫君
 中村 登美君
 藤井 丙午君
 原 文兵衛君
 高橋 邦雄君
 宮崎 正雄君
 佐藤 隆君
 石本 茂君
 小林 国司君
 柳田桃太郎君
 玉置 和郎君
 楠 正俊君
 西村 尚治君

鍋島 直紹君
 上原 正吉君
 青木 一男君
 小川 半次君
 丸茂 重貞君
 志村 愛子君
 嶋崎 均君
 中村 太郎君
 高橋 誉富君
 斎藤栄三郎君
 糸山英太郎君
 岩上 妙子君
 大島 友治君
 斎藤 十朗君
 黒住 忠行君
 金井 元彦君
 土屋 義彦君
 上田 稔君
 長田 裕二君
 鈴木 省吾君
 江藤 智君
 大森 久司君
 平泉 涉君
 町村 金五君
 安井 謙君
 吉武 恵市君
 神田 博君
 大谷藤之助君
 亘 四郎君
 佐藤 信二君
 岡田 広君
 稻嶺 一郎君
 安田 隆明君
 高田 浩運君
 二木 謙吾君
 熊谷太三郎君
 木村 睦男君

新谷寅三郎君
 那 祐一君
 徳永 正利君
 八木 一郎君
 塩見 俊二君
 河本嘉久蔵君
 棚辺 四郎君
 戸塚 進也君
 坂野 重信君
 山東 昭子君
 岩男 頼一君
 遠藤 要君
 大鷹 淑子君
 古賀雷四郎君
 川野辺 静君
 今泉 正二君
 山崎 竜男君
 初村滝一郎君
 久次米健太郎君
 世耕 政隆君
 藤田 正明君
 阿本 悟君
 橋 直治君
 加藤 武徳君
 剣木 亨弘君
 増原 恵吉君
 鹿島 俊雄君
 小笠 公昭君
 橋本 繁蔵君
 亀井 久興君
 上條 勝久君
 矢野 登君
 山崎 五郎君
 増田 盛君
 源田 実君
 植木 光教君
 温水 三郎君

福井 勇君

○副議長(前田佳都男君) 寺田熊雄君。

〔寺田熊雄君登壇、拍手〕

○寺田熊雄君 ただいまの総理の御答弁を伺います、このスト権の問題で各諮問委員会等の意見を尊重して検討してまいるといふような御答弁でございませうけれども、前向きに検討するのか、それとも後ろ向きに検討するのか、その辺のところをさらに明確にお答えをいただきたいと存じます。それでなければ、結局ストライキをやめて国会の審議に問題を移せと言われた政府の御主張は全く意味をなさぬ単なるごまかしにすぎないことになると存じます。

なお、総理は、口を開けば違法のストライキと言われますけれども、労働者が最高裁判所でも説かれるような憲法上の問題に関して確信を持ってストライキをするのと、政治家が前言を翻してごまかすようなそをつくのどっちが罪が深いでしょうか。私は、総理が労働者に対して法を守れと言われるならば、それより以前に総理が、自分の一たび議会で言明した御主張を覆さず、正直にそれを守られること、そのことの方がより大切であると存じます。(拍手)

なお、総理が最も民主的な国家として自賞しておられるアメリカ合衆国の人権宣言を御存じだと思いませんけれども、あの人権宣言においてすら、政府が不当に国民の基本的な人権を侵害する場合には、国民は立ってその政府を転覆する反抗権を認められていることは御存じでございませう。まして、政治家がうそを言って国民を欺くような状態の場合には、国民が立ってその基本的な人権を守るうとするのはきわめて当然の行動と言わなければなりません。(拍手)

なお、大平大蔵大臣の御答弁を伺いますと、大平大蔵大臣は、衆議院の大蔵委員会において、週休二日制の問題は、銀行法第十八条の改正に関連

して、たしかこれを二年間の期間をお与えいたしたいと言われたように記憶しておりますが、いかがでしょうか。いま大蔵大臣は期間を限れないとおっしゃったけれども、衆議院における大蔵委員会の御答弁と相反する御答弁ではないでしょうか。さらに明確な御答弁を求める次第であります。

次に私は、公労協労働者のスト権の問題に関連してお尋ねいたします。

これに関連いたしまして、第三次公務員制度審議会の答申も、三公社五現業の経営形態のあり方につきましても検討の必要を指摘してはおります。今回の関係関係協議会の専門懇意見書はさらに一歩を進めまして、たばこや工業用アルコール専売事業の民営化や分割などの具体的方策さえも勧告する勢いを示しておるのであります。しかしながら、スト権の問題は他のいかなる問題にも優先して憲法問題なのであります。何となれば、憲法第二十八条は勤労者の団結権、団体行動権を何らの制約なくして保障しておるのでありますから、これを制限したり剝奪したりするためには、必然に他の憲法規定にその根拠を求めなければならぬことは自明の理であります。

総理の先般の社会労働委員会における答弁によりますと、政府はその根拠を憲法第十二条に求め、公共の福祉との調和を図る上で制約を免れないとする見解を示すのであります。この公共の福祉について最高裁判所は、昭和四十一年十月の全通中郵事件の判決において、これを「国民生活全体の利益」と説明しております。また、昭和四十八年四月の全農林警職法事件の判決におきましては、これを「勤労者たる地位にあるすべての者を包摂した国民全体の共同の利益を指す」と説明しておるのであります。ところが、たとえば専売公社における従業員ストライキがたばこの生産を一時的にストップしたといたしましても、現実には多くのストックもあることであり、何ら国民生活共同の利益を損なうものではないことは明らかで

昭和五十年十二月十三日 参議院會議録第十四号

酒税法の一部を改正する法律案(前会の続外一件)

あります。されば、山形地方裁判所は、昭和四十七年十一月二十七日になした判決におきまして、専売公社職員のスライキに関して、公労法第十七条の規定は、憲法第二十八条に違反し無効であるとして、スライキをなせる職員に対して科せる一切の懲戒処分を無効と判示しているのではありません。この判決をもっていたしまして、今回の専門懇の意見書が、スライキ権を付与する以上、専売事業を民営化しなければならぬとした見解がいかに憲法秩序を無視した近視眼的なものであるかが了解せられるのであります。

ところが、ここに一層奇怪なのは、この民営化に関する三木総理の見解であります。総理は、去る十一月五日の予算委員会におきまして、私が、公共企業体労働者のスト権付与の交換条件として民営論を持ち出すのは論外であるとして総理の御見解をただしたのに対して、公共企業体の経営形態、いろいろ議論があるわけです。それは当事者能力という面からもうそういうものが出てくるわけですが、政府は民営移管は考えておりません。と、明確にスライキに関連して民営移管の意思のないことを表明しておられるのであります。これはよもや総理はお忘れでないと思存します。しかるに、その後総理は去る十一月十二日の本会議においては、わが党の辻議員のこの点に関する質問に対して若干後退せることき答弁をなされ、さらに、専門懇の意見書の提出せられた後には、これを尊重する意思を表明し、去る十二月九日の社会労働委員会における答弁では、この件に関して何とも言えないという趣旨の、一層の後退を示す答弁をなしておられるのであります。およそ国民の重要な権利に関する総理の答弁や見解がこのように目まぐるしく変化したり矛盾したりするので、国民は政治に対して信頼を持つことができなくなるでありません。また、国会の論議そのものが全く権威を失うに至るでありません。そのような悲しむべき事態を招くことが、「議会の子」と自称する総理の好まれるところであ

るのであります。総理、あなたはこの際、十一月五日、予算委員会において公共企業体労働者に対するスト権の付与について、「政府は民営移管は考えておりません。」と答えられたその答弁を現在でも維持しておられるのか、それともそれを要節改論せんとせられるのか、もしも要節改論するるのであれば、その理由について明確なお答えを願いたいのであります。

次に、本日の新聞紙の報ずるところによりまして、政府は本二法案の実施についての発表をなさしておられるように承るのであります。いま本二法案の審議が終わらない現在の時点においてそのような意図を御発表になるのは、著しくこれに反する。国民の神経を逆なでし、国会の審議権を軽視する著しく不謹慎な措置と考えるが、どうでありましょうか。これに対する大蔵大臣の弁明を承りたいのであります。

まだ時間がございませんので、以上の点について御答弁を願って、さらに質問を続けたいと思存します。(拍手)

〔国務大臣(三木武夫)登壇、拍手〕
○国務大臣(三木武夫) 最初に、寺田君は私の姿勢について、基本権問題について前向きか後ろ向きかというお話でございました。私はどうも後ろ向きかというのを得ておられない。私は常に私の政治は前向きかというのを、寺田君の言われる前向きかというのを意味するの。私はこの問題に対して前向きか後ろ向きかというのでなくして、国民の納得のいくような正しい解決をしたいたと考えておる次第でございます。

それから、政治家に限らず、だれでもこれはうそを言っただけではないわけですから、もう人間の社会生活のルールのこれは基礎になるわけですから、したがって、常に正直であることは当然でございます。しかし、一方において、もし法律に対して、実力をもって、法律があつても、その目的を達したことが、それをそういうことを認めるとい

うことになれば、法治主義というものはこれは成り立たないわけでありまして、したがって、人の立場によつてこの法律は悪い法律だと思ふ法律があるでしょう。しかし、それならばその法律を改正しなければいけないわけです。改正の前に自分の立場から判断して、この法律は悪い法律だから守らなくてもいいということが認められるならば、これはもう法治主義もあるいはまた議会制民主主義というものを維持できるものではないと思ひます。私、私は、悪法であると思つても実力によつて法律を破る行為は認めるわけにはいかないわけでございます。

それから民営への移管についてでございますが、私はいま個々の公共企業体について、これを具体的に民営に移すべきだというふうに考えていないんです、私自身は。しかし、世間には、いまの公共企業体あるいは五現業などに対して、全部に對して相当な疑問が投げかけられておるわけなんです。国民の中にもこの経営形態というものももう一遍検討し直すべきでないかという意見も多いた

で、私は、今度当事者能力もこれは強化しなければならぬことは言うまでもないわけですから、当事者能力を強化しなければ、もうスライキというものは最後の最後的手段ですから、当事者が交渉能力を持たなければ、交渉もやらない前にストをするというふうなことはこれは邪道であります。そういうことではありますから、やはり当事者能力の強化ということと企業形態とは関連を保持しておりますから、十分検討をしてみたいと思つております。私が現在この企業を皆民営に移したいという具体的な考え方を持っていないことは事実でございます。しかし、そういう議論もござい

と思つておる次第でございます。(拍手)
お答えをいたします。(拍手)
〔国務大臣(大平正芳)登壇、拍手〕
○国務大臣(大平正芳) 金融制度調査会に銀行法の改正の審議をお願いするにつきまして、二カ年以内というような期限を付しておるわけではございませんので、そういうことを私は申し上げた覚えはございません。ただ、銀行法自体が大変な改正でございますので、仰せのように、みっちり御審議をいただくには少なくとも二カ年ぐらいの期間が必要ではなからうかと考えております。それから第二点でございますが、ただいま御審議をいただいております二法案が成立いたしました暁、いつ実施するかということでございますが、これにつきましては政府は、まだいつ実施するかということを決めておりません。成立させてい

ただきました暁におきまして一時、準備の状況、諸般の事情を考慮いたしまして、行政府として最善の日を選びたいと考えております。(拍手)

〔寺田熊雄君登壇、拍手〕
○寺田熊雄君 第七番目の質問をいたしました、酒類を筆頭とする食品の分野における大企業製品と国民の健康の問題についてお尋ねをいたしま

す。これら企業製品の原料中にさまざまな化学物質が含まれておることは社会的に顕著な事実であります。また、それら化学物質の中には国民の健康に悪影響のあるものがありますことも過去幾多の事例の示すところでありまして、ところが、これに對する政府の措置は、有吉佐和子氏の小説「複合汚染」に興味深く指摘せられておりますように、ほとんど無為無策と言わざるを得ず、国民の生命と健康を守るといふ政府の基本的任務をおろそかにするものであるばかりか、かえって企業秘密の保護という名目に隠れ、営利のために手段を選ばぬ大企業の代弁者たる観さえもするのであります。総理、あなたは、このような大切な問題を弱い立場の官僚や大臣にゆだねてはなりません。あなた御自身が、国民の生命と健康を守るため、異常な決意をもってこの問題に取り組み、すべての食品企業に對し、その製品の含有物の公開を命

じ、国民が安堵してみずからの選択せる食品を撰
取することができるよう有効な措置を講ずべきで
あると考へるのでありますが、いかがでしよう
か。総理並びに厚生大臣のこの点に関する見解を
お伺いする次第でございます。

なお、この際、特に最近議論的となつておるい
わゆるアルコールの問題につきましても総理の注意を
喚起したいのであります。今日のアルコール
消費量の増大を支えているものには、いわば勤勞
者の抑圧されたやりきれなさがあるものでありま
して、それはまさに政治の貧困の反映であると言
つても過言ではありません。政府は酒の税を取るば
かりが能くありません。飲酒のもたらす社会的
な諸問題について国民に警告し、健全な飲酒つ
いの関心を喚起するような活動を強めるべきでは
ないか。政府にこの点に関する抱負や施策がある
ならば、この際、明確にしたいのであります。

最後に、国民がこのたびの酒、たばこの値上げ
に反対するゆゑんのものは、一つには、冒頭に述
べました税制面における社会的公正の存在によ
るものであります。いま一つは、本年に入つて
物価がやや鎮静を見たとはいへ、昨年わが国の消
費者物価指数の歴史上昇率が二四・五%と、他の
資本主義国家のそれに比し著しく高く、国民に対
して生活上多大の苦しみを与へたこと、並びに公
共料金の引き上げが今後における物価高騰の引き
金になるおそれがあるためであります。

ことに、今回のたばこ値上げは低所得者層ほど
大きくその影響を受け、恵まれざる大衆のささや
かな生活の喜びをも奪う結果となるのでありま
す。したがつて、低所得者層に対するせめてもの
贈り物として政府は新規の百円たばこを製造する
意図はないか。社会的弱者に対する何らの配慮を
も行わないような画一的値上げは社会的公正正
正に逆行する政治ではないだろうかと思へるので
あります。

以上に関する総理並びに関係大臣のお考えを

お伺いいたしましたして、私の質問を終わります。
(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 寺田君の食品に対して
の安全性というものに触れて、このことは政府の
行政の中できつめて基本的な問題の一つでござい
ます。したがつて、厚生省においてはこの問題に
對して細心の注意をいたしておるわけでございます
が、詳細は厚生大臣からお答えいたしますことに
いたします。(拍手)

〔國務大臣田中正巳君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中正巳君) 食品安全行政の要諦
は、国民の健康、生命と近代生活の調和点をど
こに求めるかということだと思はれますが、国民が
この問題について非常に関心の深いことを踏ま
えて細心かつ眞摯に対処する所存であります。

また、酒類に用いられてはいた添加物のうち、保
存料、防腐剤のサリチル酸は本年七月二十五日付
をもつて使用禁止の措置をとつたところでありま
して、ただいまのお酒にはサリチル酸は入つてお
りません。しかし、現在、酒類に使用されてお
る添加物といつたしましては、酸味料、たとえばコ
ハク酸とか乳酸等がございまして、さらにグルタミ
ン酸ナトリウム等の調味料と両方が入つておりま
す。このうち乳酸については、光学異性体にお
いて設けられた区別に基づいて、L体のものは問
題がないのですが、D体のものについては嬰兒、
まあWHOの報告ではベビー・ヤング・インファ
ントとか書いておられますが、この嬰兒において代
謝性の点についてやや問題があると言われており
ますが、大人については心配がないものと報告さ
れております。したがつて、大人が酒を摂取
する場合には添加物に對しての害はないもの
のといふふうに考へております。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 酒のような致酔飲料と
犯罪とか衛生との関連につきましても御指摘で
ございました。

幸いにいたしましたして、わが国は酒造業、製造か
ら販売の段階まで政府の厳重な監督下に置いてお
るわけでございます。製造石数、品質等につき
ましても厳重な規制を加えておるわけございま
す。酒類行政全体を通じて、これが社
会悪の増幅につながることをないように配慮して
まいらなければならぬと考へております。

それから第二の御質問の、百円たばこという銘
柄をつくり出すつもりはないかという御指摘で
ございます。この問題は、百円のたばこございま
すが、これは全体の紙巻きたばこの平均原価を割
るたばこになるわけでございます。全体、財政
事情から申しまして大変困難であると思ひます
し、また、原料事情から見ましても、技術的にも
いろいろ困難がございまして、ただいま政府は
これを考へていたしておりません。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 安永英雄君から、賛成
者を得て、

両案の審議に資するため、議員派遣を行うこと
とし、派遣地、派遣期間及び派遣議員は議長に一
任することの動議が提出されました。
これより本動議の採決をいたします。
表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛
成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御
登壇の上、御投票をお願いします。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を忌呼〕

〔投票執行〕

○副議長(前田佳都男君) 投票漏れはございま
せんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉
鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長(前田佳都男君) これより開票いたしま
す。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命
じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(前田佳都男君) 投票の結果を報告いた
します。

投票総数

白色票

青色票

二百二十四票
百票
百二十四票

賛成者(白色票)氏名

- | | |
|--------|--------|
| 太田 淳夫君 | 矢原 秀男君 |
| 野末 陳平君 | 喜屋武眞榮君 |
| 相沢 武彦君 | 塩出 啓典君 |
| 青島 幸男君 | 内田 善利君 |
| 桑名 義治君 | 三治 重信君 |
| 上林繁次郎君 | 阿部 憲一君 |
| 三木 忠雄君 | 藤原 房雄君 |
| 黒柳 明君 | 矢追 秀彦君 |
| 原田 立君 | 田代富士男君 |
| 藤井 恒男君 | 木島 則夫君 |
| 鈴木 一弘君 | 山田 徹一君 |
| 宮崎 正義君 | 柏原 ヤス君 |
| 田淵 哲也君 | 二宮 文造君 |
| 白木義一郎君 | 小平 芳平君 |
| 多田 省吾君 | 中尾 辰義君 |
| 向井 長年君 | 福岡 知之君 |
| 矢田部 理君 | 案納 勝君 |
| 久保 亘君 | 青木 新次君 |
| 野田 哲君 | 対馬 孝且君 |
| 秦 豊君 | 浜本 万三君 |
| 小山 一平君 | 片岡 勝治君 |
| 田 英夫君 | 宮之原貞光君 |
| 鈴木美枝子君 | 神沢 浄君 |
| 山崎 昇君 | 村田 秀三君 |
| 野口 忠夫君 | 栗原 俊夫君 |
| 瀬谷 英行君 | 森 勝治君 |
| 戸叶 武君 | 田中寿美子君 |
| 竹田 四郎君 | 戸田 菊雄君 |

| | |
|---------|--------|
| 森中 守義君 | 志苦 裕君 |
| 森下 昭司君 | 山中 郁子君 |
| 粕谷 照美君 | 片山 甚市君 |
| 目黒今朝次郎君 | 橋本 敦君 |
| 安武 洋子君 | 内藤 功君 |
| 寺田 熊雄君 | 佐々木静子君 |
| 辻 一彦君 | 小巻 敏雄君 |
| 神谷信之助君 | 小谷 守君 |
| 上田 哲君 | 和田 静夫君 |
| 松本 英一君 | 小笠原貞子君 |
| 立木 洋君 | 香脱タケ子君 |
| 鈴木 力君 | 中村 波男君 |
| 川村 清一君 | 杉山善太郎君 |
| 沢田 政治君 | 加藤 進君 |
| 渡辺 武君 | 塚田 大願君 |
| 安永 英雄君 | 鶴園 哲夫君 |
| 松永 忠二君 | 小柳 勇君 |
| 須藤 五郎君 | 岩間 正男君 |
| 星野 力君 | 阿具根 登君 |
| 野々山一三君 | 中村 英男君 |
| 秋山 長造君 | 藤田 進君 |
| 河田 賢治君 | 春日 正一君 |

反対者(青色票)氏名

百二十四名

| | |
|--------|--------|
| 宮田 輝君 | 寺下 岩藏君 |
| 平井 卓志君 | 吉田 実君 |
| 中西 一郎君 | 山本茂一郎君 |
| 山内 一郎君 | 久保田藤麿君 |
| 木内 四郎君 | 佐多 宗二君 |
| 最上 進君 | 望月 邦夫君 |
| 森下 泰君 | 梶木 又三君 |
| 藤川 一秋君 | 福岡日出麿君 |
| 鳩山威一郎君 | 秦野 章君 |
| 夏目 忠雄君 | 林 道君 |
| 安孫子藤吉君 | 青井 政美君 |
| 有田 一寿君 | 井上 吉夫君 |
| 石破 二郎君 | 中村 登美君 |
| 松岡 克由君 | 藤井 丙午君 |

| | |
|--------|---------|
| 松垣徳太郎君 | 原 文兵衛君 |
| 中村 禎二君 | 高橋 邦雄君 |
| 細川 護熙君 | 宮崎 正雄君 |
| 林田修紀夫君 | 佐藤 隆君 |
| 菅野 儀作君 | 石本 茂君 |
| 中山 太郎君 | 小林 国司君 |
| 寺本 広作君 | 柳田桃太郎君 |
| 内藤善三郎君 | 玉置 和郎君 |
| 高橋雄之助君 | 楠 正俊君 |
| 岩動 道行君 | 西村 尚治君 |
| 鍋島 直紹君 | 新谷寅三郎君 |
| 上原 正吉君 | 郡 祐一君 |
| 青木 一男君 | 徳永 正利君 |
| 小川 半次君 | 八木 一郎君 |
| 丸茂 重貞君 | 塩見 俊二君 |
| 志村 愛子君 | 河本嘉久蔵君 |
| 嶋崎 均君 | 棚辺 四郎君 |
| 中村 太郎君 | 戸塚 進也君 |
| 高橋 登富君 | 坂野 重信君 |
| 斎藤栄三郎君 | 山東 昭子君 |
| 糸山英太郎君 | 岩男 颯一君 |
| 岩上 妙子君 | 遠藤 要君 |
| 大島 友治君 | 大鷹 淑子君 |
| 斎藤 十朗君 | 古賀雷四郎君 |
| 黒住 忠行君 | 川野辺 静君 |
| 金井 元彦君 | 今泉 正二君 |
| 土屋 義彦君 | 山崎 竜男君 |
| 上田 稔君 | 初村滝一郎君 |
| 長田 裕二君 | 久次米健太郎君 |
| 鈴木 省吾君 | 世耕 政隆君 |
| 江藤 智君 | 藤田 正明君 |
| 大森 久司君 | 岡本 悟君 |
| 平泉 涉君 | 橋 直治君 |
| 町村 金五君 | 加藤 武徳君 |
| 安井 謙君 | 加藤 亨弘君 |
| 吉武 恵市君 | 増原 恵吉君 |
| 神田 博君 | 伊藤 五郎君 |
| 鹿島 俊雄君 | 大谷藤之助君 |

| | |
|--------|--------|
| 小笠 公昭君 | 巨 四郎君 |
| 橋本 繁蔵君 | 佐藤 信二君 |
| 亀井 久興君 | 岡田 広君 |
| 上條 勝久君 | 稲嶺 一郎君 |
| 矢野 登君 | 安田 隆明君 |
| 山崎 五郎君 | 高田 浩運君 |
| 増田 盛君 | 二木 謙吾君 |
| 源田 実君 | 熊谷大三郎君 |
| 植木 光教君 | 木村 睦男君 |
| 温水 三郎君 | 福井 勇君 |

○副議長(前田佳都男君) これにて午後三時まで休憩いたします。

午後二時四十分休憩

午後三時七分開議

○議長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対する質疑を続けます。野田哲君。

(野田哲君登壇、拍手)

○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案について、数点にわたって質問を行います。

三木総理並びに大平大蔵大臣に対して、酒、たばこ二法案の内容に入る前に、さわめて重要な問題についてまずその見解を求めたいと思っております。先ほど寺田議員も指摘をいたしたところでありますけれども、本日の読売新聞朝刊の報道によると、政府並びに大蔵当局は、酒の値上げについては十二月十六日、たばこの値上げについては十二月十七日にもこれを施行するとの方針であること、これを報告いたします。この態度は議会軽視もはなはだしいと断ぜざるを得ません。現に、いま酒、たば

こ二法案については、ただいま国会で審議を行っている最中であり、その内容はどのようなものか、結論が出ていないのであります。それにもかかわらず、その施行日を法案審議終了前に決定し、これを公表するとは一体いかなることであり、これを公衆の注目を浴びさせるは、私たちが政府みずからがおり立てる行為であり、私たちが絶対的に容認することはできません。嚴重な抗議を表明するとともに、総理並びに大蔵大臣がこのことについてどのような見解を持っておられるか、明快なる答弁を求めたいのであります。

次に、ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案について、三木総理並びに関係閣僚に対して数点にわたって質問を行います。

まず第一に、この二法案の今日までの取り扱いは、政府並びに与党の最高責任者である三木総理に対して、その基本姿勢について見解を承りたいと思っております。

三木総理、あなたはちょうど一年前に総理に就任した際、その三十数年及び議員活動から、みずから「議會の子」と称し、その政治姿勢については「対話と協調を基本とすること、議會制民主主義を守ることを事あるごとに強調されております。三木内閣発足以来一年間、あなたの総理・總裁としての政治姿勢を見ると、一年前にあなたが国民に約束された「対話と協調」は単なる言葉の虚飾にすぎず、その実態は歴代総理・總裁にまさるとも劣らない専横そのものであると断ぜざるを得ないのであります。そのことについて具体的な例を挙げて政府・与党の総理・總裁としての明確な見解を承りたいと思っております。

すなわち、ただいま議題となっている酒、たばこに関する二法案は、前七十五国会において全野党の反対によって廃案になったものであります。多くの国民は、この措置に対して大きな共感を寄せ、拍手喝采を送ったのであります。にもかかわ

らず、政府は再度この法案を本臨時国会に提案し、しかも、松田大蔵委員長は前国会に引き続いて再度強行採決を行い、加えて大蔵委員会における大平大蔵大臣の趣旨説明についても、野党不在の中で一方的に強行されているのであります。

このように、国民生活に大きな影響をもたらす酒、たばこの二法案については強行に次ぐ強行を行い、一方、経済の民主化、物価の安定を図るための独占禁止法の改正については、前国会において全会一致をもって衆議院を通過しているにもかかわらず、これについては再提出を行わないのみか、今後の提案の約束さえも言を左右にして明確にしない態度に対しては、大きな不信と疑惑の念を抱かざるを得ないのであります。三木総理がその発足に当たって強調した「対話と協調」という政治姿勢は、単なる言葉の虚飾であったのか、あるいは自由民主党の体制に押し流されて、その政治の基本姿勢さえも変えざるを得なかったのか、総理の明快な所信を伺いたいのであります。

次に、三木総理並びに大平大蔵大臣に対し、具体的な数点にわたって質問を行い、これに対する見解を求めます。

その第一点は、日本専売公社の経営形態と公社職員の労働基本権について伺います。去る十二月一日、政府は、三公社五現業等のストライキ権問題について政府声明を発表いたしました。この政府声明の第二項において、いわゆる「専門委員懇談会の意見書の趣旨を尊重し」とうたっており、この専門委員懇談会の意見書においては、たばこ専売事業の経営形態について、専売公社を分割し、民営に移管することを提起しているのがあります。しかし、専売公社の経営形態のあり方については、今日まで各種の諮問機関等で長年にわたって討議、検討が行われており、その代表的なものも挙げると、昭和三十九年九月の臨時行政調査会が行った答申、さらに昭和四十三年十一月二十一日の財政制度審議会が行った報告、これらの関係法令に基づいて設置された機関の答申や報

告は、そのいずれも、現行の公社制度による経営形態を存続させることを基本にしてそれぞれ改善すべき点を指摘しているものであります。加えて、臨時行政調査会の答申は、現行経営形態のもとで、専売事業に働く労働者に対する争議権の付与を提示しているものであります。専門委員懇談会の答申にある日本専売公社の分割、民営移管という趣旨とは、その経営形態について真向から対立する内容になっているが、三木総理並びに大平大蔵大臣は、これらの相対立する意見、答申、報告に対してどのような立場をとろうとされているのか、まずその点についてそれぞれ明確な答弁を求めらるべきであります。

あわせて、専売公社が公共企業体等関係協議会専門委員懇談会に対して、経営形態についての基本的な考え方、経営形態の諸問題、当事者能力の問題としての予算制度、給与総額制度、特別給与、たばこ定価の決定方式、専売納付金制度、労使関係の現状等について、本法案審議に当たってきわめて重要な問題点について何回か説明資料を提出されていると聞き及んでおります。これを本法案審議の資料として提出されるよう求めらるべきであります。

第二は、たばこの原料政策の今後の展開について大蔵大臣、農林大臣にその所信を伺いたいと思っております。たばこの主原料である葉たばこの国内自給率は現在約七〇%と聞き及んでおりますが、今後の原料政策として、国内自給率と国外への依存度の割合をどのように考えておられるのか。また、その原料の安定的かつ経済的確保のために、国内自給率の維持についてどのような施策がとられているか、それぞれ所見を伺いたいと思っております。

特に、国内自給率を安定的に維持していくためには、葉たばこ耕作者に対する積極的な施策が強く望まれているところでありますが、現在の農林省の施策としては、葉たばこ作付農地の造成改良、育苗施設、乾燥施設、農業機械の導入等に対

する資金の貸し付けにとどまっております。実質的な施策の大半は、専売公社並びに耕作地の所在する自治体からの補助金、助成金に依存している実態であります。国際情勢が流動的な今日、原料の安定的確保のために、国内耕作者に対する積極的な施策が求められており、これに対する両大臣の見解を伺いたいと思っております。

次に、日本専売公社の五カ年を単位に進められているいわゆる長期計画、中期計画等のあり方について大蔵大臣にその見解を求めらるべきであります。

日本専売公社は、昭和四十三年十一月に「これからのたばこ事業」と題する新長期計画を策定し、それに基づいて四十四年から四十八年までの五カ年を第一次中期計画、引き続いて四十九年以降の第二次中期計画へと引き継がれております。これらの長期計画及び第一次、第二次中期計画は、もと高度経済成長政策を基本に策定されたものであります。今日経済の高成長から低成長へと経済政策が大きく転換した現在、その長期計画、中期計画についても当然大幅な見直しが必要になってくるのではないのでしょうか。特に不況とインフレーションが同時に進行するいわゆるスタグフレーションによって喫煙者の圧倒的多数を占める勤労国民の実質賃金の低下傾向が続いている現状では、たばこの需給計画についても当然見直しを必要とするのではないのでしょうか。加えて、もし今回提案をされている大幅値上げが強行された場合、その消費量は専門家の推定によると大幅に減少し、現在の消費量に還元するまでには三年ないし五年を要するであろうと言われています。その場合のしわ寄せはもろに専売の労働者と葉たばこの耕作者及び小売店に及ぶのではないかと懸念をされるのであります。これに対する専売公社の経営の長期計画、中期計画の見直し、今後の需給の見直し、関係労働者の雇用の安定、耕作者に対する保護政策等について大蔵大臣の所見を伺いたいのであります。

次に、たばこの価格形成方式について伺います。言うまでもなく、たばこの販売は一〇〇%のシェアを持った完全な独占事業であります。そうして、たばこは今日の国民生活にとっては単なる嗜好品というよりも生活必需品と言ってもいい状態で普及をしております。それだけに専売事業には強い公共性と民主的運営が強く求められるのであります。それにもかかわらず、たばこの販売価格の価格については何らの具体的な価格形成方式が確立されていないのであります。ハイライトの八十円を百二十円にする、あるいはセブンスター百円を百五十円にする客観的な妥当性を持った価格形成方式は何ら確立していないと思っております。もしあるとするならば、それは専売事業が戦時中は戦費の調達のためにたばこ専売事業として多くの役割を担い、戦後はまた新たな立場に立った専売納付金という形で政府の御用金調達の役割を担わされ、その資金需要に見合っ価格が形成されてきたということではないのでしょうか。いま提案されているたばこの価格についても、もし具体的な価格の形成方式があるとするならばそれを具体的に示してもらいたいし、あわせてたばこの価格形成はどうあるべきかについて、将来の方式について見解を承りたいのであります。

さらに、大平大蔵大臣及び福田自治大臣に対し、今後の税制のあり方について伺いたいと思っております。大蔵省及び自治省は、去る十一月二十五日に開催された税制調査会に対して昭和五十一年度税制改正について全検討項目を提示し、政府としての構想を明らかにしたと伝えられています。その検討項目として大蔵省及び自治省が挙げたのは、第一項は所得税、住民税、第二は自動車関係諸税、第三は租税特別措置等、第四は会社臨時特別税、第五は事業税、第六は固定資産税、第七は事業所税、第八は広告費課税、ギャンブル課税、第九その他、このような項目になっております。伝えられているところによると、今回の税制改正の

構想の特徴は、不公平課税として悪名高い租稅特別措置に対して見せかけだけの部分的な手直しを行い、現行の税制に対する国民の抵抗感をやわらげることによって新たな税への布石を打つことにあると言われています。すなわち、それは税制度の中で最後の新税と言われている付加価値税を導入するための道を開く中期戦術だと言われていることでもあります。大蔵省及び自治省は、昭和五十一年度以降の税制改正について具体的にどのような構想を示したのか、両大臣からその内容を明らかにしてもらいたいと思っております。

あわせて、去る十一月二十五日の税制調査会に対する構想の提示については検討項目だけを文書で提示し、それに対するコメントはすべて口頭をもって行われたと伝えられております。したがって、当日の税制調査会の議事録を資料として本法案の審査のために提出されるよう求めるものであります。

次に、たばこ消費税制度導入の動向について、これに対する大蔵大臣の見解を伺います。専売公社の第二次中期計画において、あるいはまた税制調査会、財政審議会等においてたばこ消費税制度導入の構想が打ち出されています。その意図するところは、専売益金率の低下傾向に対する歯止めを行う、物価の上昇や原価の増大によりたばこの税負担率が下がっていく形で「意図せざる減税」が進行するので、これを防止する、地方たばこ消費税が従価制度になっているために原価の上昇がそのまま国庫納付金の率の低下につながるのをこれを防止する、等の理由が挙げられています。

しかし、これらの議論には、国民生活を圧迫する多くの問題点があることを指摘せざるを得ません。すなわち、この制度導入は直ちに消費者への負担となつてはね返るとともに、生産原価の低減を無理強いすることによって耕作農家への経営の圧迫、小売店に対する販売促進の押しつけ、小売手数料の切り下げ、専売労働者に対する合理化の強化となつてあらわれることは明らかであります。

す。しかも、たばこの消費に伴う著しい税負担の逆進性を考えるとき、たばこ消費税制度の導入に対しては大きな疑問点を指摘せざるを得ないのがあります。大平大蔵大臣は、これらの多くの問題点を持ったたばこ消費税制度の導入の議論に対して現在どのような見解を持っておられるのかその見解を伺うものであります。

次に、原料葉たばこの海外産地開発のあり方について、総理並びに大蔵大臣の見解を伺います。原料葉たばこの自給率確保に対する見解を先に求めたところでありますが、現在、専売公社は海外原料の定量的確保の必要性ということ、インドネシア、インド、ブラジル等の諸地域に海外産地の形成を進めています。たばこの品質を維持していくために一定の外国産原料葉たばこの必要性を否定するものではありませんが、単なる原料の輸入ということではなく、海外における産地形成ということになると、開発途上国における日本の企業の出産が多くなる現地住民の反発を受けて国際問題にも発展しかねない経過があるだけに、特に慎重な配慮がなされなければならぬと思っております。また、今後海外産地に多くを依存することは、かつて国内で産出する貴重な石炭をスクラップにしてエネルギー資源の大部分を中近東からの石油に依存した中で、産油国の政策の直撃を受けて国民生活に大きな恐慌を来した生々しい苦い経験を持っています。国民の日常生活にとって欠くことのできない必需品とも言えるたばこについて、その原料の国内生産をスクラップにして、必要以上に海外での産地形成を求めるとは特に慎重でなければならぬと考えます。さらにまた、海外での原料葉たばこの産地形成が進められているアジア諸国、すなわちインド、インドネシア、フィリピン等の開発途上国は、人口の急速な増加に対して食糧の供給が追いつかないという実情を持っているのは、日本から進出した葉たばこの産地形成よりも、食糧の自給率を高めることであり、そ

のための技術援助あるいは経済援助であるはずであります。このような国情にある国々に葉たばこの産地形成を求めるとは、低廉な地価と低廉な賃金を求めての私企業の利潤追求第一主義と軌を一にする海外進出と見られてもやむを得ないのでないでしょうか。

以上の原料葉たばこの海外産地開発に関する諸点について、総理並びに大蔵大臣の見解を求めるとともに、専売公社が進めている海外産地開発についての現状と見通しについての関係資料の提出を求めるとあります。

次に、福田経済企画庁長官に対し、今回政府が意図している酒税法の一部改正、製造たばこ定価法の一部改正による酒、たばこの値上げの消費者物価指数への影響について伺います。福田経済企画庁長官は、本年度の物価対策として、本年度末、すなわち昭和五十一年三月の消費者物価指数を前年同月比で九・九％以下の上昇に抑えることを三木内閣の重点課題として何回も約束をされています。そして今回審議している酒、たばこの値上げによる消費者物価指数への影響について、九・九％の中に年度当初から見込み済みであるから、九・九％の公約は酒、たばこの値上げによって修正する必要がないということは今春以来の審議の中で強調をされています。すでに九・九％の中に年度当初から酒、たばこの値上げのね返り部分が見込み済みであるとするならば、逆に年度当初から予定されていた酒、たばこの大幅値上げが今日まで私たちの努力によってすでに三・四半期実現を見ていないのであるから、その物価の九・九％という上昇率の公約は、この段階ではさらに低く修正をされなければならないのではないのでしょうか。日本専売公社の資料によると、たばこの値上げ分だけで消費者物価指数への影響は〇・六％と示されています。これに酒の値上げ分の影響を加えると、今日までそれが実現をしていないのでありますから、この政府が年度当初に約束をされてきた九・九％の問題は、当然この段階で修

正をされるべきではないかと思っておりますけれども、これについて福田経済企画庁長官はどのような見解を持っておられるか、その見解を求めるとあります。

以上、私は数点にわたつて、この二法案に関する問題点、疑問点、あわせて、法案審議中にもかかわらず、すでに政府がその施行日を内定をし、公表をしておることについての問題点について、それぞれ総理大臣、大蔵大臣並びに各関係大臣の明快なる回答を求め、とりあえず私の質問をここで終わらせていただきます。(拍手)

〔国務大臣(三木武夫君) 野田君にお答えをいたします。〕
二法の実施時期についてでございますが、これは政府は決定をいたしておらないわけですが、したがって、これを新聞で発表をするようなことはあり得ないわけでございます。二法が成立後、実施の進捗状態なども勘案して、一番最善と考えるときに実施したいと考えております。

第二は独禁法でございますが、これは御承知のように、衆議院において全会一致で通過いたしました。衆議院においてはこれは審議しないままに廃案となつたわけでございます。この臨時国会は問題をしばつたわけでございますから、経済の運営の基本に関する独禁法は通常国会の問題にいたしたいと、自民党において再調整中でございます。

第三の、「対話と協調」ということに酒、たばこ二法の取り扱いは反するのではないかと御意見でございますが、私は、この議会政治本来のあり方は対話と協調以外にないと。対決によって議会政治というものは円満に運営できるとは思っておりません。したがって、これはやはり私の政治姿勢であるばかりでなしに、議会の運営に対して共同の責任を分担してもらわなければならぬ野党の各位においても、この精神は議会制民主主義を健全に発達させるためにお持ちを願わなければならぬわけ

でございます。私だけが、私の方が、私の政府の側だけが対話と協調と申ししても、やはり相手のあることですから、皆さんが、野党の各位も共通の土俵にやはり上がっていただかなければ対話と協調の実は上がらないわけでございます。この酒、たばこは、この問題はもう衆議院においても二回すでに可決をされ、今年度の予算においては計上されておるわけであります。予算は成立しておるのであります。予算の成立の裏づけのこの酒、たばこ、いわゆる裏づけの財政の方に関連する法案が、これが可決されないということでは、これは政府としては責任が果たし得ないわけでございます。したがって、この問題については衆議院においても二十時間、参議院においては五十時間審議したわけでございます。もうこの間、この前の通常国会におきましても、数時間あったら可決をされたような状態にあったわけでございます。したがって、どうしてもこの問題は片づけなければならぬ。これは財政のためまえから言ってもそうでございます。そういうことで、しかし、会期はある。限られた会期にこれはやはり御審議を願わなければならぬので、「対話と協調、対話と協調」と言って、会期のある議案をいつまでもいつまでもこの問題に対して決着をつけないというわけにはまいらぬわけです。責任を持っておる政府としてはそうはいかないわけでございませぬから、ときに、どうしてもなかなか気がいらぬ法案というものは、審議というものに対して簡単に応じないという態度であれば、限度があるわけですから、自民党で強行採決する場合もやむを得ないと考えられるわけでございます。「対話と協調」に反すると私は思っておりません。この姿勢は私は崩さないつもりでございます。

また、葉たばこの件につきましては、これは海外産の葉たばこについては大蔵大臣からお答えをいたします。また、専売のいわゆるたばこの民営移管については、これはこの間の専門懇の意見書にも、まあ

公権力に関するものは民営移管というわけにはいかぬが、しかし、製造、販売というようなことはやはり民営ということも検討すべきでないかというような意見があったと思いますが、この問題については、当事者能力とも勘案して、今後十分に検討すべき課題だと思っておるわけでございませぬ。私自身が民営にしようという具体的な見解を今日抱いておるわけではございません。

（拍手）
以上お答えをいたします。（拍手）
○国務大臣(大平正芳君) 二法の実施時期につきましては総理からお話ございました。総理が仰せられたとおり、政府としてまだ決めておりませんので、決めていないものを発表のしようもないわけでございませぬ。成立の暁、諸般の事情を考慮して最善の日を選びたいと考えております。

第二の御質問、専売公社の経営形態の問題でございますが、過去の政府の審議会におきましても民営に転じられた経緯もあるわけでございませぬ。しかし、今般のいわゆる専門懇の御意見もございませぬが、政府の決まりました方針に従いまして今後検討を続けていかねばならぬと考えております。

それから、原料葉たばこの確保の問題でございます。この問題は申すまでもなく国内葉の確保に重点を置いて考えておることは申すまでもございませぬ。ただ香味料でございますとか、低ニコチンの緩和料でございますとか、そういったものは国内で生産ができませんので、海外から仰がなければなりませんし、国内葉が不足する部分につきましてもはやむなく海外からの供給に期待しなければならぬと考えております。で、国内葉の自給力の向上につきましては、野田さんも言われましたとおり、価格政策を適正にしていることが第一であると思っておりますが、なお原料選別の簡素化でございますとか、各種の機械化の促進でございますとか、苗床の大型化でございますとか、そういう近代化を進めまして、自給力の向上、原価の低減に

努めなければならぬと考えております。次に、専売公社の第一次、第二次中期計画というものは、内外の社会経済情勢が一変したので見直すべきじゃないかという御指摘でございます。したがって、仰せのとおり私も心得ております。したがって、目下のところ、このいわゆる中期計画案なるものは専売公社内部の一応の検討資料としてあるわけでございまして、今後の内外の経済状況の変化、定価改定後の市場の状況等の行方を見定めた上で固めてまいらなければならぬと考えております。

それから、今後のたばこの市況の推移を予測することはなかなか困難ではございますけれども、野田さんの仰せの雇用の安定につきましては、たばこ政策の推進に当たりまして常に留意してまいらなければならぬことは当然と心得ております。それから、価格形成の方式が定まっております。たばこの定価は、御承知のようにたばこ自体の原価と販売のマージンと地方たばこ消費税と専売納付金と、そして公社自体の内部留保金から形成いたしておるわけでございませぬ。この価格の形成に当たりますのは、一般の消費物資の価格形成と異にいたしまして、財政専売を担うところの商品としての特性を持っておりますことは御理解いただけたらと思います。中央、地方の財政にどのようの寄与をしておりますかということもあわせてこの価格形成に当たらないかと考えておるわけでございませぬ。今度の改定におきましても、異常に落ち込んでまいりましたこの財政寄与を若干もとに復元させていただきたいという趣旨から考えられたものであることを御理解いただきたいと思います。

それから、租税の見直しの問題については、御質疑でございます。政府といたしましては、来年度大きな増税をもうらんでおるわけではございませんで、まず租税特別措置の見直しを彫り深くやらなければならぬと考えて、税制調査会には御検討を願っておるわけでございます。同時に、

税制調査会には基礎問題小委員会を設けていただきました。租税負担率がどうあるべきかという点の内容が明らかでないというところの御指摘でございますが、御案内のように、税制調査会の議事は秘密になっておるわけでございませぬので、自由な御討議を確保する意味におきまして、議事録も公開しないというところは御承知をいただきたいと思っております。しかし、こういう基礎的な地ならしをして、次の税制改正に当たって付加価値税というものを考えておるのではないかと御指摘でございます。御指摘でございますけれども、ただいまそういう御指摘をいたしておるということではございませぬ。直ちにこれが付加価値税につながるものと、こう考えておるわけではございません。

それから、消費税の問題についての御質問でございます。これは税制調査会からあるいは財政審議会から、消費税制度に切りかえるべきじゃないかという御答申をいただいております。御承知のとおり、野田さんも御承知のように、関係業界の方々の十分の理解がまだ得られておりませぬし、中央、地方の財源の配分につきましてもいろいろ問題がございまして、私といたしましては当分現行の制度でやっております。この問題につきましてもなお慎重な検討が要るのではないかと考えております。

それから最後に、原料葉たばこの海外産地の開発の問題でございます。これにつきましては、現地の政治、経済事情等との関連におきまして大変御心配でございます。私も同様、現地の国民感情を逆なでするようなことがあっては御指摘のように大変だと思っております。現地の政治、経済事情というものは十分配慮の上でこの計画が進められておるわけでございまして、現在まで特に問題があるとは承知いたしていただいております。若干の原料を今後とも長く海外に仰がなければならぬので、ある程度海外産地の形成と

仰せ

仰せ

のとおり、海外の政治、経済事情には十分の周到な配慮を加えて実行してまいりたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 葉たばこ生産に関する指導対策につきましては、農林省といたしましては、地域特産物としてのたばこの重要性にかんがみまして、特産物生産団地育成事業、農業構造改善事業等によりまして、その生産性の向上を図っております。また、個々の農家が葉たばこ生産の合理化、近代化を行う場合にも、農業近代化資金等の制度資金の融通措置を講じておるところでございます。今後とも日本専売公社との連携を緊密にいたしまして、生産農家の経営安定のために尽くしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。御案内のように、経済は安定成長に入っております。自然増収はなかなか大きく期待できませんのでありますが、地方自治体の方では、財政需要はまだまだたまるという意味合いにおいていろいろと要望がございます。自治省といたしましても、国税、地方税を今後根本的に見直す必要があるというところはわかっておりますが、明年度はその地ならしの時と考えておりますので、既存税制の見直しを中心として増収を図ってまいりたいと考えておるのであります。

なお、税制調査会には、この意味で住民税における課税最低限のあり方と均等割りの引き上げ、事業税における外形標準課税の導入、自動車関係諸税の引き上げ、固定資産税の負担の適正化、事業所税の課税団体の範囲の拡大、租税特別措置の整理合理化、ギャンブル税等について審議をお願いしております。

なお、この付加価値税の問題については御質問でございますが、まあ地方におきましては法人事業税の収入が著しく不安定になっておりますので、

その課税標準に売り上げ金額とか総資本とか付加価値などをつけ加えてはどうかと、そういうものを取り入れてはどうかという強い要望があることは事実であります。しかし、事業税に外形標準を導入するということが一般消費税としての付加価値税を創設するということは、これは別の問題でございます。この点については大蔵大臣がお答えしたと同様に考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣福田越夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田越夫君) 酒、たばこの値上げが現在まで据え置きになってきておるわけですが、そこで、年度末、政府の消費者物価上昇率の目標九・九％は、これを修正すべきじゃないか、そういうような御意見ですが、これは、もし年度末まで酒、たばこの値上げは行われぬと、こういうことであればまさにそのとおりでありまして、私もそれは修正します。ところが、私どもはほんんな年度末までこれが値上げが行われぬという状況であるというふうな判断はいたしておりません。必ず国会の御承認を得ましてこの値上げは年度内には実現されると、そういうふうな思っております。したがって、この九・九％という年度末における目標、これは修正はいたしません。元来、九・九％目標というのは、年度末における前年同期における物価水準との比較なんですから、年度内、その一年間においていかなる時点におきまして引き上げが行われぬとしても、これはもう九・九％に影響がある問題でありまして、現実の問題として、たばこ、酒、この値上げは国会が年度内には承認してくださるということを確認いたしております。(拍手)

〔野田哲君登壇、拍手〕

○議長(河野謙三君) 野田哲君。〔野田哲君登壇、拍手〕

○野田哲君 重ねて、まず第一に、三木総理並びに大平大蔵大臣に対して質問を行いたいと思っております。それは、冒頭に質問をいたしました、政府はす

で酒、たばこの値上げの施行日まで内定をし、その手続をすずに進めようとしている。この点についてあずかり知らないというふうな意味の答弁があったわけでありまして、現に、新聞トップで大きく報道されており、宮中との手続についても準備が進められており、こういうふうな報道をされているわけでありまして、このことについて再度明確にしておきたいのは、政府はあずかり知らないということであるならば、十六、十七日に、それぞれ酒、たばこの値上げの予定がされておる。このことは全く根拠のないことである、こういうふうな明確にできませんか。この点を再度見解を求めたいと思っております。

次に、総理並びに大蔵大臣に再度質問をいたしたいことは、専売公社の経営形態について政府はどう考えているかという点について、先ほどの説明を受けたわけでありまして、きわめてあいまいであり、不明確であります。すでに申し上げているように、閣僚協同専門委員懇談会、その意見書の中で明確に、たばこ専売事業については事業を分割して、競争条件を整備して民間に移管すべし、こういう意見が大きく提示をされているのであります。この趣旨はきわめて重要であり、私も強い反対意見を持つものであります。現に専門懇談会意見書として提出をされており、政府は十二月一日に、この趣旨を尊重するという声明をしているのであります。しかし、その一方において、何回も私がいろいろな場で指摘をしたように、臨時行政調査会や財政制度審議会では、日本専売公社の経営形態を維持継続させる立場に立っての改革意見を答申しているのであります。しかも、臨時行政調査会の答申は、現在の経営形態のもとで争議権を付与する方向を提示しているものであります。しかも、これらの臨時行政調査会や財政制度審議会は法律に基づいて設置をされ、法律に基づいての答申、勧告を行っているものであります。政府はこれらの意見のうち、どの意見を取り入れるのか。現行経営形態を維持継続させる中

で必要な改革を行っていく道をとるのか、あるいは専門懇談会の意見を尊重しようとするのか、あるいは、当然民間移管という道をとることになるわけでありまして、この二つの一つ、二者択一ということではありませんか。もし、近日、将来民間に移管するということがあれば、ただいま審議している製造たばこの価格形成についても、葉たばこ耕作者に対する政策についても、新たな角度に立っての審議が必要になってくるだけに、この点については明確に、現行経営形態の存続という立場をとるのか、民間移管という方向をとるのか、総理と大蔵大臣の具体的な答弁を求めたいと思っております。

次に、福田自治大臣に対して、たばこ地方消費税制度について伺いたいと思っております。たばこ地方消費税制度は、今日の地方財政の窮乏の中で、地方財政の運用上大きなウエイトを占めておると思っております。いま地方自治体に行つてみますと、「たばこは自分の町で買ひましよう」というふうなスローガンを掲げて町民に呼びかけて、このたばこ地方消費税の財源確保に涙ぐましい努力を続けているのであります。このことは自治大臣も十分御承知のことであるかと思うのです。もし、たばこ専売事業が将来、専門懇談会の意見書のように競争原理を導入した民間移管ということになった場合には、現行の地方財政制度は大きな穴があくことになるわけでありまして、その面からの見直しというものが当然必要になってくるかと思うのであります。そういう点も含めて、自治大臣がたばこ消費税率度について将来民間移管とあわせてどのような考え方をもちになつておられるか、この点についてもあわせて伺いたいと思つておるものであります。

最後に、松岡大蔵委員長に対して質問を行います。あなたは、先ほど大蔵委員長を解任すべきであるという決議案を上程をされ、野党各派からそのとつてこられた今日までの措置について厳しく指摘をされたところであります。解任決議案については、あなたの所属する自由民主党所属議員によつ

て辛うじて助けられて解任を免かれたとはいうもの、あなたに対する野党各派の信頼は決して回復したものではありません。むしろ提案者の大塚喬君の説明を聞けば聞くほど、酒、たばこ二法案の取り扱いに対する不当性は明らかになつてきたと言わなければなりません。あなたを擁護する戸塚進也君は、あなたをイニス・キリストのような人格者であるとはめたたえておられますけれども、この議場の中でその言葉どおり受け取った方々は恐らく一人もいないと思つておられます。残念ながら、あなたは引き続き大蔵委員長の職責を務めることになつたわけでありすが、あなたが今回の不信任を解消する道は、戸塚進也君の美辞麗句によつて解消されるものではなくて、今回の野党各派の指摘を厳しく反省をして、最も公平かつ民主的に大蔵委員会の運営を行うこと、これにかかつていと思つておられます。このことについて今後の大蔵委員会の運営についての検垣委員長への所信を承りたいと思つておられます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(三木武夫君) 野田君にお答えをいたします。政府は、たばこ事業を民営にするという方針を決めておるものではございません。そういう方針をいま持つておるものではございません。しかし、たばこの民営論というものは、専門懸に限らず、吉田内閣以来からそういう論が相当にあつたわけでございます。また一方においては、現在の企業形態でよろしいという意見も野田君御指摘のようにあつたわけでございます。今後はこの問題を当事者能力ともあわせて十分慎重な検討を加えたいと思つておるわけでございます。政府がそういう方針を持つておるわけではないわけでございます。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○国務大臣(大平正芳君) 実施時期の問題、再度御質問でございます。政府は決めておりませんので、発表するはずもないと先ほどお答えいたしましたばかりでございます。決めておりませんので、何日にするか、また何日にしないかということもいまだお答えできない筋合いのものではないかと存じます。ただ、野田議員から、十六日、十七日という問題について、今日本会議場で御質問がありました事実、私、当面の責任者といいたしまして十分承つておつております。

それから、民営問題でございますけれども、現在御審議をいたしております法案は、公社制度を前提として考えたものでございまして、民営問題は今後検討をすべき問題でございまして、今日御提案申し上げておられます法案とは一応関係がないと政府は考えております。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。たばこ消費税が地方自治体の非常に大きな財源であることは御指摘のとおりでございますが、これは消費税がそのまま存続する形をとります限りは、民営にならうと、このままの形であるうと、影響を受けることはないと思つておられます。しかし、そのような問題が具体化するようなことがありました場合には、私としては十分慎重に対処してまいりたいと思つております。(拍手)

〔松垣徳太郎君登壇、拍手〕
○松垣徳太郎君 野田君にお答えをいたします。大蔵委員長として、今後の委員会運営の心がけについて答へよということでございますが、先ほども寺田君の御質問にお答え申し上げましたとおり、委員各位の御信頼にこたえますためには、与野党を問わず、当を得た御批判につきましまして、私も十分耳を傾けていきたいと思つております。今後私としては、委員会の円滑かつ充実した審議を図るために、委員各位の御理解と御協力を得て公正な運営を行う所存でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 答弁の補足があります。大平大蔵大臣。
〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

ので、発表するはずもないと先ほどお答えいたしましたばかりでございます。決めておりませんので、何日にするか、また何日にしないかということもいまだお答えできない筋合いのものではないかと存じます。ただ、野田議員から、十六日、十七日という問題について、今日本会議場で御質問がありました事実、私、当面の責任者といいたしまして十分承つておつております。

それから、民営問題でございますけれども、現在御審議をいたしております法案は、公社制度を前提として考えたものでございまして、民営問題は今後検討をすべき問題でございまして、今日御提案申し上げておられます法案とは一応関係がないと政府は考えております。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。たばこ消費税が地方自治体の非常に大きな財源であることは御指摘のとおりでございますが、これは消費税がそのまま存続する形をとります限りは、民営にならうと、このままの形であるうと、影響を受けることはないと思つておられます。しかし、そのような問題が具体化するようなことがありました場合には、私としては十分慎重に対処してまいりたいと思つております。(拍手)

〔松垣徳太郎君登壇、拍手〕
○松垣徳太郎君 野田君にお答えをいたします。大蔵委員長として、今後の委員会運営の心がけについて答へよということでございますが、先ほども寺田君の御質問にお答え申し上げましたとおり、委員各位の御信頼にこたえますためには、与野党を問わず、当を得た御批判につきましまして、私も十分耳を傾けていきたいと思つております。今後私としては、委員会の円滑かつ充実した審議を図るために、委員各位の御理解と御協力を得て公正な運営を行う所存でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 答弁の補足があります。大平大蔵大臣。
〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) この二法の実施期日についての御質疑に対して、改めて御答弁申し上げます。まず第一に、政府はこの実施期日をまだ決めるに至っていないわけでございます。したがしまして、伝えられる新聞報道は根拠のない報道であると言わざるを得ないと思つております。(拍手)

○議長(河野謙三君) 安永英雄君から、賛成者を得て、
たばこの価格に関し、本日、証人として日本専売公社総裁の出頭を求めることの動議が提出されました。
これより本動議の採決をいたします。
表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。
議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕
○議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕
○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七票
白色票 百十二票
青色票 百二十五票

よつて、本動議は否決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名
太田 淳夫君
野末 陳平君
下村 泰君
塩出 啓典君
柄谷 道一君
峯山 昭範君
上林繁次郎君
三木 忠雄君
栗林 卓司君
矢追 秀彦君
田代富士男君
木島 則夫君
山田 徹一君
中村 利次君
二宮 文造君
小平 芳平君
中尾 辰義君
福岡 知之君
案納 勝君
青木 新次君
対馬 孝且君
浜本 万三君
大塚 喬君
片岡 勝治君
宮之原貞光君
神沢 浄君
竹田 現昭君
村田 秀三君
野口 忠夫君
西ヶ久保重光君
森 勝治君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
志苦 裕君
山中 郁子君
片山 甚市君
橋本 敦君

百十二名
矢原 秀男君
喜屋武眞榮君
相沢 武彦君
青島 幸男君
内田 善利君
桑名 義治君
阿部 憲一君
藤原 房雄君
黒柳 明君
原田 立君
藤井 恒男君
鈴木 一弘君
宮崎 正義君
田淵 哲也君
白木義一郎君
多田 省吾君
向井 長年君
矢田部 理君
久保 亘君
野田 哲君
森 豊君
赤桐 操君
小山 一平君
田 英夫君
鈴木美枝子君
前川 旦君
山崎 昇君
小野 明君
栗原 俊夫君
瀬谷 英行君
戸叶 武君
竹田 四郎君
森中 守義君
森下 昭司君
粕谷 照美君
目黒今朝次郎君
安武 洋子君

昭和五十年十二月十三日 参議院会議録第十四号 酒税法の一部を改正する法律案(前会の続)外一件

三八四

- | | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 内藤 功君 | 寺田 熊雄君 | 宮崎 正雄君 | 林田悠紀夫君 |
| 佐々木静子君 | 辻 一彦君 | 佐藤 隆君 | 菅野 儀作君 |
| 小巻 敏雄君 | 神谷信之助君 | 石本 茂君 | 中山 太郎君 |
| 小谷 守君 | 工藤 良平君 | 小林 国司君 | 寺本 広作君 |
| 上田 哲君 | 和田 静夫君 | 柳田桃太郎君 | 内藤晋三郎君 |
| 松本 英一君 | 小笠原貞子君 | 玉置 和郎君 | 高橋雄之助君 |
| 立木 洋君 | 香脱タケ子君 | 楠 正俊君 | 岩動 道行君 |
| 鈴木 力君 | 中村 波男君 | 西村 尚治君 | 鍋島 直紹君 |
| 川村 清一君 | 杉山善太郎君 | 新谷寅三郎君 | 上原 正吉君 |
| 沢田 政治君 | 加藤 進君 | 郡 祐一君 | 青木 一男君 |
| 渡辺 武君 | 塚田 大願君 | 徳永 正利君 | 小川 半次君 |
| 安永 英雄君 | 吉田忠三郎君 | 八木 一郎君 | 丸茂 重貞君 |
| 鶴園 哲夫君 | 松永 忠二君 | 塩見 俊二君 | 志村 愛子君 |
| 小柳 勇君 | 須藤 五郎君 | 河本嘉久蔵君 | 鳴崎 均君 |
| 岩間 正男君 | 星野 力君 | 棚辺 四郎君 | 中村 太郎君 |
| 阿具根 登君 | 野々山一三君 | 戸塚 進也君 | 高橋 晋富君 |
| 中村 英男君 | 秋山 長造君 | 坂野 重信君 | 斎藤栄三郎君 |
| 藤田 進君 | 河田 賢治君 | 山東 昭子君 | 糸山英太郎君 |
| 上田耕一郎君 | 春日 正一君 | 岩男 頼一君 | 岩上 妙子君 |
| | | 速藤 要君 | 大島 友治君 |
| | | 大鷹 淑子君 | 斎藤 十朗君 |
| | | 古賀雷四郎君 | 黒住 忠行君 |
| | | 川野辺 静君 | 金井 元彦君 |
| | | 今泉 正二君 | 土屋 義彦君 |
| | | 山崎 竜男君 | 上田 稔君 |
| | | 初村滝一郎君 | 長田 裕二君 |
| | | 久次米健太郎君 | 鈴木 省吾君 |
| | | 世耕 政隆君 | 江藤 智君 |
| | | 藤田 正明君 | 大森 久司君 |
| | | 岡本 悟君 | 平泉 涉君 |
| | | 橋 直治君 | 町村 金五君 |
| | | 加藤 武徳君 | 安井 謙君 |
| | | 加藤 亨弘君 | 吉武 恵市君 |
| | | 増原 恵吉君 | 神田 博君 |
| | | 伊藤 五郎君 | 鹿島 俊雄君 |
| | | 大谷藤之助君 | 小笠 公昭君 |
| | | 巨 四郎君 | 橋本 繁蔵君 |
| | | 佐藤 信二君 | 亀井 久興君 |

反対者(青色票)氏名

百二十五名

- | | |
|--------|--------|
| 宮田 輝君 | 寺下 岩蔵君 |
| 平井 卓志君 | 吉田 実君 |
| 中西 一郎君 | 山本茂一郎君 |
| 山内 一郎君 | 久保田藤麿君 |
| 前田佳都男君 | 木内 四郎君 |
| 佐多 宗二君 | 最上 進君 |
| 望月 邦夫君 | 森下 泰君 |
| 梶木 又三君 | 藤川 一秋君 |
| 福岡日出磨君 | 鳩山威一郎君 |
| 秦野 章君 | 夏目 忠雄君 |
| 林 道君 | 安孫子藤吉君 |
| 青井 政美君 | 有田 一寿君 |
| 井上 吉夫君 | 石破 二郎君 |
| 中村 登美君 | 松岡 克由君 |
| 藤井 丙午君 | 松垣徳太郎君 |
| 原 文兵衛君 | 中村 禎二君 |
| 高橋 邦雄君 | 細川 護熙君 |

- | | |
|--------|--------|
| 宮崎 正雄君 | 林田悠紀夫君 |
| 菅野 儀作君 | 菅野 儀作君 |
| 中山 太郎君 | 中山 太郎君 |
| 寺本 広作君 | 寺本 広作君 |
| 内藤晋三郎君 | 内藤晋三郎君 |
| 高橋雄之助君 | 高橋雄之助君 |
| 岩動 道行君 | 岩動 道行君 |
| 鍋島 直紹君 | 鍋島 直紹君 |
| 上原 正吉君 | 上原 正吉君 |
| 青木 一男君 | 青木 一男君 |
| 小川 半次君 | 小川 半次君 |
| 丸茂 重貞君 | 丸茂 重貞君 |
| 志村 愛子君 | 志村 愛子君 |
| 鳴崎 均君 | 鳴崎 均君 |
| 中村 太郎君 | 中村 太郎君 |
| 高橋 晋富君 | 高橋 晋富君 |
| 斎藤栄三郎君 | 斎藤栄三郎君 |
| 糸山英太郎君 | 糸山英太郎君 |
| 岩上 妙子君 | 岩上 妙子君 |
| 大島 友治君 | 大島 友治君 |
| 斎藤 十朗君 | 斎藤 十朗君 |
| 黒住 忠行君 | 黒住 忠行君 |
| 金井 元彦君 | 金井 元彦君 |
| 土屋 義彦君 | 土屋 義彦君 |
| 上田 稔君 | 上田 稔君 |
| 長田 裕二君 | 長田 裕二君 |
| 鈴木 省吾君 | 鈴木 省吾君 |
| 江藤 智君 | 江藤 智君 |
| 大森 久司君 | 大森 久司君 |
| 平泉 涉君 | 平泉 涉君 |
| 町村 金五君 | 町村 金五君 |
| 安井 謙君 | 安井 謙君 |
| 吉武 恵市君 | 吉武 恵市君 |
| 神田 博君 | 神田 博君 |
| 鹿島 俊雄君 | 鹿島 俊雄君 |
| 小笠 公昭君 | 小笠 公昭君 |
| 橋本 繁蔵君 | 橋本 繁蔵君 |
| 亀井 久興君 | 亀井 久興君 |

○議長(河野謙三君) これにて十分間休憩いたします。

午後四時二十八分休憩

○議長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後四時四十五分開議

○矢追秀彦君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対し、総理並びに関係閣僚に質問をいたすものであります。

法律案の質疑に入ります前に、混迷した国会運営の責任について、三木総理に、この際はっきりと所信を伺いたいのであります。

○矢追秀彦君 拍子

本来、国会における法律案の審議は、各委員会において十分にルールに従って行われるべきであります。しかしながら、自民党は議会制民主主義の根幹である慎重審議を全く無視し、たび重なる強行採決を行い、しかも、去る十一月二十日の大蔵委員会において、私がいまから質問をしようとする寸前に、質疑の打ち切りの動議が自由民主党から出され、そして混乱の中に強行採決なるものが、実際は採決が行われなかったにもかかわらず、行われ、そしてこのような本会議補足質問

という形をとらざるを得ないように追い込まれたのであります。この自民党の国民無視の節度のなさ、私は強い憤りと民主主義の危機を覚えるのであります。

三木総理は、昨年十二月十四日の所信表明で、「国民の心を施政の根幹に据え、力の対決でなく対話と協調で進む」、また先国会終了後の記者会見でも、「野党との協調と対話の方針は貫く」と述べ、みずからもって議会の子を吹聴してまいりました。しかし、いまや三木内閣は、「対話と協調」の仮面を完全にながかり捨て、反国民性、欺瞞性を完全に国民の前にさらけ出したのであります。

第七十六臨時国会だけを見ても、わずか三カ月の間に、参議院大蔵委員会を初め、衆参両院において、すでに都合八回にもわたる強行採決、ごり押しの暴挙を行うという前代未聞の独断的議会運営を行ってのことからも、このことは明白であります。国民の声を無視し、議会制民主主義を破壊し、数の論理だけの国会運営を行う三木内閣に、すでに国民の信頼は全くと言ってよいほどなくなっていることは、二三分を初めとする報道機関の三木内閣の支持率の調査結果を見ても明らかであります。まず総理は、この異常に多い強行採決の責任をどのように考えているのか、明確に御答弁をお願いいたします。

また、本院は、参議院改革について、院の権威を守り、国民の期待にこたえるべく、参議院問題懇談会が設置され、そして「参議院の改革に関する意見書」が出され、また、各政党からは「参議院運営の改革に関する意見書」、これが提出をされ、われわれは参議院の改革にまじめに取り組み、一歩一歩前進への努力をしてきたつもりであります。しかるに、このようなじみちな努力を全く顧みず、良識の府の権威を一挙に葬り去る数々の強行採決を自民党が一方的に行ってきたことを国民は何と見るでしょうか。このすべての責任は、自民党の総裁である三木総理、あなたにあります。総理の参議院改革への取り組みについて、この

際所信を伺いたいのであります。

また、最近おきましては、いわゆる保革伯仲時代に於てからも、自民党はなおも本院において重要法案についてはすべて委員会で強行採決を行い、そして、本日のように本会議補足質問という手段を用いて、強硬に反国民的法案の成立を図つてまいりました。防衛二法、教頭法、筑波大学法がそれでありました。このようにして、こういった委員会強行採決、そして本会議補足質問というパターンは、これこそ強行採決に再び道を開くやり方でありました。これでは議會制民主主義が破壊されるとともに、国民の国会に対する不信感を助長するばかりであります。しかも、総理は先ほども、強行採決はやむを得ないと、このようにまだこの強行採決を是認し、これからもこういうやり方をやるのだと言わんばかりの姿勢を示しておられます。何らの私は反省のかけらもない、まさしく「対話と協調」はそれこそ偽りであつたと断ぜざるを得ないのであります。今後強行採決などという反民主主義的な手段は用いないことを総理はこの場で明言をすべきであると思ひます。いかがでございますか。

さらに、先ほど申し上げましたように、三木内閣は国民の信を失つていたのであります。国民の信を失つた内閣は即座に解散をし国民の審判を受けるべきと思ひますが、再三解散については否定的な言葉を述べてまいりましたが、この際改めて総理の解散に関する所信をお伺ひしたいのであります。

それでは具体的な質問に入ります。初めに、財政、経済問題について伺います。現在の経済運営に課せられた第一の課題は、インフレと不況に悩む日本経済をどう克服するかであります。戦後最大の経済危機と言われるように、物価は依然として一〇%以上の高水準を示し、不況のどろ沼化は、東京商工リサーチの調査によりますと、中小企業の倒産は十一月に千三百件を超え、負債総額は二千四百六十二億円という記録を示しております。

ております。いま国民は、これからの日本経済がどのような方向へ行くのか全くわからず、国民生活の将来に非常に不安を感じているのであります。現在、総理のもとで新経済計画が策定されつつあると伺つております。これは、転換期にある日本経済の動向を見定めるために、また、三木内閣の経済運営路線の方向をはかるためにも、きわめて注目すべきものでありますので、二、三お伺ひをいたします。

まず第一は、安定成長時代への転換期にある現在、当然高度経済成長路線の洗い直しをすべきときであります。具体的な方策を伺いたいのであります。

第二は、安定成長期の経済成長率を総理はどのくらいであるとお考えになつておられるのか伺ひたい。

第三に、安定成長期の経済運営としては、大企業優先の枠を脱却して、国民生活優先の財政財政構造にすべきであると思ひますが、総理の考えを伺ひたい。

第四に、総理の主張しておられるライフサイクル計画は、新経済計画の中においてどのように具体化されるのか伺ひたい。開くところによりますと、経済企画庁としては、この長期計画の中には総理の考へておられるライフサイクル計画を入れるのは反対である、このように伺つておりますが、経済企画庁長官の考へ方をはつきりとの際お伺ひをしたいと思います。とともに、厚生大臣に對してもこの問題についてお伺ひをしたいと思います。

第五に、新経済計画の中において公共料金をどのように位置づけられるのか、法定主義の問題が最近新聞紙上等に出てきておりますが、この問題も含めてお伺ひをしたいと思います。

次に、五十一年度予算編成方針についてお伺ひをしたいと思います。当面の不況、インフレという二重のどろ沼を脱出するために、五十一年度予算編成は国民生活を守ることを最優先とすべきことと論をまぢません。

そこで、まず第一に、来年度もまた赤字国債を發行すると大蔵大臣は委員会を答弁してあります。しかし、安易な国債の發行は、財政政策をゆがめるとともにインフレにも拍車をかけることは明らかであり、国民生活に与える影響は多大であります。来年度における国債發行額とその依存率などのぐらゐにしてお考えか。新聞報道によりますと、国債發行額は七兆円、依存率は二九%台と言われておりますが、この点について明確に御答弁を願ひたいと思ひます。また、インフレとの関連をどのように考へておられるのかお伺ひをしたいと思います。

第二に、政府は四次にわたる不況対策を実施しましたが、それは大企業優先の不況対策であり、中小企業に対しては全くと言つてよいほどその効果が出てきておりません。このことについては、通産省も四次にわたる不況対策の効果のなさを認めております。この責任と対策について伺ひたい。

加えて、五十一年度経済見通しは成長率、実質五・五%、名目二・五%、消費者物価上昇率八・七%、卸売物価上昇率五・四%にする方針であると新聞紙上等ではすでに伝えられておりますが、これをもとにした予算編成方針で、物価抑制と景気回復の調和が十分にとれるものであるのかどうか、その点について総理、大蔵大臣並びに経済企画庁長官の所見をお伺ひしたいのであります。ことに、実質五・五%という成長率、そして本年度の終わりには成長率は二・二%にならうという見通しの中で、こういった景気刺激の中で、先ほど述べた中小企業対策が果たして十分なのかどうか、通産大臣の御所見をお伺ひしたいのであります。

第三に、新聞報道によりますと、財政難のため福祉切り捨て論が頭を持ち上げつつあるようであり、国民生活無視もはなはだしいのであります。

この不況インフレで一番苦しんでいるのはだれか。総理もよく御存じのことと思ひます。このようにときにこそ、福祉について前向きに取り組むべきであります。総理並びに大蔵、厚生両大臣の答弁をお願いいたします。

第四に、保険料、国鉄運賃、電信電話料など、公共料金のメジロ押しは、政府が目標としておられるようであり、政府が目標としておられると言われる物価上昇率八・七%台にこれを抑制するということと矛盾をしないのかどうか。特に、来年度物価目標を預金金利並みにしたいという前々からの経企庁長官の方針からすれば大きな変更になるのかどうか、この点もあわせてお伺ひをしたいと思います。

以上、簡単に来年度予算編成方針について伺ひましたが、現在、政府、自民党の考へている予算編成方針、つまり、高福祉高負担論をかざして国民の負担と引きかえに福祉を考へ、その一方で景気浮揚という理由で大企業優先の大型公共事業に重点的に予算をつける。このような方針では大企業、高額所得者はますます強く、社会的弱者はますます弱くなり、所得格差、不公平はますます増大する一方であることを知らなくてはなりません。予算編成に当たり、総理並びに大蔵大臣の再考を強く促したいのであります。

次に税制問題に移ります。初めに税制に對する政府の基本的な考へ方、将来の方向性について伺ひます。

間接税の増税である酒、たばこの値上げは、所得の高低に関係なく同様に税負担を強いられるのであります。税制に對して最も重要なことは公平であることはいまさら言うまでもありません。しかし、間接税の増加はこの税負担の公平に逆行するものであります。ところが政府は、わが国はヨーロッパ等に比較して間接税の占める割合が少な過ぎるという単純な発想で間接税の増加を図ろうとしている意向のようであり、しかも、ヨーロッパと社会基礎の異なるわが国にはなじま

ない大衆課税であり、税収をふやすことに目を奪われて、国民生活を圧迫する間接税の増強はすべきではありません。将来の展望も含めて、総理、大蔵大臣の間接税に対する考え方を伺いたい。特に付加価値税については、導入の検討段階を過ぎ、五十二年度より実施するとも言われておりますが、その点のような方針なのか、明快な答弁をお願いいたします。

次に、昭和三十六年十二月の「税制調査会答申及びその審議の内容と説明」では、主要間接税の所得階層別負担の実態が詳細に示されており、その後、このような調査は全くされておらないようであり、その理由として大蔵省は、間接税の課税実態の究明は実質的に困難であり、できないと言っておりますが、全く納得できるものではありません。昭和三十六年の税制調査会でできたものがどうして現在できないのか、それとも、昭和三十六年度のこの調査は全く信用できないものなのか、その点について明快なる答弁をお願いいたします。

さらに、今後安定経済成長時代ということから間接税強化の方針であり、さらに付加価値税導入も取りざたされている現在、ぜひとも主要間接税の所得階層別負担の実態調査を行うべきであると思っておりますが、総理、大蔵大臣のお考え方を伺います。

次に、五十一年度税制改正について伺います。来年度も、さきに述べたように、数多くの公共料金の値上げがメジロ押しに予定されております。これにつれて他の物価が再び上昇することは明らかであり、国民生活は危機に瀕しております。このようなときに所得税減税をしないというのは、実質的には増税となり、庶民の生活はますます圧迫されるのであります。少なくともインフレで最も生活を圧迫されている低所得者層に対する物価調整減税は、政府の責務としても絶対に実施すべきであると思っておりますが、総理、大蔵大臣の所見を伺いたしたいと思います。ここに、これは経済企画

庁で強く主張されておると聞きますので、経企庁長官の御意見並びに、難色を示していると言われている大蔵大臣の御所見を特に伺いたいのであります。特に、自民党から五千億円の負の所得税の構想が打ち出されておりますが、これについても所見をお伺いいたします。

さらに、国の税収を増加するものであれば、まず租税特別措置を中心とした大企業優遇税制や医師優遇税制、さらにまた交際費課税とこの際改めるべきであって、国民大衆に対する増税に求めるのは本末転倒もはなはだしいのであります。この点も含めて、五十一年度税制改正に対する総理、大蔵大臣の所見をお伺いいたします。

次に、酒税法の一部改正案について伺います。

第一に、政府は酒税の税負担率が低下していることを理由に酒税の引き上げを図ろうとしておられますが、酒税の九七・五%を占める清酒、ビール、ウイスキーの中で、今回の値上げ対象品の税負担率は現在でも二五%ないし四一%となっており、酒税収入も年々増加し、昭和四十九年度は七千七百二十八億円でありました。他の間接税と比較しても増税の余地はないと思っておりますが、御所見を承りたい。

第二は、先ほども議論が出ておりました原価についてであります。前国会で本法案が廃案になった際の清酒、ビールの小売価格は、清酒一・八リットルびん詰め特級で千五百七十円、同一級で千八百八十円、またビール六百三十三ミリリットルの大びんが六百六十円でありました。しかし現在、清酒特級は千六百八十円、同一級千二百八十円、ビールは八百八十円とそれぞれ値上げになっております。この値上げ理由はなはだ不明確なのであります。特にビールにつきましては、前国会の衆議院大蔵委員会において当時の国税庁磯辺次長は、「ビール業界は販売量により企業格差が非常に大きい。したがって、コストにかなり影響してくる」と答弁されております。しかし、現実の小

売価格は一律八百八十円となっております。清酒一・八リットルびん詰め特級、一級の値上げ前と値上げ後の価格構成、及びビール六百三十三ミリリットル詰めの値上げ前と値上げ後のメーカー別価格構成を明らかにしていただきたい。

さらに、改正案によると、増税額は、清酒特級一・八リットル当たり百四十四円四十八銭、同一級で四十六円九十八銭、ビール六百三十三ミリリットルで十四円九十四銭となっております。この改正案が実施されると、再値上げや端数切り上げ、便乗値上げが懸念されるわけであり、業界に對しどのような指導をなさっているのか、具体的に答えて承りたいと思っております。

第三に、ウイスキー及びビールの表示問題について伺います。御承知のように、現在清酒には原材料、アルコール、製造年月日の表示がなされております。また、ビールの表示については、去る六月二十四日、二十六日の両日、本院大蔵委員会において私がこの問題について質問をいたしました。それに対して、大蔵省よりの指導によつて、八月より各社順次製造年月日の表示がなされました。年月日についてはまだ実施されておられません。しかし、原材料についての表示は、これまでもまだなされていないのであります。さらに、ウイスキーについてはアルコール含有量のみで、製造年月日、原材料の表示が一切ありません。通常われわれ国民は、ウイスキーというのは水、アルコール、モルトからでき上がっていると思っております。しかし、実際はカラメル、ター

ル、香料等の添加物が入っているのであります。また、ビールについても麦芽、ホップ、水のほかにコーンスターチ、米なども含まれているのであります。また、ウイスキーについては、宣伝等を見ますと、やはり古いものが非常にいとされておるにもかかわらず、これまた製造年月日が入っていないという非常に矛盾が現在行われているのであります。このように、一般に認識されているものと違つた内容である限り、消費者保護の立場

から言つても、原材料の表示とその構成比は当然なされるべきであると思つておられますが、いかがお考えか、お伺いいたします。さらにまた、ウイスキーの製造年月日、またビールのかんビールあるいは中、小びんについては、まだ製造年月日が入れられておりませんが、その点について今後の対策をお伺いしたいと思います。

次に、酒類のアルコール含有量表示についてであります。度数、パーセントと、メーカーや種別により表示方法がまちまちなため、消費者はとまどつております。どちらもアルコール含有量をあらわす単位であるなら、統一した方がよろしいのではないのでしょうか、それとも統一することに何か都合があるのではないのでしょうか、明快にお答えをいただきたい。

次に、製造たばこ定価法一部改正案について伺います。

初めに、たばこ定価値上げの理由として、大蔵省、専売公社は、たばこ製造原価の上昇とたばこ消費に対する税負担率の減少を挙げられておられます。それでは一体、前回値上げをされた昭和四十三年と現在とを比較して原価は幾ら上昇したのですか。銘柄別にたばこ一箱当たりの価格構成を国民の前に明らかにしていただきたい。

第二は、今回の値上げを理由として、たばこ事業益金率の低下を挙げられておられます。すなわち、昭和四十九年度のたばこ事業益金率は五四・三%となり、昭和五十年年度には定価改定がなければ四六・五%と大幅に落ち込んでしまつておられる。そして益金率は、諸外国の例から見ても六〇%の確保はぜひ必要であると主張されておられます。果たして専売公社は赤字なのでしょうか。とんでもない。大幅な赤字なのであります。よしんば、本法案が仮に可決されたとしても益金率は幾らになるのでしょうか。一、二年後にまたぞろ益金率六〇%の確保ということで値上げのめくらみを持つておられるのではないのでしょうか。それとも、値上げ理由の中から、益金率の低下という

ことを除外なさるのか。納得のいく明快な答弁をお願ひするものであります。

第三は、昭和四十三年十一月策定の専売公社長期経営計画についてであります。その中で、安くつくりたいばくちづくりを目指すとうたっておられますが、今回の定価改定を行うに際し、その計画は取り下げられたのか、一部改定なら、どこをどのように改定されたのか、明確にしてください。

第四は、昨年二月に作成された第二次中期経営計画案と健康との関連についてお伺いしたい。その計画案では、「消費基盤の高度化と潜在需要の開拓を進める」と言っておられますが、「潜在需要の開拓」とは具体的にどのようなことなのか、明確にお答えいただきたい。

さらに、昨年十二月九日より十四日までジュネーブで開催された「喫煙とその健康に及ぼす影響」に関するWHOの専門委員会が発表した白書は、たばこを吸わない人々、特に児童や胎児に他人の煙がいかに悪影響を及ぼすかを訴えております。そして、「数多くの国で実施された疫学的な調査の結果をみると、喫煙は、肺がん、慢性気管支炎、肺気腫、心筋こうそく、閉塞性末梢血管障害などの重要な原因である」と結論づけております。また、ハーバート大学のリトル、マガンシー、阿博士、ケネディ女史らの報告によりますと、「たばこに含まれる少量の放射性ポロニウムが肺がんを引き起こす」と研究結果が明らかにされております。その報告について国立がんセンターの平山疫学部長は、「この研究は喫煙者に肺がんの危険率が高いという疫学調査の結果を生物学的に証明したものと大きな意義がある」と言っておられます。このように、喫煙は国民の健康に甚大な悪影響を及ぼすのは明らかであります。にもかかわらず、潜在需要の開拓を進めるといふことはどういふことか、お伺いしたい。むしろ、すべての宣伝、広告を取りやめ、マイル、ニコチン、一酸化炭素の発生量の少ないたばこの研

究開発に取り組むのが公社のあるべき姿ではないでしょうか。国家財源調達のために国民の健康を売り渡すようなことは断じて許されないとはいえませんが、いかがでしょうか。

第五に、専売公社の財務関係についてお伺いします。公社には昭和四十八年度で九百十五億円の長期借入金がありますが、まず、この借入金の使用目的と借入先及び利息は幾らなのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

また、公社の資産増加額は四十五年百七十億円、四十六年二百二十八億円、四十七年二百五十九億円、四十八年三百五十八億円となっており、四十九年度には一躍三・六倍の千三百五十九億円となったのはどういふことなのか。葉たばこ買入れ価格が三倍になったわけではないし、理解に苦しむところであり、具体的に御説明願ひます。公社の資料によりますと、昭和四十九年度の長期借入金金は二千四百五十億円、五十年三千五百十億円、五十二年には七千六百六十億円になる見込みを立てておられますが、その積算根拠が明らかではありません。納得のいく説明をお願ひします。

第六に、たばこ耕作者に関する質問に移ります。わが国のたばこ消費量は、喫煙人口の増加もあり、年々ふえ続けていることはデータで明らかであります。しかし、それを供給する側の葉たばこの耕作面積、耕作農家の数は激減しております。たとえ、昭和四十三年に二十六万人いた耕作者が五年後の四十八年には十三万人と半減しており、その後も減少しております。また、耕作面積も四十三年の減反政策後毎年五％程度ずつ減少してきております。公社の果現総裁も委員会において、「ここ二、三年需要の増大に対して生産がふえない。需要量に生産が追いつかないのが現状です」と答弁しております。政府、公社にすれば、消費量がふえることは収入の増加につながるのですから、さぞ喜ばしいことでしょう。しかし、世界的に見ても葉たばこは足らなくなっており、価格は上昇の傾向にあるようです。国産の葉たばこの生産を増加しないと、輸入をますます増加せざるを得なくなり、公社は現在三〇％程度を輸入しているとのことですが、将来の見通しとして、政府は一体公社をして何％程度まで輸入品に頼らせるのでしょうか。また、国内産葉たばこの生産量確保のためどのような施策を施しているのか伺いたいのであります。

さらに、国内産葉たばこの生産減少の理由は、生産に非常に多くの時間と労働を要することが大きな原因ではないかと思ひます。真夏の一番暑いときに収穫作業を行い、収穫が終われば、あの大きな葉を傷つけないように乾燥させる。それから葉を等級別に選別する。それは大変な重労働であります。しかも、夏も冬もなく、一年じゅうたばこにかり切りにならざるを得ないのであります。また、大型農具を入れて他の農業のようにマシプロ化していくことも非常にむずかしく、すべて手で作業を行っていくしかないのであります。ところが、これは四十八年のデータであり、比較してみますと、水稲は四千八十四円、パレイショは六千二百七十九円、リンゴ三千六十五円でありますが、たばこは二千五百五十九円と非常に低い労働報酬にしかならないのであります。労働はきついが収入は少ないのでは生産者が減少するのも当然と言えます。政府は今回のたばこ値上げに際して、国への納付金をふやすだけではなく、生産者へも回すべきであります。同じ政府の買い上げが、米が高くてたばこが安いのは不合理であり、葉たばこの買い付け額を米並みにすべきであると思ひますが、答弁をお願いします。

第七に、専売公社退職者の関連会社再就職についてお伺いします。私の調査によりますと、昭和四十五年より四十九年までのわずかに四年半の間に三十九名もの多くの方が公社の関連会社へ再就職しておられます。そのうち専売公社退職後二カ月以内の人が七四％、さらにその六九％は退職と同時に公社と密接な関係にある関連会社、すなわち公社指定会社への再就職なのであります。国家公務員法第百三十三条第二項において無原則、無定見な再就職は認められていないのであります。しかし、公社の再就職については全く野放しという状態なのであります。専売公社は指定業者制をとっているため、取引を望む業者があつても、指定を受けなければ公社と取引できないことになっております。このように多くの退職者が、それも退職後すぐに、密接な利害関係のある関連会社に再就職し、重要なポストにつき、公社との結びつきをより密接にしているということは非常に遺憾であります。この点について総理、大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、スト権問題についてお伺いをいたします。総理は、スト―処分―ストという悪循環は断ち切るべきであると言っておられます。また私は、政府が三公社五現業の労働者に、条件つきにせよ、スト権を付与する方向で検討されていたようにお見受けをしておりました。しかも、三公社の総裁は国会で条件つきスト権付与を表明されたのであります。しかし、去る十二月一日の政府声明では、そのことには全くお触れになりませんでした。これは三木総理のリーダーシップの欠如と言われております。ことに、公社総裁は大蔵大臣の任命であります。大蔵大臣として、政府声明と、そして総裁の表明との矛盾、食い違いについてどうお考えになっておるか、その点についてははっきりとお伺いしたいと思ひます。

また、スト権問題について、専売公社のたばこ製造部門について、民営化を含めた非公社化の方向を検討されているような新聞報道がございますが、こゝろいった点についてどのようにお考えになっておられるのか。特に総理は、十一月五日の本院予算委員会では民営移管は考えておりませんと言いつながら、十二月九日の本院社労委員会におけるわが党の小平委員の質問に対して、「民営移管論

者ではなく、考え方も変わっていない」と言いながら、「世間には民営論もあり、重要な問題なので十分検討してほしい」という微妙な食い違ひをおおむねの発言をされておられますが、総理は今後これに対しどのように対処されるのかお伺いしたい。

最後に、二法案についてはまだ不明瞭な疑問点が数多くあり、答弁の内容によっては再質問をしたいと思つてます。総理並びに関係閣僚の国民に納得のいくような明快な答弁をお願いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(三木武夫君) 矢追君の御質問にお答えをいたします。〕

矢追君は、今日を議会制民主主義の危機である、その招いた責任といふこととございまして、議会制民主主義を健全に発展させていくためには、与党ばかりでできることではないのでございまして。野党も共同の責任を負わなければならぬといふこととございまして。そういう意味からして、やはり与野党の關係といふものが、健全な妥協といふものが国会において私は要ると思つて。自分の氣に入らぬ法案といふものはことごとくまで反対といふことになりまして、どうしてもやはり議政政治といふものが円滑には運営されにくくなるわけとございまして。だから、反対は反対でいいのですけれども、ある程度の審議が済めばこれは採決するといふこととなければ、いつまでたつても決着がつかないといふことでは、議会制民主主義といふものは、こういう激動の時期に国民の期待にこたへることができない結果になりますから、どうか今後、対話と協調を基本とした議会制民主主義の健全な発展のために、われわれも単独採決のようなことをしないで済ませたいのです。しかし、どうしてもある時期には決着をつけなければなりませんから、やむを得ずそういう場合があるわけとございまして、どうか野党の協力も得て、日本の議会制民主主義の健全な発展を図りたいと

心から願つておるものとございまして。
第二の、参議院の改革に対して私の姿勢を聞きたいといふこととございましたが、参議院は、河野議長を中心にして各党の意見をも交えながら改革の意欲を示されていることに敬意を表するものであります。しかし、国民の参議院に対する期待は、衆議院と同じである参議院ではなくして、衆議院では政党間の対立が激しくなりがちでありまして、もう少し参議院はそういう政党間の対立を超えて、大所高所から良識の府であることを国民は期待をしておると思つてございまして。議会政治のお手本になるような参議院といふものにするために、どうか今後とも河野議長を中心とした参議院改革が実を結ぶことを期待するものとございまして。

また、すぐに解散をして国民の審判を受けるべきだといふこととございましたが、矢追君御承知のように、衆議院の任期は来年十二月で切れるわけでありまして、どうしても解散は行わなければならぬわけとございまして、いまはこういう不況からの脱出といふことが一番の問題になっておりますから、この時期に解散は考えておりませんが、いずれ解散は行わなければならぬことは当然とございまして。

新経済計画については、副総理からお答えをいたすことにいたします。

また、ライフサイクル計画といふものについて、これはどのように具体化するかといふこととございまして、生涯のあらゆる段階で安心して生きがいを追求する社会のシステムといふことは、これからの日本が目指さなければならぬ福祉社会の一つの方向だと思つてます。したがって、具体的な内容については、これをどのように取り上げていくかといふことは、経済審議会において検討を進めておるところとございまして。

次に、間接税のことについて私の見解を求められました。わが国は、世界の中でアメリカを除いて日本ぐらいこの間接税といふものの比重の少

ない国はないわけで、二六・五%だつたと思つてですが、欧州を見ましても、フランスは六五・三%という、これが一番多いんですが、大抵の西欧諸国は五〇%程度の間接税に依存しておるわけとございまして。間接税はいろいろ直接税に比較してすぐれておる点もあるわけで、税体系の全体として、どちらにも偏し過ぎることは適當でないといふ考えを持っておるわけとございまして。日本はどうか。間接税に少し偏り過ぎておるのではないかと。間接税についても今後税体系の中において適當な地位を維持するように配慮していくことが必要である。一概に、間接税といふものはこれはいけないといふふうには考えないで、むしろ直接税との、何かこう均衡をとることが税体系としていいのではないかと意見を持っておるものとございまして。

また、付加価値税の導入についての御質問とございましたが、どうもいまのような直接税で大幅な自然増収といふものはこれから期待することは困難であります。また一方において、各種の財政的な需要といふものはふえることが予想できますので、やはり先ほど申したように、間接税といふことについては検討を始める必要はならぬわけとございまして。西欧諸国は付加価値税をほとんど全部の国が導入しておるわけで、いろいろな事情もございまして、この付加価値税については税制調査会で十分な審議をお願いをしたいと思つておるものとございまして。

また、家計費調査の中に占める所得階層別の実態調査といふこととございまして、これは家計調査はサンプル数が少ないので、なかなかほかの適当な資料がないのでむづかしい問題ではございまして、今後研究をしてみたいと思つてございまして。

それから、五十一年度の税制改革に当たつて租税特別措置を中心とした税制は改むべきではないかといふお考えを述べられました。われわれも租税特別措置については全面的に見直しをしてみ

たいといふことで目下検討中とございまして。

次に、スト権の問題についてでございますが、この問題は国民生活にも重大な影響を与えるものであつて、鉄道にしても郵便にしても生活の基盤を形成するものでありますから、そういう点でこの問題は、これはただ一時しのぎのものでなくして、今回は根本的にこの問題にメスを入れたい、そうして結論を出したいと思つておる次第でございます。したがって、当事者能力といふものを強化するために、もう経営形態にも触れてこれは十分掘り下げて検討をいたしたいと思つておるわけとございまして。しかし、政府はたばこを民営に移したいといふ意見をすでに決めておるものではないわけとございまして。これはいままで申したとおりでございます。したがって、この問題については野党の各党の御協力も得て、もうストと処分との悪循環はぜひとも断ち切らなければいかぬ、日本の労働組合運動といふものをもう少し労使の信頼の上に健全なものに打ち立てなければならぬといふ決意のもとに、政府はおさなりでなしに、この問題に根本的メスを入れようとしておるものとございまして。

お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(大平正芳君) 第一の御質問は、昭和五十一年度の予算編成に關してでございます。赤字公債の額と依存率についてのお尋ねでございますけれども、御案内のように、ただいま予算編成の最中とございまして、幾らの公債を出さなければならぬか、したがつてまた、その依存率がどの程度になりますか、具体的にお答えできる段階ではございません。けれども、私どもの感覚としては、五十一年度にわたりまして相当多額の国債で、依存率も依然として高い財政にならざるを得ないと思つておるわけとございまして。そしてこれがインフレにつながりはしないかといふ御心配でございますが、今日のように需給のギャップが大変大きい段階におきましては、この

赤字公債の発行による予算の編成が直ちにインフレーションにつながるものとは考えておりません。

この予算編成に当たりまして福祉切り捨て論があるのではないかと御懸念でございます。私も福祉重視の考え方は、財政が困難な状況におきましても、みじも愛わっていかないつもりでございます。しかしながら、福祉政策といえども聖域ではないわけでございまして、むだのない福祉政策の実施という点に、実のある実施という点に重点を置いた予算の編成をいたしたいものと考えております。

公共料金につきましては、これまで政府部内で目下いろいろ相談をいたしておるところでございます。一般的な方針をいたしましては、可能な限り受益者に御負担をいただくことを原則とし、物価政策が許す範囲内におきまして、公共料金の改定すべきものありとすれば改定が望ましいと考えております。

それから次に、税制の問題でございます。基本的な考え方としては、矢追さんの言われたとおり、公正の原則を貫かなければならぬと考えております。したがって、五十一年度の税制改正に当たりましては、もう一度現行税制を根底から見直すという作業にとりかかっております。これはたびたび申し上げておるところでございます。その場合に間接税をどう評価するか、そして付加価値税についてどう考えているかということでございます。私も来年度は租税特別措置を中心といたしまして現行税制の見直しに重点を置くつもりでございます。新しい税目を起こすというふうなことは目下考えていないわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、今日の財政状況から判断いたしますと、近い将来におきまして、増税を国民と御相談しなければならぬ時期が近い将来にあり得るのではないかとおもうのでございます。その場合に直接税を考えるべきか、あるいは間接税を考えるべきかということ、非常に重大な選択の問題になってこようかと

思うのでございまして、そういう意味におきまして、いま税制調査会には、まずその前提をいたしまして、租税負担率ほどの程度あつてしかるべきかという基本問題につきましての御検討をいたしておるわけでございまして、間接税をどのように取り上げていくかというようなことまで政府の検討は進んでいないわけでございまして。したがって、当然のこととしていたしまして付加価値税を採用するというようなことはいまのところ考えておりません。

所得階層別の間接税負担の状況、その調査を急ぐべきでないかということでございます。家計費の中における消費の態様をベースにいたしまして今日までいろいろ考えてまいりましたわけでございまして、家計調査はサンプルが余りに乏しゅうございまして、矢追さんのおっしゃるようには、これはやはりもっと調査を充実しなければならぬのではないかと考えております。

それから、物価調整減税についてどう考えるかということでございますが、二兆円減税の結果、今日標準家族におきまして百八十三万円という非課税限度が設定されておりますことは御案内のとおりでございます。当面の経済、財政の状況から判断いたしまして、いましばらくこの水準においてがまんしていただくというのを政府が仮に国民にお願いいたしまして、私は無理なお願ひではないのではないかと考えております。いま政府といたしまして物価調整減税を取り上げるつもりはありません。

マイナス所得税についてどう考えるかということでございます。この問題は、今日のわれわれの社会保障は、御案内のように低所得者でございますとか、あるいは身体障害者でございますとか、母子家庭でございますとか、いろいろ個別、具体的に事情に即しての社会保障制度が綿密に編まれておるわけでございまして、この負の所得税というのは、そういう個別的な事情を考慮いたしました大胆な構想なんでございます。また、これを実行

している国もございせんし、仮にこれを実行をいたしますということになりますと、いままで税で捕捉していなかった国民の所得というものを行政が捕捉しなければならぬという大事業になるわけでございまして、検討することにやぶさかではございせんけれども、とうていこの大問題についてはいまわれわれのまとまった意見を申し上げられるような段階ではございせん。

それから、租税特別措置の検討でございますけれども、これはたびたび申し上げておりますように、けさほどお話を申し上げましたように、目下全面的な検討をお願いいたしておるところでございます。仰せになるように、公正ということを中心といたしまして、もう一度公正な面がまだ残っていないかという点につきまして鋭意検討をいたしまして、御期待にこたえなければならぬと考えております。

それから、酒税の負担の問題でございますが、これはたびたび本院でも御説明いたしておりますように、四十三年から今日に至るまで酒税の改定をいたさなかつたわけでございます。酒税の大部分は御案内のように従量税でございますので、その間たとえ消費者物価が一・七倍になつておるわけでございまして、酒税はそのまま据え置かれておるわけでございます。したがって、意図せざる減税が行われておるわけでございまして、この際負担の調整をやらしていただきたいというところでございまして、増徴の御承認をいただきまして、四十二年当時の負担に比較いたしますと、諸外国と比較いたしても決して私は高くはないという確信を持っておりますので、御理解を得たいと思つております。

それから、ビールの値上げについてのお話でございます。これも、これはアサヒビールは五十年三月に値上げになりました。サッポロは五十年四月、サントリーとキリンは五十年七月に値上げいたしました。値上げの必要性は、石油

ショックを背景とする原材料の値上がりと人件費等のコストアップによるものでございまして、企業格差のあることも事実でございますけれども、そのために値上げするのは決してないことを御理解いただきたいと思つております。シェアの大きい会社は値上げをできるだけおくらしてまいりましたことも評価していただきたいと思いますのでございまして。

それから次に、表示の問題についての御指摘がございまして、ビールにつきましては、大びん以外の製造時期の表示は今後の検討に待つこととしたいと思つております。ウイスキーにつきましては、度数も高いし、製造時期が古いものが品質として悪いということでは決してないので、製造年月の表示をすることは目下考えていないのであります。それから原価でございますが、たばこの原価について次に御質疑がございまして、これは銘柄別の原価につきましては、専売国と言わず非専売国と言わず世界的に秘密になつておりますので、秘密にさせていただきます。御案内でございますが、製品の十本当たりの原価を申し上げますと、四十二年九円三銭でございましたけれども、五十年は、十五円七十五銭になると、一七四％になると、そういう値上げになつてコストアップになつております。これを御報告申し上げます。

それから益金率でございますが、この値上げを御承認いただきました。五十年には五一・四％の益金になるわけでございまして、五十一年度は、これを平年度化したとしますと五六％の値上げになるわけでございまして。これは六〇％に達しませんけれども、これを御承認いただきますならば、次の値上げをできるだけ先に延ばしてまいらる努力をいたしたいと思つております。

それから値上げの理由は、申すまでもなく原価の高騰、それから先ほど申しました負担の調整、これもたばこの場合も従量税でございますので、負担の調整をやらしていただくことと、適正な益金の確保という意味で最小限度の改定を考へてお

るところでございます。それから国民健康の問題、それから国民の要望にどのようにこたえるか、宣伝等の問題についてもお触れになられたわけでございます。私どももいたしましては、製品の研究と開発を通じて、多様化した国民の要望に正確にこたえていかなければならぬと考えておりますけれども、同時に、矢追さん御指摘のように、喫煙の健康に及ぼす影響というものを十分考えて、製品の開発、研究につきましましては、その観点を鋭意入れてまいりたいと考えております。

それから、専売公社の借入金についての御質疑がございました。昭和四十八年度の長期借入金の内容を申し上げますと、それは御指摘のように九百十五億円でございまして、資金運用部から九百五億、農林中央金庫から十億円でございまして、これは長期借入金として普通の金利で借り入れておるわけでございます。その使用先は、国内業者はこの買入れ価格の大幅な上昇に伴う買入れ資金、それから輸入業者はこの買入れ価格の上昇に伴って金の必要を生じまして、八百八十九億円使わしていただいております。固定資産は百七十三億、新工場への投資でございます。それから定価改定を控えての仮需要に対処するため、在庫を用意しなければなりませんので、百三十一億をそれに充てたしております。それから別途、塩の収納価格の大幅な上昇にこたえて、四十九億円塩会計で使っております。五十二年の三十五億円でございまして、五十二年の七千六百六十億円というものは、定価改定を実施しなかつた場合にどうなるかという一つの試算を試みたものでございまして、実際は、原価の高騰がございまして、もう少し多くなるかと思っております。現在の価格で一応計算いたしますと、御指摘のような金額になると御承知をお願いいたします。

それから耕作対策でございます。仰せのように、わが国の国内業者はこの自給力を強めてまい

るといふことは急務でございます。今日七四％ばかり国内の業者たばこを使用したしておりますけれども、この趨勢でまいりますと、年々若干減つてまいるといふ傾向にございまして、これを憂えておるわけでございます。したがって、今朝も御報告申し上げましたように、極力近代化政策を推進いたしまして国内の自給力を高めてまいるように努力してまいらねばいかぬと思っております。しかし、矢追さん御指摘のように、この業者たばこの耕作というものは労働集約的なものでございまして、労働力を主体にいたしましたものでございまして、非常に過酷な労働をお願いいたしておりますが、その御指摘のとおりでございます。しかも、それに対して報奨ところが十分でないじゃないかという御指摘でございます。特に米に比べて少ないじゃないかという御指摘でございます。毎年毎年そういう観点から私どももこの労働力の評価につきましましては改善を加えてきておるわけでございますが、今後もそういう観点から逐次改善してまいりたいと考えております。

それから、退職者について、公社をやめた方々が公社の指定会社に再就職するということについての御指摘がございました。公社につきましましては、公務員と違ひまして退職後の就職について規制がございません。しかし、規制が法律上ないからといって、この退職者の就職に政府が無関心であつてはならないことは御指摘のとおりでございます。したがって、公社に関係いたしました指定会社の選択に当たりましては、厳正にその経験、信用、能力等を公正に判断いたしまして、適当な指定をするように心得ていかなければならぬと思

います。それから最後に、この間のいわゆる専門懇の公社に対する経営形態に対する意見と公社の總裁の意見が違つておるではないかという御指摘でございます。仰せのとおり、總裁の意見と専門懇の意見とは軒軽するところがあるようでございまして、私の方といたしましては、政府の方針に従いまし

てこの経営形態の今後の検討を進めなければならぬわけでございます。公社の總裁は管理責任を持つておる最高の立場におるわけでございまして、公社の總裁の意見というものは十分その検討に当たりました参考にするべきものと考えております。

(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫)答へ〕

まず新しい経済計画をつくるに当たりますと、この高度成長路線を完全に洗い直しをせよ、そういうことが必要と思つて、具体的に答えよと、こういうお話でございます。まあ世の中がかわつてきましたので、経済政策の基調はこれらもう完全に変更する必要があり、さように考へます。その第一は成長の高さ、これはいままでは先進諸国の二倍以上の速度で走つてきたわけでございまして、まあ、まあ、まあ、これは大体先進諸国の中で高い成長率の国、そのグループの水準をならみながら、わが国はそれらとつり合ひをとつた成長をすべきものであると、かように考へます。また、成長の内容につきましましては、これはいままでは何といたしても成長の成果を次の成長につぎ込む、つまり成長中心の考え方でございましたが、これからは成長中心から生活中心へ転換と、こういうことを基本としてやつていきたいと思います。

次に、ライフサイクル構想に企画庁は反対と、うわさを聞くがどうかと、こういうお話でございますが、それはうわさでありまして、真実ではございません。ライフサイクルというのは、これは人生の各段階におきまして、その段階ごとに適当なシステムによりまして生きがいを追求めていくと、そういう手法の開発と、これを考へておるわけでございまして、まさにこれは社会政策の中心的な考え方はそのとおりでなければならぬと、こういうふうに考へます。ただ、まだ具体的な案件として内容が確定しておるわけではございませんので、これを具体的に経済計画に取り入れるというまだ段階に來ておらないのであ

ります。この考え方の基本といたしましては、まさにそうあるべきである、そういうふうに考へまして、具体的問題の追求を今後進めたいと、かように考へております。

それから、新しい経済計画の中で公共料金をどういうふうな位置づけるかと、こういうお話でございますが、まあ公共料金につきましましては、しばしば申し上げておるとおり、これは政府が介入して決定する料金でありますので、この狂乱以後の物価の情勢等から見まして、この原油価格の、輸入価格の引き上げに伴いますところの改定です、これをしなかつたものが多々あります。まあ、し足りなかつたものがあるわけであります。そういうものにつきましましては、これは今後改定を行わなきゃならぬ。しかし、その改定の幅でありますとか、その時期でありますとか、これは他の経済政策とにらみ合わせまして慎重に対処しなければならぬ、こういうふうに考へております。

それから次に、五十一年度は一体、いまいろいろ新聞等に報道されておるが、あのような内容の予算、あのような経済見通しのもとで、経済の安定といふんですか、物価の安定とそれから景気の回復、これは両々を達成できるか、こういうようなお尋ねでございますが、それはもうぜひしなげりやならぬと、私は前から今回のこの石油ショック、これによる打撃は非常に甚大であつてその調整に三カ年を要すると、こういうふうにしてきておるわけでございまして、三カ年の最後の年が五十一年度になるわけであります。五十一年度中には何とかしてインフレなき成長、これを實現してみたいと、かように考へております。

それから最後に、将来、付加価値税を採用する考えかどうか、また付加価値税自体についての所見いかんと、こういうことでございますが、これは、付加価値税は数年前からわが国におきましても議論をされてきておるんです。ただ私は、これは特に物価が不安定な時期にこれを

採用することは妥当でない、そういう考え方を
持ち続けてきておられるわけでありませう。したがっ
て、五十一年というふうな、まあ調整過程の段階
におきましてこれを採用すると、これは、私は考
えられないことであると、こういうふうな思いま
す。しかし、この経済、物価が安定したその時点
におきまして、とにかく今日のこの財政の赤字と
いうようなものを考えてみると、いろいろの
赤字解消の方策を考えなきゃならぬ、その中の一
つの検討項目として、これは重要なものになっ
てくるであろうということは、私は今日意識して
おりますが、将来の問題であるというふうに御理解
願います。(拍手)

〔國務大臣田中正巳君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中正巳君) 不況インフレ時にお
いては国民の中に困窮者が増加をいたしますので、
社会保障施策の実施については、十分な配慮をい
たさなければならぬことは仰せのとおりだろう
と思っております。なかんずく、たとえば世帯厚生資金や
母子福祉資金の資金需要の増大、生活被保護
者の増加等の社会事象について十分留意をする必
要があることは申すまでもないところでありま
す。しかしながら、社会保障には、経済動向のいか
んにかかわらず、国民の現在及び将来の不安をな
くするという近代国家的政策要請、さらには国民
人口の老齢化等の社会事情の変化等に依りて、経
済がどうあるうとも進めなければならぬ半面が
あることも御承知のとおりであります。ところ
で、不況、低成長下では、社会保障費の増額計上
に実際問題として困難を来すこともまた否定がで
きませんので、今後は社会保障の充実を図るため
には、単に従来路線を延長するという安易な考え
方だけでは対処し切れない面が出てくるだろうと
思いますので、各施策の優先度の選択をいたした
り、国民負担のあり方等、幅広い観点からの特段
の工夫、努力が必要となつてまいらぬと思いま
すし、こうした努力の上に総合的な社会保障水準の
向上に努めなければならぬというふうに考えて

おります。

次に、ライフサイクルについて、私どもの考え
方についてお尋ねがありました。ライフサイクル
計画は、その理念において、現下の社会情勢の分
析、政策要請の把握等に多くの貴重な意見がある
ことは事実でございます。しかし、各論におい
ては、さらに種々検討をいたし、掘り下げていかな
ければならないものがあるというふうに私も思
っております。新しい経済計画に合わせ、今
後の社会保障のあり方について検討いたさなけれ
ばなりません。その際、ライフサイクル計画で
提言された考え方については、貴重な参考資料と
してこれを踏まえてやっていきたいというふうに
思っております。(拍手)

〔國務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 中小企業についての御
質問でございますが、現在の不況のために中小企
業は非常に大きな、かつまた深刻な打撃を受けて
おります。そこで、今月初めの閣議におきまし
て、資金の面から不足を来さないように、政府資
金、民間資金とも格段の配慮を払っていくという
ことを閣議で決定をしたわけでございます。
それからなお、不況が相当長期間続いております
ので、担保切れ等の企業が出ております。そこ
で、担保の見直し等につきまして先月関係金融機
関に指示をしたところでございます。また、先ほ
ど来この返済猶予、ケース・バイ・ケースで返済
猶予を見ていく、こういうことも等もすでに実施し
ておりますので、まず金融面では私は現在万全の
策が講ぜられておると、かように理解をいたして
おります。
次に、仕事の面でありますけれども、不況から
仕事がなく非常に困つておられるわけでありま
すが、そこで、官公需の約三三〇％をいま中小企業に
回しておりますけれども、先般各省庁に對しまし
て、それ以上中小企業に仕事を回すように格段の
配慮を要請をしたところでございます。
なお、来年度におきましても中小企業対策を最

重点施策と考へまして、金融面では貸付規模の拡
大、それから特に小規模企業が大変困つておられ
ますので、それに対する融資の格段の増額、さら
にまた高度化事業を従前以上に進めますほか、事
業の転換ということに対しては特別の配慮を払っ
ていくように施策を講ずるつもりでございます。
(拍手)

○議長(河野謙三君) 答弁の補足があります。大
平大蔵大臣。

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 酒類の原材料及び級別
につきましては、酒税法におきまして具体的に規
定されておるところでございます。したがっていまし
て、原材料の使用量について表示させるとき
は、国内の酒類市場で非常に激しい競争を行つて
おる輸入のウイスキーにつきましても表示をさせ
なければならぬことになりませんが、輸入のウイ
スキーにつきましてはそれを保証することが困難で
ございます。また、ウイスキーについての原材
料等の表示は国際的にもその例が見られないこと
でございますので、せつかくの御指摘ござい
ますが、直ちにお約束いたしかねますが、なお、
御指摘もございまして検討をしてみたいと思
います。

それから度数とパーセンテージは——酒類のア
ルコール含有量の表示の問題でございますけれど
も、度数とパーセンテージはいずれも同じ単位
のものでございまして、その認識が消費者の間にも
定着して、混乱を来しておるとは政府の方は考
えておりませんけれども、しかし、矢追さんは、消
費者は戸惑つておられる向きがあるんじゃないかとい
うことでございますが、この点も御指摘ござい
ますので、なお検討させていただきますと思いま
す。(拍手)

○議長(河野謙三君) 矢追秀彦君外一名から、賛
成者を得て、

本日の本会議にたはこの原価に関する資料を提
出することを要求する動議が提出されました。
これより本動議を採決いたします。
表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛
成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御
登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。
〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませ
んか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。
投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じま
す。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数 二百四十票
白色票 百十五票
青色票 百二十五票
よつて、本動議は否決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

- | | | |
|--------|------|--------|
| 太田 淳夫君 | 百十五名 | 矢原 秀男君 |
| 野末 陳平君 | | 喜屋武貞榮君 |
| 下村 泰君 | | 相沢 武彦君 |
| 堀出 啓典君 | | 市川 房枝君 |
| 柄谷 道一君 | | 内田 善利君 |
| 峯山 昭範君 | | 桑名 義治君 |
| 三治 重信君 | | 上林繁次郎君 |
| 阿部 憲一君 | | 三木 忠雄君 |
| 藤原 房雄君 | | 粟林 卓司君 |
| 黒柳 明君 | | 矢追 秀彦君 |
| 原田 立君 | | 田代富士男君 |
| 藤井 恒男君 | | 木島 則夫君 |

| | |
|--------|---------|
| 鈴木 一弘君 | 山田 徹一君 |
| 宮崎 正義君 | 中村 利次君 |
| 田淵 哲也君 | 二宮 文造君 |
| 白木義一郎君 | 小平 芳平君 |
| 多田 省吾君 | 中尾 辰義君 |
| 向井 長年君 | 福岡 知之君 |
| 矢田部 理君 | 案納 勝君 |
| 久保 亘君 | 青木 新次君 |
| 野田 哲君 | 対馬 孝且君 |
| 秦 豊君 | 浜本 万三君 |
| 赤桐 操君 | 大塚 喬君 |
| 小山 一平君 | 片岡 勝治君 |
| 田 英夫君 | 宮之原貞光君 |
| 鈴木美枝子君 | 神沢 淨君 |
| 前川 日君 | 竹田 現照君 |
| 山崎 昇君 | 村田 秀三君 |
| 小野 明君 | 野口 忠夫君 |
| 栗原 俊夫君 | 齋ヶ久保重光君 |
| 瀬谷 英行君 | 森 勝治君 |
| 戸叶 武君 | 田中寿美子君 |
| 竹田 四郎君 | 戸田 菊雄君 |
| 森中 守義君 | 志苦 裕君 |
| 森下 昭司君 | 近藤 忠孝君 |
| 山中 郁子君 | 粕谷 照美君 |
| 片山 甚市君 | 目黒今朝次郎君 |
| 橋本 敦君 | 安武 洋子君 |
| 内藤 功君 | 寺田 熊雄君 |
| 佐々木静子君 | 辻 一彦君 |
| 小巻 敏雄君 | 神谷信之助君 |
| 小谷 守君 | 工藤 良平君 |
| 上田 哲君 | 和田 静夫君 |
| 松本 英一君 | 小笠原貞子君 |
| 立木 洋君 | 香腕タケ子君 |
| 鈴木 力君 | 中村 波男君 |
| 川村 清一君 | 杉山善太郎君 |
| 沢田 政治君 | 加藤 進君 |
| 渡辺 武君 | 塚田 大願君 |
| 安永 英雄君 | 吉田忠三郎君 |

| | |
|--------|--------|
| 鶴園 哲夫君 | 松永 忠二君 |
| 小柳 勇君 | 須藤 五郎君 |
| 岩間 正男君 | 星野 力君 |
| 阿具根 登君 | 野々山一三君 |
| 中村 英男君 | 秋山 長造君 |
| 藤田 進君 | 河田 賢治君 |
| 野坂 参三君 | 上田耕一郎君 |
| 春日 正一君 | |

反対者(青色票)氏名 百二十五名

| | |
|--------|--------|
| 宮田 輝君 | 寺下 岩藏君 |
| 平井 卓志君 | 吉田 実君 |
| 中西 一郎君 | 山本茂一郎君 |
| 山内 一郎君 | 久保田藤麿君 |
| 前田佳都男君 | 木内 四郎君 |
| 佐多 宗二君 | 最上 進君 |
| 望月 邦夫君 | 森下 泰君 |
| 榎木 又三君 | 藤川 一秋君 |
| 福岡日出鷹君 | 鳩山威一郎君 |
| 秦野 章君 | 夏目 忠雄君 |
| 林 道君 | 安孫子藤吉君 |
| 青井 政美君 | 有田 一寿君 |
| 井上 吉夫君 | 石破 二郎君 |
| 中村 登美君 | 松岡 克由君 |
| 藤井 丙午君 | 松垣徳太郎君 |
| 原文兵衛君 | 中村 禎二君 |
| 高橋 邦雄君 | 細川 護熙君 |
| 宮崎 正雄君 | 林田悠紀夫君 |
| 佐藤 隆君 | 菅野 儀作君 |
| 石本 茂君 | 中山 太郎君 |
| 小林 国司君 | 寺本 広作君 |
| 柳田桃太郎君 | 内藤管三郎君 |
| 玉置 和郎君 | 高橋雄之助君 |
| 楠 正俊君 | 岩動 道行君 |
| 西村 尚治君 | 鍋島 直昭君 |
| 新谷寅三郎君 | 上原 正吉君 |
| 那 祐一君 | 青木 一男君 |
| 徳永 正利君 | 小川 半次君 |

| | |
|---------|--------|
| 八木 一郎君 | 丸茂 重貞君 |
| 堀見 俊二君 | 志村 愛子君 |
| 河本嘉久蔵君 | 嶋崎 均君 |
| 棚辺 四郎君 | 中村 太郎君 |
| 戸塚 進也君 | 高橋 誉富君 |
| 坂野 重信君 | 斎藤栄三郎君 |
| 山東 昭子君 | 糸山英太郎君 |
| 岩男 頼一君 | 岩上 妙子君 |
| 遠藤 要君 | 大島 友治君 |
| 大鷹 淑子君 | 斎藤 十朗君 |
| 古賀雷四郎君 | 黒住 忠行君 |
| 川野辺 静君 | 金井 元彦君 |
| 今泉 正二君 | 土屋 義彦君 |
| 山崎 竜男君 | 上田 稔君 |
| 初村滝一郎君 | 長田 裕二君 |
| 久次米健太郎君 | 鈴木 省吾君 |
| 世耕 政隆君 | 江藤 智君 |
| 藤田 正明君 | 大森 久司君 |
| 岡本 悟君 | 平泉 涉君 |
| 橘 直治君 | 町村 金五君 |
| 加藤 武徳君 | 安井 謙君 |
| 劍木 亨弘君 | 吉武 恵市君 |
| 増原 恵吉君 | 神田 博君 |
| 伊藤 五郎君 | 鹿島 俊雄君 |
| 大谷藤之助君 | 小笠 公昭君 |
| 巨 四郎君 | 橋本 繁蔵君 |
| 佐藤 信二君 | 亀井 久興君 |
| 岡田 広君 | 上條 勝久君 |
| 稲嶺 一郎君 | 矢野 登君 |
| 安田 隆明君 | 山崎 五郎君 |
| 高田 浩運君 | 増田 盛君 |
| 二木 謙吾君 | 源田 実君 |
| 熊谷太三郎君 | 植木 光教君 |
| 木村 睦男君 | 温水 三郎君 |
| 福井 勇君 | |

で休憩いたします。

午後六時二十二分休憩

午後七時二十七分開議

○副議長(前田佳都男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

両案に対する質疑を続けます。近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

右二法案は、大蔵委員会において松垣徳太郎君並びに自民党委員の暴挙によって、社会党委員のわずか五時間弱の質疑だけで打ち切り、可決したとされているものであり、審議はほとんど尽くされていぬのであります。

私は二回にわたって質問の機会を奪われました。ついに委員会においては一度も発言ができなかつたのであります。わが党の渡辺委員を初め他党の多くの委員も同様であります。したがって私は、右二法案の内容についての質問に入る前に、松垣徳太郎君に委員会の審議がどうであつたか、この点についてお聞きいたします。

松垣徳太郎君は十一月二十日議長あてに審査報告書を提出しております。この審査報告書作成の過程で松垣君は、委員部職員に対し、当日の議事を次のように進めたと報告しているものであります。すなわち、

〔上條委員〕 ただいま審査中の開法一号、二号両案に対する質疑を打ち切り、直ちに討論、採決に入ることの動議を提案いたします。(委員長) 上條君の動議に賛成の方、挙手願います。(自民党議員十二名挙手)可否同数と認め、委員長はこれを可と決定いたします。討論に入りません。発言がないので、採決に入ります。

す。二案に賛成の方拳手願います。(自民党議員十二名拳手)可否同数と認め、委員長は可決すべきものと決定しました。報告書の作成は委員長に一任ください。本日はこれにて散会いたします。

このことですが、松垣君、果たしてこのような報告を委員部にしたこと、これは事実でしょうか、お伺いいたします。

しかし、この報告内容が事実と全く相違することとはだれにも明らかであります。当日は自民党上條委員が委員長と叫んで拳手した以外には議事は一つ行われていないのであります。委員長は出席委員に一体何を語ったのでしょうか。委員長は直前にいたわが党の渡辺議員を初めだれも委員長発言を聞き取っていないのであります。また、右報告によると、「可否同数につき委員長はこれを可決すべきものと決定した」というのであります。一体、だれが拳手により賛成の意思表示をしたのでしょうか。委員長はこれをどうして確認したのでしょうか。私はこのとき、自民党委員さえも立ち上がる者、座って拳手をする者、座ったまま何もしない者など、その行為はさまざまであったことをはっきりとこの目で確認しております。一体、松垣君は何を語ったのか。そのときこの私はどうしておったのか。立っておったのか、座っておったのか。また、「討論について発言がない」と言っておられますけれども、何を語ってそう判断したのか。一体、このとき松垣君の目に映ったのは何であつたのか。この私があなたの目に入ったかどうか、ありのままに答弁されたい。何も語らずに、何も確認できない状況のもとでは、議決は不存在でありませぬ。これを可決されたと強弁するのは、国会議員の質疑討論など国民から負託された当然の権利行使を奪つたものであり、議会制民主主義の基本に對する侵害だとは考えませぬか。答弁を求めませぬ。

さらに、昨日来本会議場において、壇上で水を

ぶちまけた者、氏名点呼の前に投票した者に對し、議長から嚴重な注意がありました。国会の會議とは、それほど厳肅なものであります。これに比較し、松垣君がとり続けた強行開会、強行採決、さらに野党議員をだまし続けてきた行為、特に虚偽の審査報告書提出など、罪の重さはどれほどか、表現のしようがありません。まして一片の瑕疵もなかつたという答弁に至っては言語道斷であります。国の最高機関として、手続を尊重し、これを重視するのは最低の要件であります。松垣徳太郎君、あなたは、二つの嚴重注意処分行為と比較してみずからの行為をどう思ふのか、見解を求めます。

次に、大蔵大臣に質問いたします。

私は、すでに十一月十八日、文書をもって三十項目に及ぶ資料要求をいたしました。いずれも酒、たばこ値上げ二法案の審議に必要なものであります。うち七点の提出があつた以外、いまだに私の手元に届いておりません。大蔵大臣、一体なぜ提出できないのか、その一つ一つについてその理由を明らかにすることを要求いたします。私が要求した資料は、第一に、たばこに含まれる有毒物や喫煙の健康に関する研究の問題など、国民の命と健康に直接かかわる問題、第二に、たばこの品質悪化と原価問題など、今回の値上げの必要があるかどうかに関係する資料、第三に、公社が喫煙者を高価格たばこに誘導するなど、公社が国民生活に大きな影響を及ぼすという問題、第四に、小売店のマージンや価格改定に伴う自動販売機の補償問題など、二十数万人に及ぶ小売店の営業に直接かかわる問題、第五に、圧倒的多数を占める酒造中小メーカーの経営に関する問題であり、いずれも酒、たばこ値上げ二法案の審議に欠かせないものであります。私はこの資料をさらに十九点に整理いたしました。昨日、政府に再度提出の要求をいたしました。この資料の提出とこれに基づく質疑なしにはこの二法案の審議はどうて

い尽くせたと申せません。大蔵大臣、右十九項目について今日まで提出していない理由を具体的に、詳細に説明することを強く要求いたします。私の質問はこの資料に基づいて行つたものでありますので、以下の質問は大臣の答弁の後に行つたします。(拍手)

〔國務大臣(大平正芳君) 近藤委員から御要求がございました酒、たばこ関係の資料につきまして、当然のことながら、国会審議に必要な資料の提出につきましては、最大限の努力を払ひまして提出可能なものはすべて提出済みでございます。未提出のものにつきましては、まず要求資料に該当する資料そのものが存在しないもの、それから企業秘密として公開することが適当でないもの、それから専売公社の内部検討資料でございます。それから外部に提出することが適当でないもの、それから、研究途上のものでありましてまだ国際的特許権の関連から公開できないもの等でございます。そのうち、そういたしましたものは遺憾ながら提出することはいたしておりません。(拍手)〕

○松垣徳三郎君登壇、拍手

近藤君にお答えいたします。

○松垣徳太郎君 十一月二十日の大蔵委員会の第一の御質問は、十一月二十日の大蔵委員会の経過についての御質問でございました。詳細は會議録によつて御承知を願ひたいと存じますが、概要だけを御報告を申し上げます。

まず、理事会を開催いたしました後、午前十時三十分委員会を開会いたしました。酒、たばこ二法案を議題とし、社会党寺田熊雄君の質問に入りました。この間、同党吉田忠三郎君、辻一彦君、野山一三君が関連質問を行ひました。午前零時八分休憩をいたしました。休憩中理事会を開き、午後二時九分委員会を再開いたしました。酒、たばこ両法案の審議を続行することとし、大塚喬君の関連質問の後、寺田君が質問を継続をいたしました。寺田君の質問に対する主税局長の答弁が終つたところで、二時三十二分上條勝久君

から両案に對する質疑を打ち切り討論採決に入ることの動議が提出され、委員長は上條君の動議を諮り、可否同数と認め、これを可とすることに決し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決を行い、可否同数と認められたので、これを可決すべきものと決定いたしました。続いて審査報告書の作成は委員長に一任願ひたいと発言をいたしました上、散会を宣した次第であります。

次に、大蔵委員会においては議決が存在しなかつたのではないかと申すのであります。十一月二十日の大蔵委員会では、混乱状態こそございましたけれども、委員長は上條委員の動議に基づき適法に採決を行つたのでございまして、議決の結果は明白であります。

なお、大蔵委員長の提出した審査報告書は虚偽のものではないかというお話でございましたが、議長に提出いたしました審査報告書は、委員長の職能に基づき事実を即して作成し提出いたしました正式の報告書でございます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕

近藤君 たいだいまの松垣徳太郎君の答弁を聞きませぬ。いまなお松垣君は大蔵委員長の資格がないことをみずから自白いたしました。まず、うそを言つておられます。質問に答えておりませぬ。私がお尋ねいたしましたのは、松垣君の目に入ったのは一体具体的にどんな事実なのか、これが私の質問であります。再度お答えいただきたいと思ひます。

さらに、大蔵大臣のただいまの答弁は全く納得できません。私は具体的に一つ一つ提出できない理由を聞いたのでありますけれども、何ら答えておりませぬ。

大蔵大臣、たばこの中に含まれてはいる有毒物にはどのようなものがあるか御存じでしょうか。公社はニコチン、タールの含有量については発表することにし、いままでも何回も発表したと言つております。しかし、実際の生データは隠して

あります。

私の要求した資料第二番目、一九六九年専売公社中央研究所発行「研究報告特集(低ニコチン・低タールタバコ)」という資料がそれでありました。大蔵大臣、この資料をなぜ隠さなければならぬのでしょうか、理由を明快に答弁されたいと思ひます。公社はニコチン、タールの含有量しか発表しておりませんが、たばこの中にはほかにも発がん性物質やその他の有毒物が含有されており、公社においてもそれについての調査研究がなされているのであります。私の資料要求第一の「製造たばこ銘柄別含有毒物成分」という資料がそれであり、外国ではこのような資料は発表されているのであります。この資料の提出を求めます。答弁されたい。これは国民の命や健康に直接かかわる問題であります。これにはほかかぶりを加えて、値上げだけすることは断じて許せません。公社は利益を上げ、納付金を納めることだけがその仕事ではありません。国民の健康保持も重要な責務であります。政府は、国民を不安に陥れるから私の要求資料は出せないと答えるかもしれませんが、しかし、国民にとっては、隠されてやみからやみに葬られる方がよほど不安ではないでしょうか。有毒物が含まれていることを発見した場合に、直ちに人体への影響やこれを除去する方法について全力を挙げて対処するのが政府や専売公社の責務であります。日本人の知恵を集めるためには公表する必要があります。科学の進歩と真の国民の健康のためにも、事実を事実として公表すべきであります。大蔵大臣並びに厚生大臣の所見を伺います。

さらに、私が要求しております資料は、健康問題にとどまらず、値上げの必要性があるのかどうかに直接かかわるものであり、その資料がいまだに提出されていないのであります。大蔵大臣、最近ハイライトはうまくないとか、新しい銘柄のもののは軽いか、こう言う人がふえている事実を御存じでしょうか。いままです売上高第一を誇ってお

りましたハイライトが本年七月には第一位の座を譲つたのは、こんなところに原因があると思ひませんか。実際にハイライトの原料の重さが減っており、量が減っているものであります。昭和四十年から四十九年までに一本当たり一割ほどの量が減っている、この事実が事実かどうか、御答弁をされたい。私の資料要求第四の「昭和四十九年度たばこ製造作業実績表」、この資料を見れば明らかであると思ひます。この資料は秘密にすべきものではないと思ひます。提出を求めます。原料の量を落とす、品質を落として製造原価を低くしながら、値段は五〇%も値上げするというのは、国民は納得いたしません。しかも、どれだけ品質を落とすのか懸念をしております。大蔵大臣としてこんなことを許してよいと思ひます。かどうか、率直な見解を賜りたいと思ひます。

私は、資料要求第五から第八で、原価を明らかにするために銘柄別製造原価、公社の監査報告書などの資料の提出を求めてまいりました。公社や大蔵省は、人件費や葉たばこの値上がり理由に今回の値上げ法案を提出したと説明しております。しかし一方では、品質を落とすことによる製造原価の低下もあるのではあります。実際の製造原価を明らかにしなくては、国民も、そして国会も、値上げの必要性があるのかどうか判断できないではあります。私は第七十五国会において、公社が値上げ後も国民に高価格のたばこを吸わせるよう研究をしている事実とか、未喫煙の婦人層を喫煙者にさせて喫煙人口をふやそうとしている事実を具体的に指摘いたしました。これは二重の値上げと言ふべきものであり、国民生活を無視した営利主義が先行していると考えざるを得ないのであります。

私が要求いたしました資料第九、専売公社企画開発本部作成「今後の商品計画」、資料第十「専売公社昭和五十年事業運営方針、営業方針、たばこ販売計画」、これに記載されている事実は、公この動かぬ証拠であります。大蔵大臣は、公

社この営利主義的なやり方についてどうお考えでしょうか。見解をお尋ねすると同時に、この資料の提出を求めるものであります。

資料要求第十一、第十二、これは二十数万人に及ぶたばこ小売業者の営業に直接重大なかわりを持つものであります。

以上、私は、私が要求した資料の一部についてその必要性和この提出を拒む理由のないことを具体的に明らかにいたしました。私が具体的に指摘いたしました諸点に対する明快な答弁と、私のこの意見を聞いた現在の段階での資料提出についての大蔵大臣の見解を求めます。

私の酒、たばこ値上げ二法案の内容にわたつての質問は、以上についての答弁を得た上で行うものであります。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 御要求の製造たばこ銘柄別含有毒物成分表でございますが、これは、こういう成分表をいま技術的に専売公社はまだ持つておりません。

それから、一九六九年専売公社中央研究所の発行に係る「研究報告特集(低ニコチン・低タールタバコ)」でございますが、これは先ほど申しましたように、研究者間の部内研究資料でございますので、提出することは適当でないと判断したためであります。

それから、製造たばこの銘柄別製造原価でございますが、これはたびたび申し上げておりますように、企業の秘密でございます。提出することには適当でないと判断いたしました。

それから、専売公社企画開発本部の本年二月六日に決めた「今後の商品計画」でございますが、これは先ほど申し上げましたように、内部検討資料にすぎないもので、国会に提出すべき性質のものではないと判断いたしております。

それから、資料十一、十二でございますが、これにつきましては、十一にいうところの専売公社と全国たばこ販売協会との間で交わしたたばこ値

上げに係る自動販売機改作費とマージンをめぐり問題についての妥結文書の写しということでございますが、該当する文書はございません。

それから十二の、製造たばこ値上げ案廃案に伴う自動販売機改作、買いかえ、その他たばこ小売店に対する迷惑料の支払い基準、公社支社別予算額及び支払い額の御要求でございますけれども、これは公社の営業上の秘密でございます。外部に提出することは適当でないと判断いたしております。(拍手)

〔国務大臣田中正巳君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中正巳君) たばこの人体への影響については、成分との関係についてはいろいろの諸説がございますが、学問的に結論を得たものがあるとは聞いておりません。ただ、疫学的には、WHOより一九七四年事務総長報告及び同年専門委員会報告が提出されており、これによりますると、すべての死亡、特に肺がん、あるいは狭心症、心筋梗塞等の虚血性心疾患、出産児体重の低下等に与える影響が指摘されております。また、わが国においても、がんセンターのがんの疫学的研究において、平山班長から、肺がんは喫煙者には非喫煙者の三・六倍発生するという中間報告が出されておるがごとく、喫煙本数が余りに多ければ健康に悪影響があることが報告されております。(拍手)

〔松垣徳太郎君登壇、拍手〕
○松垣徳太郎君 近藤君にお答えをいたします。近藤君の姿を見たか、どうしておったか言えというところでございますが、当日与党委員十二名、野党委員、近藤君を含めまして十二名の方が出席しておられたことは確認をいたしております。ただ、委員長としては、議案処理のために必要な委員会全般的の事情を確認すれば足りるわけでございまして、近藤君を初め二十四人の委員の方々の一人お一人の挙動を一切覚えていないというわけにはまいりませんので、御了承をいただきたいと存じます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 答弁の補足がありま
す。大平大蔵大臣。

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) 私は、四つのカテ
ゴリーに分けて総括的に答へたいとして、
そのうち特に近藤議員が挙げられた項目について
お答へいたしましたつもりでございます。けれども、
全体について項目別に答へろという御要求でござ
いますので、いままで答へていないアイテムにつ
きましてお答へいたします。

第四の昭和四十九年度たばこ製造作業実績表で
ございます。これは申すまでもなく製造原価にか
かわるものでございますので、企業秘密といたし
まして、提出することは差し控えてさせていただきます。

それから第六号、昭和四十八年度日本専売公社
監査報告書の欠落ページでございます。これも同
様、企業秘密といたしまして、提出することを遠
慮させていただきます。

それから第七号、製造たばこ輸出商社への卸
格、卸数量と輸出商社名別銘柄別輸出量、過去五カ
年、年別という御要求でございますが、公表す
ることによりまして商取引上公社の不利となる
おそれがございますので、遠慮をさせていただきます。

八号でございますが、製造たばこの輸出先国別
銘柄別輸出量及び輸出単価について過去五カ
年、年別という御要求でございます。国際競争
の面及び単価は企業秘密として御遠慮させていた
だきます。

それから専売公社企画開発本部が本年の二月六
日に決めた商品計画でございますが、それは先ほ
どお答へ申したように、内部検討資料といた
しまして、外部に提出することは適当でないと思
断したものでございます。

十号でございますが、専売公社の昭和五十年
度事業運営方針、同業方針、同たばこ販売計画で
ございます。これは、事業運営方針は提出済みと
させていただきます。

承知いたしております。他は内部の事務資料で
ございまして、外部に提出することは不適当と考
えます。

第十三号、都道府県別……清酒の方は、もう一
緒に……。都道府県別清酒消費中、地酒消費割合
を過去十カ年、年別という御要求でございます。
当方にはそういう統計がございません。

それから第十四号でございますが、大規模小売
店舗における小売業の事業活動の調整に関する法
律に規定する大型店舗に対する酒類小売販売業免
許付与基準を明記した大蔵省または国税庁の文書
の御要求でございます。「酒類販売業免許等取扱
要領」通達には提出済みと承知いたしております。
大型店舗等の免許付与はこの通達で運用いたして
おります。

十五号のビールの製造原価の内訳別金額、十六
号、ウイスキーの製造原価の内訳別金額、ブラン
デーの製造原価の内訳別金額、ワインの製造原価
の内訳別金額、十五号から十八号に至る御要求で
ございますが、酒類の製造原価は、申すまでもな
く企業の秘密にわたる事項でございますので、提
出は差し控えてさせていただきます。

最後に十九号、法人税法第八十一条に規定され
ております欠損金の繰戻しによる還付請求額
と還付金について過去五カ年、年度別、資本階級
別に提出しろという御要求でございます。法人税
の欠損繰戻しによる還付金額、過去五年間の処
理額は提出済みと承知いたしております。資本金
階級別及び欠損繰戻しによる還付金の請求額は
資料がございませんので、遺憾ながら提出いたし
かねます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 近藤忠孝君。(拍手)
発言する者多く、議場騒然(近藤忠孝君、登壇を
命じます。近藤君、御登壇の上、質疑を続け
てください。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕
○近藤忠孝君 たいまの大平大蔵大臣の答弁は
全く納得できません。たとえは原価に関するもの

であり企業秘密だと言った、私の資料要求第四、
昭和四十九年度たばこ製造作業実績表、ここには
金額は一つも書いてありません。たばこの重みな
んです。たばこの重みが十年間に一割も減って、
中身は軽くなっている。その資料がどうして原価
に関する問題なんですか。どうして企業秘密なん
ですか。私は大変不満であります。これが財政金
融をつかさどる大蔵大臣かと思うと、不安と怒り
が沸き起こってまいります。しかし、資料未提出
の問題につきましては質問を留保いたしまして、
酒、たばこ値上げ二法案の内容に関連して、以下
具体的に伺いたいと思います。
まず第一に、物価との関係についてでありま
す。

政府は、酒やたばこは嗜好品であり選択性が
あるなどと述べています。しかし、総理府の家計
調査でも明らかのように、一般国民は毎月の家計
支出の中で米代とほとんど同額を酒、たばこに支
払っているのが実情ではありませんか。国税庁で
さえ「私たちの税金」という本の中で、「酒、た
ばこは私たちの日常生活の中に深く溶け込んでい
る」と述べております。酒、たばこの値段が上が
れば、他の家計支出を削らなければならないとい
うのが国民の家計の実情ではありませんか。
三木総理は、一年前に、「社会的公正の是正」
「弱者救済」と大仰に登壇したのでありますが、あ
なたがこの一年間執拗に追求してきたのがこの
酒、たばこ値上げ法案なのであります。あなたの
言う「社会的公正の是正」、「弱者救済」という言
葉の中身は社会的公正を拡大し、弱者を泣かせ
る、言いかえれば、貧乏人は酒もたばこもやめて
しまえというふうにしかとれないのであります。
さらに、三木内閣は、酒、たばこを突破口に、
公共料金全般にわたって大幅な引き上げを公言し
てはばかりません。こうした中で政府・自民党
は、酒、たばこ値上げ法案を暴挙に次ぐ暴挙でこ
ろ押ししているのではありません。なぜに酒、たばこ

の値上げをかくも急ぐのか。それは、今後控えて
いる公共料金の値上げを来年以降続々と行ってい
こうとする、国民生活を顧みない態度のあらわれ
としか思えません。総理並びに大蔵大臣の明快
な答弁を求めます。

さらにまた、三木内閣は、不況対策を口実に常
軌を逸したと思えるほどの手厚い行政指導を通じ
てまで大企業製品の価格を引き上げています。し
かし、激しい物価値上げのため、国民の消費支
出が落ちたまま回復せず、これが不況の克服を困
難にしていることは、四次にわたる政府の不況対
策が一向に功を奏せず、いま第五次不況対策を要
求する財界の動きが大きくなっていることでも明
らかではありませんか。不況克服のためにも物価
の引き下げこそが最も緊急な課題なのでありま
す。福田副総理は経済白書の冒頭で、「今回の不
況はインフレが招いたものであり、したがって物
価安定がなければ回復することはできない」「こ
こで安易な値上げに走っては不況からの回復はか
えておくれれることとなります」と述べておりま
す。三木内閣が進めている公共料金、大企業製品
大幅引き上げの道は、この福田副総理の発言と完
全に逆行するものだと考えますが、総理の明快な
答弁を求めます。

第二に、政府は、酒、たばこは「七年前諸物価、
所得水準が上がったが、据え置きのままになって
いるので、実質的な税負担が相当程度低下してい
る」などと述べております。しかし、政府は国民
の担税力についてどのように理解しているのか。
いま国民は、戦後最大の不況とインフレのもと
で、かつてない苦しい生活を強いられられておりま
す。国民生活白書によっても、昭和四十九年の全
国勤労者世帯の実質消費支出は前年に比べ第一分
位でマイナス一七・一％、第二分位でマイナ
九・一％、第三分位でマイナス六・七％、第四分
位でマイナス四・九％と軒並み低下し、ひとり第
五分位だけがプラス一三・九％と大幅に上昇して
いるのであります。この数字は、低所得者ほど困

三九五

難な状況に追い込まれていることを示しているの
であります。さらに、昭和五十年については、勤
労者の実賃金は五月から七月にかけて三カ月間
連続して前年同月より低下している状態ではあり
ませんか。

さらに、総理府統計局の家計調査報告によつて
も、昭和四十九年の時点で、自動車関係費、理容
衛生費、家具什器、文房具などを大幅に節約し、
低所得者に至っては生活必需品まで消費を抑えて
いるという姿まで見られるのであります。

これらの事実を、現在の勤労者の世帯の大部分
がインフレと不況のもとで急速に増税力を失つて
おり、酒税二二%、たばこ平均四八%の増税を負
担する能力がとうていないことを示していると思
います。どうか、御答弁いただきたい。特に、逆
進性の強い酒、たばこの税金が、現在特別に苦し
い生活を余儀なくされている低所得者にさらに苦
しみを与えることは明らかではありませんか。
酒、たばこの増税は増税力のないところに課税す
ることになり、また酒、たばこは逆進性が強いこ
とから見て、私は税制の基本に反するものである
と考えますが、大蔵大臣の答弁を求めますのであ
ります。

第三に伺いたいのは、政府が酒、たばこを突破
口に自動車関係諸税や物品税等間接税の増税を計
画している点についてであります。

総理は、日本の間接税は世界の中で一番低いと
述べ、酒、たばこを初めとする間接税の増税は当
然のように述べておられますが、住宅を初め環境施
設や社会保障が日本より格段に進んでいるヨー
ロッパの先進諸国の特性を抜きにして、それ自体
意味のない直接税と間接税の比率だけを取り出し
て比較するのは正しくありません。また、労働者
の賃金の上昇率と消費者物価の上昇率を比較して
みても、日本の労働者の実賃金の伸び率は欧米
諸国の伸び率より低いのが実情であります。特
に、消費者物価の上昇率が欧米諸国と比べて異常
に高い日本で、この間接税を大幅に引き上げる

ことが、国民生活を一層危機に陥れることは明ら
かではありませんか。

さらに、政府は、五十二年以降の付加価値税
の新設を前提に、大企業優遇税制については若干
の手直しをして形を整えつつ所得税の実質増税を
図るほか、住民税の大幅増税に踏み出そうとして
おりますが、総理、あなたはそれでもなお日本国
民はヨーロッパ先進諸国民より経済的に恵まれて
いると言えるのでありましようか、お伺いたし
ます。

第四に伺いたいのは、財源は酒、たばこの値上
げによつてではなく、増税力のある大企業、大資
産家に求めるべきだという点であります。わが党
は、酒、たばこの値上げにかわる財源をいたしま
して、資本金十億円以上の大企業に対しては法人
税法第八十一条に規定しております法人税の還付
請求権を停止することを内容とした租税特別措置
法の一部改正案を本院に提案しております。この
制度と利用状況を全面的に把握することは重要な
ことでもあります。そこで、私は大蔵省に対し、法
人税法第八十一条に規定されている欠損金の繰り
戻しによる還付請求額と還付金の額について、過
去五年間にわたり資本金階級別の程度であつ
たか、この場で報告することを求めるものであり
ます。

さらにわが党は、大資産家優遇の利子・配当所
得に対する源泉分離課税の税率を当面五〇%
に引き上げることと内容とする租税特別措置法の
一部改正法案を本院に提案しておりますし、また
同じく有価証券取引税の増税法案も提案しており
ます。政府・自民党が大蔵委員会での今回の暴挙
によつてこれらの法案をも葬ろうとしていること
は、その大企業、大資産家率仕の政治姿勢のため
ではありませんか。政府はなぜこれらの提案を受
け入れようとしませんか、具体的にその理由を明
らかにすることを要求いたします。

第五に伺いたいのは、政府のこうした国民から
の収奪政策は、専売公社もまた実行しているとい
う点であります。たばこの値上げは平均四八%で
ありますが、実質的にはそれ以上の内容になるの
であります。すでにハイライトの品質悪化につい
ては指摘いたしました。シートたばこや緩和刻
みの導入も同じく品質悪化につながっております。
この結果、四十九年度について言えば約七十
億円のコストダウンをもたらしているではありま
せんか。国民にこのような品質を下げたたばこを
吸わせ、コストダウンをしている一方で価格を上
げるのは全く不当であります。製造たばこ定価法
第一条及び第二条では、それぞれの級別に一定の
特色と品位を保つべきことを規定しております
が、この規定に違反すると思ひます。これは違法
かつ国民を犠牲にした営利主義ではありませ
んか。答弁を求めます。

もう一つは、公社は、今日セブンスターとチェ
リーの売上高が四十三年のハイライト売り上げ最
高時に迫ろうとしている高価格たばこの喫煙誘導
の成功例の経験と教訓に学んで、今度はセブンス
ターとチェリー喫煙者を四四一、四四二とい
う記号の百七十円たばこに誘導しようとしている
ことでもあります。第七十五国会で私のこの点の指
摘に対して公社は、喫煙者の需要にかかっている
ので、そのようなことは仮に計画しても成功しな
いと弁解いたしました。一方では、新製品たばこ
開発プロジェクト・チームをつくり、さらに公社
幹部は、公社編集の新聞紙上などで高級たばこ販
売に並み並みならぬ決意を披瀝しているものであり
ます。事実は私の指摘したとおりであります。大
臣、この公社幹部の言動を納得できるように説明
していただきたいのであります。この公社の販売
政策は、今回のたばこ値上げ案が消費量の多い銘
柄品ほど値上げ幅を大きくしている点と軌を一に
するものであり、二重の値上げであります。喫煙者
を犠牲にした営利主義であり、公社にあるまじき
やり方ではありませんか。大蔵大臣の見解を求め
ます。

さらに、公社の今後の商品計画についてなる内
部資料によりますと、未喫煙の婦人を喫煙者にし
て喫煙者層をふやすべくメンソール製品の婦人向
けたたばこの開発、販売に意欲を燃やしているの
であります。母体保護の見地よりも財政専売の立場
が優先されてはなりません。大蔵大臣、こういう
公社の営業方針を是認するのかどうか、お伺い
いたします。同時に、厚生大臣、たばこの婦人に与
える影響について、今日の学術的研究の到達点を
明らかにしていただきたいと思ひるのであります。

第六に、たばこの値上げのたばこ小売店への影
響についてお伺いいたします。

専売公社の経営は、今日まで小売店の努力に依
存してきたにもかかわらず、今回の値上げで小売
店に多大の犠牲を強いようとしているのでありま
す。今回の値上げで需要が減退することは公社も
すでに認めているところであります。にもか
わらず公社は、たばこ小売店の販売手数料が増
額になるとして現行マージン率を引き下げよう
とする動きがあります。これは小売業者に大きな犠
牲を強いることになりませんか。いまマージン率
の引き上げは全国のたばこ小売店の一致した切実
な要求であります。大蔵大臣は、圧倒的多数の
零細な小売店の立場に立つて、少なくとも現行一
〇%のマージン率を維持すべきではありません
か。また、たばこの値上げに伴う自動販売機の改造
あるいは買いかえにかかわるたばこ小売店の損害
補償について大蔵大臣は、専売公社と業者の間で
話がついており問題はない旨述べております。し
かし、小売業者が自動販売機改造等による損害の
賠償請求権を放棄するような権限はだれにも与え
ていないのであります。大蔵大臣は一体何を根拠
にそう主張するのであります。それはだれとだ
れの間で話がついたのですか、明らかな無権代理
ではありませんか。専売公社と全国たばこ販売協
会との間で交わしたたばこ値上げに係る自動販売
機改造費とマージンをめぐる問題についての妥結
文書があるならば、その内容をここで明らかにし
ていただきたい。しかし、その妥結文書は全国の

たばこ小売店を拘束するものではないと思いません。もし拘束するのなら、無権代理でないという法的根拠を明確に示していただきたいのであります。しかし私は、それではたばこ小売店が決して納得しないと思うのであります。自動販売機の改造でもその経費回収には少なくとも二カ月は要するのであります。公社は、自動販売機の購入を積極的に勧めながら、たばこの値上げに当たっては、自動販売機改造費回収のため、利益ゼロであつてもがまんしろと言ふのでしようか。

また、公社では、この問題でたばこ小売店の不満や怒りをやわらげるため、最近、小売店に迷惑料と称して、電車やデジタル時計などを配りました。その額は十億円に及んでおりますが、このようになくそくなやり方はやめるべきではありませんか。また、この配布には不明朗な点があります。迷惑料の支払い基準、公社支社別予算額及び支払額を資料として提出していただきたいのであります。私は、やはり小売店の自動販売機改作または買いかえによる損害に対し、一定の基準を定めて補償するのが本筋であると思ふます。大蔵大臣の明快な答弁を求めたいのであります。

最後に、酒類メーカーの問題であります。酒税の引き上げによって一番打撃を受けるのは、ビールやウイスキーの市場進出によって消費の停滞している清酒メーカーであります。酒税引き上げは清酒の需要減退に拍車をかけ、酒米を初めとする原材料等のコストアップと相まって、一層深刻な経営危機を招くことは明らかであります。中でもとりわけ深刻なのは、清酒メーカー約三千二百社中九・九割を占める資本金一億円未満の中小企業メーカーであります。この中小メーカーはその半数以上が現在でも赤字ないし赤字です。その経営状況でありますから、酒税引き上げによる影響は一層深刻なものであります。このような状態をつくり出した原因は何か、答弁を求めます。私は、これは企業努力の多寡ではなく、大蔵省、国税庁が中小企業近代化促進法に基づく構造

改善事業を中心に、酒税保全のみの行政指導を強めてきた結果だと思ふのであります。清酒大手メーカーのシェアを拡大し、清酒中小メーカーの約半数を大手メーカーへの従属的おけ売り型企業に転落させ、一方では、大手中心の味の均一化によって、わが国の風土から生まれ、長い歴史と伝統によって培われてまいりました特色ある地酒が失われつつある現実を招くに至つたこの責任は、主として大蔵省にあります。いま清酒業界では、大蔵省には酒税行政があつても酒類産業行政がないという批判が続出してあります。現行酒税法にも、補完法である酒団法にも、酒税確保の目的とそれに付随すること以外何の目的規定もないこと、国税の執行機関である国税庁が酒類の生産、販売、価格の決定に至るまで担当していること、さらに財政金融問題をつかさどる大蔵大臣が酒類行政の全般にわたつて勅告や命令ができることになつてゐる。こういう点にそもその根本原因があると思ふのであります。いかがですか。それぞの地方での伝統と特色ある清酒の育成と清酒中小メーカーの自主的発展のために酒税法、酒団法の抜本的改正が必要ではありませんか。

また、清酒中小メーカーを初め、酒類中小メーカーの保護育成のため、酒税の種類別、規模別段階課税を検討すべきではありませんか。大蔵大臣の明快な答弁を求めます。

私の質問は以上であります。終わりに臨んで一言申し上げたいのは、国民の生活に重大な影響を及ぼす酒、たばこ値上げ法案がこのような形で審議が進められ、やがて終了されようとしてゐることは、私のとうてい納得できないところであります。私の質問や資料要求に対する答弁を見ても、審議が尽くされてないことは明らかであります。委員会への差し戻しを求めます。国民も、自民党政府が両法案審議過程において余すところなく露呈いたしました議会制民主主義じゅうりんと国民生活侵害の政治姿勢に対し、厳しい審判を下すであろうことを申し述べまして、私の質問を

終わります。(拍手)

〔国務大臣(三木武夫)答へ〕 拍手
○国務大臣(三木武夫) 近藤君にお答えをいたします。

この酒の値上げは低所得者に対して酒を飲むなというふうな非常に冷酷なことになるといふような意味の御発言ございましたが、酒にしても、たばこにしても、七年間据え置いたわけでございますから、諸物価に比較をいたしまして税の負担率が非常に低下したので、その低下の一部を回復したいというのが今回の値上げでございます。しかし、二級酒であるとか、しょうちゅうとかいふものは据え置きまして、大衆品に対しては配慮を加えた次第でございます。

また、公共料金とか、あるいはまた大企業製品の大幅値上げをやめよという趣旨の御質問がございましたが、公共料金というものは、やはり受益者がその受ける便益の程度に応じてその費用を負担するということが公平な方法である、こう考えなければ、その便益を受けたい人にも一様に負担するよりかは、その便益を受ける人が便益の程度に応じて負担する方がより公平だという考え方でございます。したがって、物価の安定等も勘案しながら公共料金に対しても必要に応じて是正せざるを得ないわけでございます。

また、大企業製品は、卸売物価を近藤君ごらんなつても世界で一番低い一割程度の値上がりでありますから、世界で一番低い水準でございます。今日のような物資の需給が緩和している時期でございますので、価格形成はできるだけ市場にゆだねて、政府が価格の形成に介入しない考えでございます。

また、間接税についていろいろお話がございました。近藤君の言われるように、いろいろ税体系はその国のいろいろな国内の条件、事情等も勘案することは当然でございますが、わが国は何分にも直接税の系統——直接税七三・五割というので、

間接税はわずかに二六・五割でございます。これはイギリスでは間接税の比率は四二・四割、ドイツは四七・六割、フランスは六五・三割というふうな非常に間接税のウェイトは高いわけでございます。このとおり日本をいたそうというわけではございませんが、やはり直接税、間接税といふものは、もう少し、余り偏らないことが税体系としてはよいのではないかと。そういう角度から間接税については検討を加えたいと思つておる次第でございます。そういう意味において付加価値税などについても税制調査会において十分今後慎重に審議をしてまいりたいと思ふ次第でございます。

また近藤君は、酒、たばこの値上げをやめて財源を大企業、大資本に求めるべきだといふような意味の発言がございましたが、御承知のように、大企業といつても三分の一くらいは赤字経営をしておるといふような状態で、したがって、雇用の問題もございまして、いま大企業に酒、たばこの値上げをやめて、増税をするということが適当だとは考えていないわけでございます。

他の御質問に対しては大蔵大臣その他からお答えをいたすことにいたします。(拍手)

〔国務大臣(大平正芳)答へ〕 拍手
○国務大臣(大平正芳) 酒、たばこの値上げを急ぐ理由についてでございますけれども、これはすでに総理大臣からもお話がございましたように、予算化したしておる重要な歳入でございますので、お認めをいただきまして、一日も早く成立させていただきたいと念願しておるわけでございます。

この不況下におきまして、国民に増税に果たして負担力があるかということでございますが、四十三年度から七年間据え置きまして、今日の状況を見てみますと、家計費の中に占める酒でございますとか、たばこの消費の比重ははるかに落ちておるわけでございます。この程度の調整をお願いいたしましたけれども、決して不当な要求ではないと思ふは考えております。

昭和五十年十二月十三日 参議院會議録第十四号

酒税法の一部を改正する法律案(前会の続)外一件

それから、そのかわり財源をいたしまして、税の還付請求権の問題が、還付をやめるといふ問題がございまして、これについての計数を求められておるわけでございますが、昭和四十五年、六十五億四千五百万円でございます。四十六年が二百二十四億でございます。四十七年が二百五十四億、四十八年が百三十一億、四十九年が五百二十三億でございますが、このうち資本金別の御要求でございますけれども、そういう資料がございまして、調査課所管と税務署所管の区別でお聞き取りをいただきたいと思っておりますが、四十五年、調査課所管は二十九億三千六百万、税務署所管が三十六億でございます。四十六年、前者が百二十一億、後者が百二億。四十七年は前者が百四十一億、後者が七十九億でございます。四十九年は前者が二百八十四億、後者が二百三十九億となっております。

それから、酒、たばこの値上げなどやめまして、大企業、大資産家のキャピタルゲイン等の課税で補うべきではないかという御意見でございます。近藤さんの属する政党からはたびたびそういう御意見を伺っておるわけでございます。で、私も、たとえ土地の再評価にいたしても、たびたび本院で御説明申し上げておりますとおり、これは未実現の利益に課税するものでございまして、土地再評価にいたしても、それは自然、低率にならざるを得ないわけでございます。もし低率でこれを課税いたしますと、これが転売された場合におきましては、かえって現在の課税よりも少ない、課税率が軽減されるといふ結果が生ずることとはたびたび申し上げたとおりでございます。もしこれを高目に税率を設定いたしますと、土地——固定資産税等との問題が起るばかりでなく、今日のような不況のときに法人税をさらに重課する結果に相なりまして、雇用その他問題が生じかねないことを懸念いたすものでございます。

それから、租税特別措置の問題につきまして、利子・配当の源泉分離選択税率は五十年年度二五%から三〇%に引き上げさせていただきます。これを一挙に総合課税に移行するというには種々の問題がございまして、にかままだ賛成いたしかねるわけでございます。それから、有価証券取引税につきましては、先般倍に税率を上げたわけでございますが、今日この状況から見まして、直ちにこれを改正する意図を政府は持っておりません。これも流通税でございます。収益課税でないことに御着目いただきたいと思っております。

それから、専売公社の営利主義的な経営についての御指摘があり御批判があったわけでございます。私は、専売公社も消費者の嗜好を察知いたしまして、そのニードに対しまして適切に対応する用意がなければならぬと思うわけでございます。専売公社は営利会社でございます。近藤さんが仰せられるように、収益を第一に心得て運営を考えるような指導はいたしてまいりたいたしております。

それから、小売店の問題でございますが、小売店におきましては定価改定に伴いまして自動販売機の改作経費を負担する等の経費増もございまして、たばこ小売価格の上昇に伴いましてマージンの増加もございまして、非常に困るのではないかと御指摘は当たらないものと考えております。現行のマージン率は諸外国との比較におきましても決して低い水準のものとは考えておりませんし、今後とも現行水準を維持してまいりたいと考えております。

マージン率の決定につきましては、専売公社と全国たばこ販売協会との間で決定することとなっておりますが、このやり方、ただいままでのところ特に問題はないものと思っております。なお、公社と全国たばこ販売協会との間の妥結文書をお尋ねでございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、そういう文書はございませぬ。

それから、公社の小売店に対する迷惑料でございますけれども、これは公社の営業上の秘密でございまして、外部に公表することは私は適当でないと思っております。

三九八

それから、自動販売機の改作費につきましては、当初全国たばこ販売協会から専売公社に対して補償するよう要求がございましたけれども、定価改定後の小売マージン率の調整におきまして折衝いたしましてマージン率が決定したことに伴い、改作費の要求が取り下げられたという経緯があるもので、問題はないものと承知いたしております。

それから、清酒、とりわけ地酒の問題につきまして御指摘がございました。清酒メーカーは中小企業が大部分でございます。体質がもとも脆弱な上、近年における酒類の消費構造の変化によりまして清酒全体が伸び悩み、一部業者が苦しい経営状態になっておりますことはよく承知いたしております。これらの業者の経営の安定を図って、近藤さんの言われる伝統と誇りを守ってまいりますためには、構造改革等諸種の施策を講じなければなりませんし、そういうラインでたばこも鋭意気をつけてまいりたいと考えております。

〔国務大臣田中正巳君登壇、拍手〕
この人体への影響についてのWHO及びわが国のそれについて、疫学的なりサーチについては先ほど御答弁申し上げたのですが、女性の場合は一般的に体質上やや影響を受けやすいものと考えられますが、女性独特の問題といたしましては、さきに述べた出産児体重の低下と妊娠出産に関する影響が指摘されるものと考えられます。(拍手)

〔答弁漏れがあると呼ぶ者あり、その他発言する者多し〕
栗林君、質疑を続けてください。

栗林君、私は、民主党を代表して、ただいま議題となりました酒税法及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案について、總理並びに大蔵大臣にお伺いをいたします。

三木内閣が発足以来は一年が経過いたしました。国会としてこの一年間を振り返ってみると、実りのない不毛の一年間だったと言わざるを得ません。その中において、国会の正常な運営を阻害し、健全な機能の發揮を求める国民の願いの前に立ちのくれたものがこの酒、たばこ法案であります。強行採決をし、廃案となり、再び再提出され、再び強行採決され、担当大臣及び当該委員会の委員長の問責、解任の争いを重ねたあげくの果ての審議であります。この法案が一月三十一日に衆議院に提出されて以来今日まで実に三百八十八日間あります。この過程を振り返り、政府としてどのように反省されているのか、まず總理に伺いたいと思っております。

總理はたびたび、議会制民主主義とは与野党の話し合いであり、反対と決めたならば最後まで反対、廃案の闘いというのは間違っていると主張されてきたと思っております。この点に関して異論はありません。しかし、この三百八十八日間を振り返って、果たして話し合いを前進させるための努力を政府がしてきたとお考えになりますか。

酒、たばこの値上げ法案が衆議院に提出される前日の一月三十日、昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案が国会に提出されました。長たらしい名前の法律であります。事務的な処理のように聞こえる法案ですが、總理はとうてい覚えておられないと思っております。この法案の内容を簡単に申し上げますと、決算をしてみたらお金が予想以上に余った、本来ならその半分を国債の償還に充てなければならぬの

栗林卓司君登壇、拍手〕

栗林卓司君、

が法律の規定だが、国債の償還に半分持つていかれるのはもったいないから、その割合を減らして、ことしたくさん使わせてほしいという内容でありました。赤字国債の償還に四苦八苦し、剰余金の全額を償還財源に充てようとしているいま現在に比べると、まさに隔世の感のするところでありました。しかし、とにかくこうした雰囲気は酒、たばこ値上げ法案が初めて国会に提出された当時の状況でありました。渋いことでは名の高い政府でさえ、春の賃金上昇率を一七%強と踏んだのであります。そして物事がそのとおり進んでいきたら、酒、たばこをのむ人が自分の負担をしてくれないかという政府の主張も説得力がないわけではなかったのであります。

先ほどの長たらしい名前の法律案は、三月十四日に参議院で可決されました。これに先立って、われわれが、「いまや輸入欠陥の予想される経済情勢である、決算をしたら金が余ったから使ってしまおうということか」と質問をしたときに、大蔵大臣のお答えは、「実はそのような経済情勢のことは全く念頭に置かずにつくった法案でした」と、率直な答弁でございました。以来三百十八日、いまやわれわれは、打って変わって、何と二兆円を超える赤字国債の処理に頭を痛めております。これほどの激しい変化にもかかわらず、酒、たばこの値上げ法案が郵便料金の値上げ法案とあわせて微動もせず生き長らえているというところは信じがたいと言わざるを得ません。仮に百歩譲って考えたとしても、この法案に対する政府の説明が、一月三十一日の時点でも十二月十三日のきょうでも、その基本において全く変化がないというのは一体どういうことかあります。一月三十一日当時のほのぼのムードと、いまやがらり変わって、家計も赤字、企業も赤字であります。しかるに、政府の説明は一貫して変わることなく、これを一言で要約すれば、「税金が足りないからよこせ」、これだけであります。一体、これで審議になりますか。いま野党が求めているも

のは、経済情勢の激しい変化に対する政府の対応と、その中における増税問題の的確な位置づけであります。それを明らかに示すことなしに、与野党間で話し合いが進展するとお考えになりますか。総理としての御所見を承りたいと思ひます。

この三百十八日間を、国民の立場として、庶民の立場として振り返ってみると、こんなに無残な三百十八日間もなかったと思ひます。一体、何度買いだめに走らされたことか、そして何度たばこをかびさせたことか。総理にお尋ねをします。酒税にしても、製造たばこの定価の問題にしても、提案権は政府にあります。その政府が、国民が買いために走らざるを得ないような大幅な上げ幅を設定することが正しい政治のあり方と言えるではありませんか。もともと酒、たばこの税とは人間の弱みにつけ込んだ税制であります。それを買いだめに走らなければならないほど大幅に引き上げるといふことは、家庭の平和を乱すものとお考えになりませんか。前国会の公聴会において、たしか山梨県からだったと記憶しておりますが、公述人として出席された家庭の主婦の方がこう言われておりました。「値上げをしたらからといって、のむ量を減らせるとは主人には言えません。家計のやりくりはいたしますが、しかし、値上げはこれが最後のものではしょうか。それとも、これからもあるのでしょうか。その言葉を思い出しながら、値上げ幅に対する政治的配慮の問題について総理の所見を求めたいと思ひます。

続いて、大蔵大臣にお尋ねします。これまで政府が繰り返してきた主張の中に、「小売価格に占める税の割合、すなわち負担率で見ると、酒の税もたばこの税も七年前に大幅に低くなつてしまつた。今回の増税はこの負担率の低下を調整しようとするものである」という説明でありました。しかし現在、酒にせよ、たばこにせよ、税制の中心は従量税、すなわち、値段はどうであるかと、税金は物の量に從つてかけるといふ方法であり、したがって、値段が上がれば税金の割

合が減つてあたりまえという仕組みであります。この仕組みを決めたのは、はかならぬ政府であります。それがここに来て、税の負担率が下がるのはおかしい、七年間のツケを返せと言われたのでは、国民はうるたえるしか仕方がないのではありませんか。物の量に応じて税金をかけるのは従量税、値段にスライドして税をかけるのが、価格に從うという意味で従価税と言ふのだそうであります。しかし、値段に比べて税金の負担率が下がるのが気に入らないのなら、なぜ最初から従価税にしないのでありますか。その方が七年間のツケをまとめて要求されるよりもはるかにましであります。しかも、問題なのは、制度として従量税をとりますが、政府の期待としては従価税である点にありま。このことは、いつの日か再び酒、たばこの増税に国民が直面することでありま

す。百歩も二歩も譲りながら政府の立場に立つて考へた場合、そしてまた、先ほど述べた値上げ幅の持つ政治的意味合いを考へた場合、大体七年間もほうつておいたことに最大の問題があると言わなければなりません。七年間もほうつておいたのなら、八年間ほうつておいてなぜ悪いか、そういう私の質問に対し、公聴会に出席された政府税制調査会の先生の御答弁は決して明快ではありませんでした。もつとも、あれほど自然増収が出たのですから、酒、たばこの税の修正をいたしてきまなかつた、そういう趣旨の御答弁ではあつたわけですから、巨額な自然増収を使いまくつてきた政府の態度と思ひ合せて、きわめて明快に問題点を指摘されたのかもしれない。しかし、いづれにしても、問題は今後であります。これからの物価の上昇に見合つて定期的に増税をされま。またそのたびに一年にわたつて国会を空白にしないために、どのような配慮をしようとするのか、お伺いしたいと思います。

続いて総理にお尋ねをします。先ほど御紹介した公聴会における主婦の公述人の方が痛切に訴えられたのは、こういうことでござい。家庭の主婦として一番困るのは、個々の物価の値上がりではありません。それよりも将来の見通しです。ある品物がこれから上がるらしいといううわさを聞いただけで家計簿が狂つてまいります。個々の値上りはないにこしたことはありませんが、きょうの問題よりも、これからの見通しについて、早目にはつきりと教えてもらつた方が家計を預かるものとしては助かるんです」と言われておりました。まことにもつともな御意見だと思ひます。

もつとも、個々の価格について将来の確実な見通しを求められども、統制経済でない以上、政府としては立ち往生せざるを得ません。そこで物価の上昇率の目標をパーセントで示すにとどめ、各論に立ち入ることを避けてきたのがこれまでの政府の立場だつたと思ひます。しかし、物価政策といへども、総論と各論があるはずであります。その各論に立ち入ることが政府として本当に不可能なのか、努力と工夫の余地が全くないのか。政府は物価上昇率の目標を示していると言われるかもしれませんが、それはいわば結論の見出しであります。パーセントの数字を眺めただけでは、政府が構想している結論さえわれわれは読み取ることができません。このことが、酒、たばこの値上げが物価に及ぼす影響について議論が空回りしてきて大きな原因であつたと思ひます。

これからの物価対策を考へると、第一に、卸売物価の上昇が消費者物価に波及する度合いをいかに低くするか。これは、中小企業を守りながら流通をいかに合理化していくかという、古くて新しい問題であります。第二に、生産部門における生産性向上の努力を通じて卸売物価を引き下げる条件をつくり、やむを得ざる値上げとならしながら平均的物価水準の安定をどのように図っていくかあります。第三には公共料金の問題、第四には税制と物価との関連の問題などであらうと思ひます。そのいずれも政府の具体的施策と結びついた問題であります。そうである以上、政府は物価政

策の各論に勇敢に踏み込み、政策と効果の展望を明らかにする義務があるのではありませんか。政府はたびたび、物価政策の総論の問題として新価格体系への移行の必要性を主張してきました。しかし、それを主張するならば、同時に各論を明らかにすべきであります。それなしに、いたずらに新価格体系移行論を打ち上げるとは、生産性向上の努力もせず、怠慢な経営の結果を物価に転嫁する動きに口実を与えるばかりか、家庭の主婦を不安と混乱に追いやることにはなりません。

OECDの経済報告は、今日における不況対策の中心は個人消費であり、その核心となるものは心理的要素であると主張しております。この意味からも、いわゆる新価格体系移行論と今後の物価政策の各論の見通しをお尋ねしておきたいと思っております。

次に、前国会で廃案となった酒、たばこの法案を再び国会に提出した理由について大蔵大臣にお伺いをしたいと思います。

この問題について政府はこれまで、五十年年度の歳出を賄う財源としてすでに歳入予算に組み込み済みのものである、すでに成立している予算の裏づけとなつて法案であるという意味で、まずその早期成立を図ることが必要だ」と強調してまいりました。しかし、この主張が正しいとする、国会では予算案が通つてしまえば、歳入関係法案については自動的に承認する義務がある、修正することも許されないということになるのでありましようか。

近來、長きにわたつて政府は予算案の修正に際したことはありません。修正に際することは政権政党のこけんにかかわると言わねばかりに原案とお押し切つてまいりました。そして予算案が通つてしまえば、関係する歳入法案について一切手を触れてはいけな言われるのなら、国会の存在も野党の存在も要らないということになりませんか。それくらいなら、政府は歳入法案を国会へ提

出しなければよろしいのであります。恐らくそうした気持ちも強いかもしれません。それにもかかわらず政府が国会に提出してくる本当の理由は、憲法三十条「國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」、憲法八十四条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」という憲法の規定であります。歳入法案とは、憲法三十条、八十四条にかかわる法案という意味であります。このように考えられると、予算が通つたのだから歳入法案も通せという理屈を立て方はどこか基本的なところで間違つておられるのであります。しかも、歳入法案は、一度国会で通つてしまえば、次の機会に改正がされない限り、永続的に國民の義務を構成していくものであります。単に五十年年度予算とだけかかわり合つておられる問題ではありませんか。その歳入法案である酒、たばこの値上げ法案に對し国会は廃案という処理をいたしました。したがつて、政府としては国会の処理を尊重し、予算を減額補正する義務があつたのではありませんか。しかし、それをせず政府として国会に對し拒否権を發動したという意味にはなりません。しかし、日本国憲法は、政府がそのような態度をとることを全く予定しておられません。そこで規定してあるのは、憲法四十一条における國權の最高機關としての国会の地位の明示であり、八十三条による国会中心の財政主義であり、もつとも政府は、そのような小理屈よりも、不況の実態を見詰めてほしいと言ふかもしれません。景氣刺激型の予算が求められているときに、減額補正など考えられないと主張されるかもしれません。そこで予算の運用上の問題として、酒、たばこの値上げ法案が廃案になつたことが自動的に歳出予算の削減に結びつくのかどうかという角度から重ねて伺いたいと思ひます。

昭和五十年年度予算で見込んだ酒、たばこの増税額は三千五百七十億円であります。したがつて、

廃案の結果、歳入総額の面でもきつかり三千五百七十億円の歳入不足が出るかといへば、決してそうではあります。歳入予算はしよせんは見積もりであり、当然外れが当然あります。そして、赤字決算を許さない財政法のためまきから、見積もりはかた目かた目にしてきたのが従来からの例であります。したがつて、年度末には数千億円の剰余金が出るのが通例であります。二兆円を超える赤字公債の発行に当たり償還計画を求められながら、わりあい政府が平然としているのも、今後剰余金が相当の額で発生することを知つておられるからであります。このこととあわせて考えれば、酒、たばこ値上げ法案不成立に伴う歳入の減少三千五百七十億円は、いわば誤差の範囲内であり、歳出を自動的に削減する必要は大きなものではないのであります。政府がこの法案の成立にこうまで固執した理由は何か。その一つは、言葉を選ばずにはいへませんが、歳入予算の組み間違ひであり、すなわち、仮に景氣が悪化せず、政府の予想どおりの増税が入つたとしても、なお八千四百四十億円の歳入不足を出さざるを得ないという基本的な欠陥を抱えた歳入予算であつたこととあります。その原因は、前年度の歳入の見込み違ひであつたと言われております。この意味で、今年度の歳入予算は、酒、たばこ値上げ法案の成立、不成立にかかわらず、景氣動向のいかんにかかわらず、赤字予算であることを運命づけられた予算であつたと言わなければなりません。政府はこの点について、責任の所在とあわせて問題点を國民の前に明らかにすべきでありました。そして、間違ひは間違ひとして予算を修正すべきではなかつたのであります。

次に、値上げ、すなわち増税の適否について幾つかの点をお尋ねしたいと思います。最初に總理にお伺いします。今回のたばこ値上げの理由として、原料代の値上がりとなつて人件費の上昇が挙げられており

ます。ところで總理は、人件費が上がつたのなら値上げもやむを得ないという立場をおとりになるのでございませうか。申し上げるまでもなく、物価の安定を求める立場から言へば、賃金上昇率は生産性の平均の上昇率の枠内にとめるべきだといふのが正しい態度だと言われております。言いかえれば、人件費の上昇を価格に転嫁してはいけないうことではあります。そして、その立場に立つて民間を指導すべき政府が、おひざ元の公共企業体については人件費上昇の価格転嫁を認めるというのはどういふわけでありませうか。民間の場合、たとえばことしの一―三月で見ると、卸売物価は前期比で二・八％下がつております。その内訳を見ると、人件費の面では一・九％の値上げ要因であり、これに對し供給関係の面では四・一％の価格引き下げ要因となつております。すなわち、人件費を考えれば一・九％値上げをしなければ採算がとれないが、需要が冷えておるの逆で値段を二・八％下げなければいけなかつたというのであります。このような状況のもとでも民間部門が歯を食いしばつてがんばつてきたことが物価鎮靜化の大きな要因であつたと思ひます。これに對し公共企業の場合には、なぜ賃金上昇が値上げを正当化する理由になるのであります。社会的公平という観点からも政治の基本に觸れる問題だと思ひますので、總理の見解をお尋ねしておきます。

次に、大蔵大臣にお伺いをします。たばこの値上げをするとして、いま専売公社の経営は赤字でございませうか、黒字でございませうか。至つて愚問であります、単純明快な説明を伺つておきます。これまで納付金率を六〇％としたいと思ひます。これでは納付金率を六〇％としたいという説明は何度も伺ひました。その数字は単に政府と専売公社の間の申し合わせであり、いわば経営努力を求めるための指標のように思へるだけに、本當の性格がよく理解できません。もし政府が納付金率六〇％の確保に強い期待を持つて

いるのなら、公社経営のいかんにかかわらず義務的納付金率として取り立て、だれの目から見ても公社の経営が赤字であることを明らかにしたらいかげすか。国民の理解を得るためにも、専売公社の経営を引き締まったものにするためにも、専売公社の方が得策だと思いますが、御所見を伺います。

続いて、専売公社の経営について二、三の点をお尋ねしておきます。

昭和四十九年度の日本専売公社損益計算書を見ると、販売費として四百十六億円が計上してあります。しかし、たばこ事業は文字どおりに専売ではありません。したがって、国民としては専売公社からたばこを買う仕方がないので、これほど楽な販売はありません。それなのになぜ年間四百十六億円の販売費が必要なのであるか。

年間の売り上げ総利益が四百五十三億円でありますから、ほぼ利益の額に匹敵する販売費をつぎ込んでいる勘定であります。理由を聞くと、一つ目は運賃、二つ目は販売員の人件費が大きいということでありました。たばこの小売店に届けば済む仕事なのに、なぜ販売員を置くのかと聞きますと、国民の皆さんなるべく高いたばこをのんでもらいたい、公社の営業成績を高めたというのであります。しかし、われわれは好きなたばこがのめればよいのであって、高いたばこをのむのが、安いたばこをのむのが公社の知ったことではありません。しかも、高いたばこをのんでもらいたいと言いますが、今回のたばこ値上げについて、国民生活への影響を訴えたら、それなら安いたばこにかえればよいと言ったのはこのためでありませうか。販売費四百十六億円といえ、たばこのみ一人当たりして千円強であります。われわれがそのような費用まで負担しなければならぬといわれは全くありません。

次に、補償金及び交付金という項目を見ると、年間六十七億円の費用が計上されております。内容を聞くと、葉たばこ耕作者がたとえば乾燥小屋をつくる場合に補助金として支給しているのが多

いという説明でありました。しかし、乾燥小屋にせよ、何にせよ、耕作者の資産であります。実情に照らして援助の必要があるというのなら、補助金ではなくて貸付金にするのが本来の姿ではありませんか。消費者の負担で個人の資産をふやしていくやり方が正しいのかどうか。特に大幅な値上げに迫られているほど経営が困難だと主張している専売公社のとるべき態度かどうか、お伺いをしておきます。

さらに損益計算書を見ると、診療諸費として四十七億円が計上してあります。聞いてみると、専売公社の持っている病院、診療施設等の費用だそうでありませう。企業内福祉施設として病院、診療所は今後もより充実した内容を求めていくべきでありませう。しかし、ここで問題となるのは、そこでかかった費用の全部を一般管理販売費で処理しておかしく思わない感覚であります。たばこは、自分の企業に診療施設もないようなたくさんの中小企業労働者がのんでいるものであります。その人たちの負担で公社の経営も成り立っているのに、専売なるがゆえに診療諸費まで負担させてもかまわないのでありませうか。診療施設にかかわる収支は、それ自体で相償うよう努力すべきであります。

以上、思いつくままに指摘してまいりましたが、これを通じて、親方日の丸主義につきり切った経営態度を感じたと申し上げたいと思っております。大蔵大臣の御意見を伺いたいと思っております。

次に、酒税の問題についてお尋ねをします。この酒税法の一部改正案が成立した場合、当然増税となるわけですが、その増税額がそのまま価格に上乗せされることについて、政府は当然のこととして疑問を感じていないようでありませう。もちろん理屈はそのとおりであります。しかし、今日の厳しい需給ギャップのもとで、税金が上がったからといって、そっくり価格に転嫁できる産業がどれだけありませうか。一部は価格に転嫁し

ながら、相当部分は企業内の合理化努力で吸収しているのが一般産業界の姿であります。われわれは、今日民間部門がこれほどつらい状況にあるときに、なぜ酒、たばこの値上げをするのかと訴えてまいりました。しかし、その主張が十分に理解されなかったということは、増税分をそっくり価格に転嫁できるものと信じて疑わない頭脳構造と相通するものがあると思えます。同時にこのことは、政府と酒類業界の特殊な関係を雄弁に物語っていると言わざるを得ません。しかし、そのように政府、特に大蔵省とびつたりくっついてきたことが酒類業界にとって本当に幸福だったか疑問であります。なぜなら大蔵省としての酒類業界に対する最大の関心は酒税の保全であります。酒類業界に対する政策も、酒税の確保、保全と最もなじみやすい政策、すなわち現状の維持、温存型の政策ならざるを得ません。このことが酒類業界に対して十年一日のごとき気風を養い、今日新しい産業組織を背景に登場したビール、ウイスキー類に対して競争力を奪って来たではありませんか。今日の産業社会において求められるものは、日々進歩であって、決して現状保全の態度ではありません。この意味で、産業政策の問題と酒税の確保、保全の問題が本来基本的に異なった発想を必要とする仕事であるにもかかわらず、大蔵省が一括して所管していることに問題があるのではありませうか。

一方、酒造業は日本の伝統の産業であります。そしてこれを守るといふことは、単に国内でビール、ウイスキー類に対する防戦に追われるだけでなく、広く世界に販路を求めて、いかに拡大していくかという課題をも含んだ問題だと思えます。妻が生んだビールのごとく、米づくりとともにくぐまれてきた清酒も、世界の酒としての地位を求めて努力すべきであります。そして、この仕事を酒税の保全という性格の違った仕事とあわせて受け持つことが適当なのかどうか、酒造業に対する政策の展望とあわせて大蔵大臣に伺います。

次に、酒税の増税実施の時期についていろいろ報道がなされておりますが、念のために問題点を指摘し、慎重な配慮を求めておきたいと思えます。

現在、年末の激しい商売の真ただ中にあることは申すまでもありません。酒税を上げ、価格に転嫁するとなると、同じ銘柄で安い酒と高い酒が一時期市場に混在することになると思えます。安い税率の酒を仕入れて高い税率の価格で売ることが可能となりませう。そしてこの弊害を厳格に排除しようと思えば、年末の繁忙期にあって、混乱は耐えがたいものとなるのでありませう。また年末取引の中心であるお歳暮を考えると、法人関係の大口取引はほぼ一段落し、これからは個人を中心とした小口の取引であります。また生産者の面から見ると、法人関係の大口取引に手も出せなかつた中小メーカーがやっとなかぎどきを迎えるわけでありませう。したがって、もし仮に政府が増税の年内実施をもちろんだとしたら、それは結局、法人関係の需要には安い酒、個人の需要、すなわち庶民向けには高い酒、中小メーカーには増税と需要減退のダブルパンチという事態を生み出すと思えますが、いかがでしょうか。いずれにしても、時期を画して一斉の増税、一斉の値上げは国民にとって迷惑であります。しかも、その移行期において社会的公正を助長する例が見られるものもいつものことであります。この問題を回避するには、従量税から従価税への改定を進めることが本当だと思えます。特にたばこについては消費税への移行を真剣に検討すべきだと思えます。御所見を承りたいと思えます。

ところで、年の暮れまでもう二週間足らずであります。町を歩いてみると、歳末大安売りの旗がひらめいております。しかし、温かいお正月を願ひながら、年末一時金は、親方日の丸のところは別として、決して温かいものではありません。有効求人倍率は政府の期待を裏切って低落し、失業者は百万人を超えております。政府は口を開け

ば、一日増税がおくれれば三億円の損だと言います
が、一日に三億円取られる国民のことを考えたこ
とがありますか。政府の資料によると、西ドイツ
政府は一九七七年から酒、たばこの税を上げるこ
とを決めたそうであり、だから日本政府も
やっつけようというつもりかもしれませんが、しか
し、それは全く違います。西独政府が決めた実施
時期は一九七七年、すなわちいまから二年後であ
ります。二年も後のことをいまから決めたとい
うことは……

○副議長(前田佳都男君) 栗林君、時間が超過し
ております。簡単に願います。

○栗林卓司君(続) それまでに景気対策を徹底的
にやり、財政の思い切った見直しをしながら、二
年後には酒、たばこの増税をしても国民の理解が
得られるような環境をつくり出すという西独政府
の決意のあらわれではありませんか。こうした政
治がなぜ日本で期待できないのか、まことに残
念であります。すでに時間が参っておりますので、
多くを申し上げるゆとりがございません。
(最後までやれと呼ぶ者あり) いや時間は時間
です。

最後に、いろいろ申し上げたいことも多々あり
ますが、時間は時間だと思えます。したがって、
ここで質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(三木武夫君) 栗林君の御質問にお答
えをいたします。副総理もいないようですから、
私からかわって、副総理に対する御質問も私から
お答えをいたします。〕

第一問は、廃案、再提出、強行採決という経過
に対して、政府は反省すべきではないかという点
でございましたが、政府としても、この法案は御
承知のように今年度の予算、成立をした予算にも
計上をされておるわけですから、これの裏づけの
法案でございまして、ぜひともこの両院におい
て御可決を願いたいということで、これを今度も
再提出したわけでございます。

また、内容については、特にその内容を変えな
ければならぬ大きな変化が起こっていないわけ
でございますから、そのまま提出したしたのでござ
います。

強行採決という点は、われわれも好むところ
はございませんが、国会にはやはり一つの決まり
をつけなければいけません。会期もござ
いますし、したがって、できるだけわれわれと
してもそういう方法によらないで御審議を願いた
いと思うわけでございますが、必ずしも国会の運
営がわれわれの考え方のように進まない場合が
ございまして、強行採決をしなければ問題の決着が
つかぬと、こういう場合にやむを得ずとする手段で
あつて、これが正常な方法だとは考えていないわ
けでございます。しかし、場合によればそういう
場合があり得るということでございます。

また、値上げ幅は適当かどうかという御質問で
ございましたが、栗林君の言われるように、毎年
小幅に一つの値上げをして、なるべく一遍に値上
げ幅を大きくしない方がいいのではないかと
意味の御意見があつたと思つて、私もさう
に思うんですけれども、どうも値上げというもの
は、国会においても、なかなか値上げというもの
を、今年を振り返つてみても、この酒、たばこと
いうことによつて国会がずいぶん、まあ一年を
通じてこの問題が大きな問題であつたわけござ
いますから、したがって、この酒、たばこも七カ
年間据え置いたわけですから、したがって、今回
の値上げがある程度の幅を持たざるを得なかつた
のでございますが、今後この値上げというもの
については、栗林君の言われるようなこともこれ
を考えなければならぬ点だと思つてます。

また、副総理に対して、新価格体系が国民の家
計に不安感を与えるのではないかというお話で
ございましたが、まあ一つの、この石油にしても四
倍も上がったわけですから、それは一つのコスト
の中に、それだけの燃料というものに対してコス
トが高くなるわけでございますから、それを企業

の中に吸収することは困難でございます。どこの
国でもそういう石油の値上がりに伴つて新しい価
格の体系というものができておる。また、公共料
金のごときも、いつまでも低いにこしたことはな
いんですけれども、もう経費も償わぬようになる
場合もございまして、ときに適正な公共料金に
返らなければならぬ、そういうことが起る場合
があり得るのでございまして、したがって、新し
い価格の体系というものが必要になるわけござ
います。こういうことが家計に対して非常な不
安を与えるということには、私はさういふふう
には考えていないわけでございます。上げるに
も、ちゃんとした、公共料金については国会の御
審議を願います。また、一つの市場における商
品については、需給の事態も反映して市場で決
められるわけでございます。これがわかに家計
に対して不安感を与えるようなものではないと思
うわけでございます。

次に、公共企業体の場合に賃金値上げを、何か
公共企業体の場合は民間に比べて賃金の上昇が値
上げを正当化する理由になるかというような意味
の御質問がございましたが、これはやはり公共企
業体の場合におきまして、酒、たばこにしても
七カ年も据え置いたわけですから、税負担率とい
うものが非常に低下した一五八%ぐらいのもの
が四六%になつたわけでございます。その
一部を回復しようということが値上げでございます
して、公共企業体の賃金の値上げを正当化するも
のになるとは考えていないわけでございます。
次に、副総理に対して、値上げは不況対策に合
致しないのではないかというお話でございました
が、この酒、たばこの値上げというものが、家計
の消費支出の割合というものはそんなに大きくな
いわけで、酒は一・四%、たばこは〇・六%で、
この割合が比較的小さいわけですから、酒、たば
この値上げをするということによつて消費需要一
般を抑制するということの結果を招くとは私は考
えておらないわけでございます。

それからまた最後に、私に対して、財政法の
特例は酒、たばこ法案の成立の手段に使つたとい
うようなお話でございましたが、さういふこと
はないわけでございます。この法案は、栗林君
も御承知のごとく、前回は数時間あつたらもう
通つておつたと思つて、衆議院におい
ても、参議院でも五十時間ぐらい御審議を願つたわ
けでございます。これは予算に計上された
真つちの財源でもありますので、これはぜひこの国
会においてお認めを願いたいということで、もう
最初からこのことはこの国会で処理しようとい
うことでございます。この酒、たばこ法案成
立の手段に財政特例法案を使つたというふうな、
さういふ意図は全然ないわけでございます。

お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(大平正芳君) 第一の問題は、従量税
か従価税かという問題でございます。〕

今回の経験にかんがみて、酒税を従価税にする
ことも一案かと思つた。酒税の御質問で
ございました。従価税制度移行につきましては、税
制調査会より従来から望ましい旨の答申を受けて
おりますけれども、現行の制度にもまたメリッ
トもございまして、われわれといたしましては、
今後とも検討を重ねていかなければならぬ課題だ
と思つております。ただ、七年間も公定料金な
るがゆえに据え置いたわけでございます。す
けれども、小刻みでお願いするという方法も今後考
えなければならぬ一案かと思つてます。
それから、歳入法案と国会との関係について
お尋ねでございます。歳出につきましては、国会
によつて歳出権が付与されるわけでございます。す
けれども、歳入はそれによつて政府が義務づけられ
るわけじゃございませんけれども、歳入、歳出の
整合性を保つことは財政処理の上から必要と存じ
ますので、歳入関係法案は予算と一併に提出いた
しまして御審議を願つておるような次第でござい

まして、今後もこの整合性を維持することにつきましては十分心してまいらなければならぬと考えております。

専売公社は黒字か赤字かという端的な御質問でございました。専売公社は、五十年度の益金率は、このままおきますと、四六・五%の大幅な低下になるわけでございます。それでも黒字に間違いないと思われども、財政専売といたしまして六〇%程度、益金ないし地方のたばこ消費税を期待いたしておるわけでございますけれども、そういう観点から申しますと、若干の調整をさしていただく必要を感じまして、今回の御提案を申し上げた次第でございます。

四百十六億円の販賣費についての御質問でございました。これは栗林さんが御指摘のように、配送経費でございますとか、職員の人員費でございますとか、販売施設維持費でございますか、そういったものが主でございます。広告宣伝費というようなのは四億圓にすぎないわけでございまして、事業遂行上最小必要限度に計上をいたしておるものと承知いたしております。

専売病院の経営についての御注意がございました。専売公社におきましても、職員の健康の維持、増進のための施設といたしまして医療機関を持つておりますことは御指摘のとおりでございます。その経営につきましては、今後とも御指摘のラインに沿いまして極力指導してまいりたいと考えております。

〔副議長退席、議長着席〕

酒税の増税分を自動的に価格に上積みする理由についての御尋ねでございました。これは間接税でございます。最終的に消費者に前転転嫁されることを期待いたしておるのが間接税のたてまえでございます。酒税においても変わりはないわけでございまして、もしそれが前転して転嫁されないというようなことではございするならば、その間接税自体が機能しないことになると思っております。私ども今回の改定はそういう懸念はないものと考えております。

それから、この二法の施行日の問題につきましての重ねての御質問でございます。この点につきましては、先ほどの席におきまして御答弁申上げたとおり、成立の段階におきまして、政府として最善の日を決めさせていただきますと思っておりますが、とりわけ酒類につきまして、年末年始の需給が緊張する事態につきましての御指摘がございましたが、その点は十分承っておきたいと思っております。

それから、酒造業についての免許制度が酒造業の発展のくびきになりはしないか、産業政策として十分考えなければならぬ問題、産業行政として考えなければならぬ問題を包含してはしないかという御指摘でございます。この酒造業に対する免許制は、申すまでもなく、酒税という大量の歳入の保全を主たる目的といたしておるわけでございまして、大政官時代から大蔵省が酒造業につきましても産業行政を担当することになったわけでございます。しかしながら、御指摘のように、そのことが酒類の構造改善、体質の強化を阻むことになっては申しわけないのでございまして、御注意の線に沿いまして、今後とも業界の体質の強化につきましても十分注意してまいりたいと考えて次第でございます。

消費税制度の導入につきましては、これはそれなりのメリットがあります。各種調査会からも、審議会からも採択方の要請を受けておるわけでございまして、先ほど野田さんにもお答え申し上げましたように、専売関係の関係業界からの理解と支持がまだ十分得られていないような経緯もございまして、今後諸般の状況を見ながら検討を進めてまいることにはいたしたいと思っております。

最後に、近藤議員に補足して、大変恐縮でございますけれども、シートたばこのことにつきまして答弁させていただきたいと思っております。シートたばこと緩和剤の導入は、原料処理技術の向上を示

すものでありますとともに、最近喫煙者の嗜好がニコチンの含有量の低いマイルドなたばこを愛好する傾向にあることにも適合した新技術であると思っております。各銘柄とも定価法で定めるとおりの級別品質を具備しておることとはもちろん、専売公社における産地指導の充実、原料処理技術の開発等の施策によりまして、製品の品質の向上は近年著しく高まっておるものと承知いたしております。したがって、製造たばこ定価法に反するような事実はないものと考えております。

(拍手)

○議長(河野謙三君) 野末陳平君。

〔野末陳平君着席、拍手〕

○野末陳平君 私は、第二院クラブを代表し、両案について反対の立場から若干の質問をいたします。時間が二十分しかありませんので、主にたばこの問題にしぼりますが、私はこの問題を消費者のサイドに立つて考えてみました。

反対理由の第一は、値上げの根拠が実にあいまいであるということです。専売公社は、先ほどの大蔵大臣の答へにもありましたとおり、赤字ではございません。益金率が落ちただけのことです。益金があるということは黒字ですから、黒字ではあるが、利益が減ってきたんだ、減った利益をもとの線に戻してくれと、これが政府の値上げの言い分です。いまの世の中にこんなうまい毀様商売がありませんか。大体、黒字なのに値上げをしなければならぬのかという単純な理由が消費者には全くわからないと思っております。これはどこに問題があるかと言いますと、いまの専売納付金の制度に問題があると思っております。益金のうち地方消費税は、これははっきりしていますから、売り上げとともに税額もふえていくのですが、納付金については、政府みずから「意図せざる減税」と言うようにこれは実質的には税金です。税金であれば、税率、税額など税の仕組みというものが消費者にはわからなざるを得ない。ところが、それが全く

わからないで、年度の決算によって左右されるといふあいまいな性格のものとなつて、この納付金が。そのために、今度の定価法改正にしても、増税なのか、つまり、税の問題として考えるべきなのか、それとも赤字問題、つまり、コストないしは価格の問題として受けとめるべきであるのか、それすらもはっきりしない始末です。こんなことでどうしてたばこの値上げが消費者の納得を得られるか、私は非常に疑問に思っています。

そこで大蔵大臣に質問します。仮に今度の値上げが成立して六〇%の線まで益金率が引き上げられたとして、またコスト上昇によって益金率は低下していくことは明らかです。低下すればまた政府は値上げをすぐ口にする。一体、いつごろ益金率がまた五〇%を割りそうになつてくるか、その辺をいつごろと予想しているのか、まず第一。そしてその場合に、質問の二は、いまの専売納付金の制度をそのままにしておくのかどうか。私は消費税の移行がいのではないかと思つております。確かに消費税制度、いろいろ問題はありますが思ひますけれども、しかし、いまの専売納付金の制度をそのままにしておくよりも、やはり税調の言うように、税の部分の明確にするということが税の民主化という立場から必要であると、そういう意味で消費税制度に移行すべきだ。政府は消費税制度の確立を真剣に検討しているのかどうか、それを伺つておきます。先ほどの答へでもありましたが、もう一度お願いします。

さて、反対理由の第二は、各銘柄の値上げ率の根拠がこれまた実はいかげなものであるということ。値上げ率は一級、二級が五〇%、三級がやや低くなつていまして、政府の説明によれば、下級品については、これは大衆品だからその値上げ幅に政策的配慮を加えて低率に抑えたと、こういうことを強調しておりますが、ここに疑問があるんです。専売公社のデータを見る限り、必ずしもパットとか、「しんせい」などのような下級品が低所得者のみに吸われているわけではありませぬ。

いわゆるたばこの好みは所得とさして関係がないというとも言えます。ですから、下級品の値上げ率を低く抑えたということは大して効果がないことで、いわば値上げ率を上げて大して税収にならないという、単純な計算から低く抑えたいと私は思います。むしろ、ここで値上げ率をばらばらにしたことで別の不公平が生ずることを私は重視したいと思えます。具体的な例を挙げますと、セブンスターなどの一級品とパットなどの三級品のコストを比較しますと、一箱当たり約十円の差があります。これは専売公社が国会に提出したわずかな資料に明らかではありませんが、原価がたつた十円の差しかないのに、今回の値上げ案によれば、小売価格はセブンスターが百五十円で、パットが四十円という、小売価格の差が百十円になってしまいます。原価が違わないのにどうしてこんなに価格が違ってしまうようなことになっているのか、私はここが問題だと思っております。

さらに、パットと「しんせい」などは値上げをしてもお赤字だと言う。赤字たばこというのは、税の負担をしていないたばこです。平たく言えば、パットを吸う人は税金を払っていないで、セブンスターやハイライトを吸う人は半分以上を税金に持っていられるという奇妙な結果となっています。しかも、たばこの売れ行き状況を見ますと、セブンスターとかチェリー、ハイライトなどの一、二級品が八割以上を占めている。この事実を一体どう解釈したらいいでしょうか。すなわち、これはセブンスター、ハイライトなど一、二級品の消費者がパットなど三級品の税金を肩がわりしていることになり、さらに問題なのは、ここが大

事なことですが、そのためにセブンスターなどは不当に高くなっているのではないかと思われることです。本来、コストを中心に考えれば、もっと安い定価で売られてもしかるべきものです。今度の値上げ案にしても、値上げを据え置いたところで採算がとれる、そういうものだ、セブンスターについて、そこで私は、政府が三級品の値上

げ率だけを低く抑えたことは、別の意味の大きな不公平、税負担の不公平を生み、また同時に、原価と価格の決め方について余りにも無原則であるというこの矛盾を露呈していると、この点を強調しておきたいと思えます。

そこで大蔵大臣へ質問しますが、赤字銘柄の場合は適正な改定を行って、まず赤字を解消して、税負担が普通に行けるような価格にすべきだと思いが、どうでしょうか。赤字のまま製造を続けるというならば、その飛ばつちりを受ける一、二級品についても、やはりこれは値上げを五〇%などというものにしていいで、ぐっと低くするか、あるいは据え置きにしたいではないかと、そういうふうにも考える。それが税の公平というものはないかと考える。大臣はどうお考えですか。今回の値上げ案は、このように値上げ率一つとってみても、まことにずさんで矛盾がある。余りにもどんぶり勘定である。ですから、私はどうして賛成できません。

反対理由の三について言いますと、製造たばこ定価法のあいまいさについて政府が真剣に検討していないということ。現在、たばこの定価は製造たばこ定価法に基づいて決定されることになっていますが、一番肝心の税金部分についての表現が、適正な財政収入という余りに抽象的な言葉で規定されています。私に言わせれば、これが諸悪の根源だ。つまり、「適正な」というのは一体どのくらいなのか。政府は六〇%と言う。六〇%が適正かどうか、だれもこれを証明することができないようなあいまいな決め方。この「適正な」という表現は、これを現実のたばこに当てはめれば、さつき例に挙げましたパットとかしんせいとは適正な財政収入を上げていないわけですから、これは定価のつけ方そのものに問題がある、間違っているということになります。製造たばこ定価法から言えば、これは一体どう考えたらいいんでしょう。一方、セブンスターとかハイライトのように半分以上が税負担になっている銘柄は、これは適

正どころか、不適正な財政収入をもたらしている。ですから、不適正な財政収入をもたらしているようなものを、これまたたばこ定価法に照らし合わせてみれば非常におかしなものである。強いて言うなら違法たばこではないか。ですから、私は適正な財政収入というあいまいな抽象的表現に基づいてたばこの定価を決めようということがそもそも間違っているのではないかと思うのです。

そこで総理大臣にお聞きします。製造たばこ定価法の抽象的表現をまず改めるべきです。適正な財政収入という具体的な言葉はもういけません。そして価格競争に具体的な税率を設定し、その税率の範囲内における個々のたばこの定価改定に関しては、原価を中心に価格が適正であるかを審議する何らかの公的機関のようなものを設置しなさいか。その上で大蔵大臣の認可決定にするというすっきりとした仕組みにしたい。総理大臣の御意見を伺いたいと思っております。

総理大臣にもう一つ質問します。それは公共料金の決め方についてです。いまわれわれはたばこの値上げを問題にしていますが、たばこ以上に公共性の高い米とか、電気とか、ガスとか、私鉄、これらは担当大臣の認可で決定されることになっていますが、これは何か割り切れないものを感じる国民が多いのではないかと思っております。私鉄などは値上げ認可と引きかえに政治献金があったという話も聞きました。公共性の高い料金の値上げがこのような取引で安易に決められていいと思っている人はいないと思えます。たばこの場合は、専売事業とはいえず、嗜好品ですから、厳密には公共料金とは言えないでしょう。しかし、そのたばこを国会で決めるならば、私鉄の値上げだって国会で決めなければどうも情情的にすっきりしないと、国民の大多数はそう思うんじゃないかと思っております。ましてや、政治献金が裏に動いているということを知れば腹が立つ。そ

こで総理、この際あらゆる公共料金の、あるいはそれに準じたものの値上げについて、その決定方式については抜本的に検討してその改善を図る必要があると私は考えます。総理の御意見を伺いお願したいと思います。

反対理由の第四は、政府や公社は値上げに熱心なくせに、消費者サービスを常になおざりにしているという点です。値上げで直接迷惑を受け、打撃をこうむるのは言うまでもなく愛煙家です。そしてまた愛飲家ですから、大蔵省及び専売公社はもっと消費者サービスを積極的、意欲的に充実させなければ、本来値上げを口にする資格がないというものです。特に専売公社の経営姿勢について言いますと、セブンスターの品切れで代表されるような、需給面における独善性が常に目立っている。専売事業というものにあぐらをかいていて印象がぬぐえないんですが、それならば、いっそ専売制をやめて民営にした方がもっと安くて品質のいいたばこが期待できるのではないかとたばこの消費者は思っていると思えます。

そこで消費者サービスについて大蔵大臣にお聞きします。消費者対策の充実、公社経営の効率化などの観点から、専売公社を民営にすべきであるという考え方がありまして、先ほどから質問に何度も出ました。大蔵大臣のお答えも断片的に聞きました。やはりいずれば民営にすべきが本当ではないかと思えますので、改めて質問します。

その次、今後のコスト上昇はやはりある程度予想されます。今後のコスト上昇をできるだけ抑え、消費者に安くてうまいたばこを供給するため、品質がよく、しかも値段の安い輸入葉の使用を高めるべきだという考え方が一部にあります。これについては大蔵大臣はどうお考えでしょうか。

その次、消費者対策充実の一環として、先ほども質問に出ましたが、喫煙と健康に関する研究の一層の充実強化、吸いながら対策を初めとする環境

美化対策の充実などをさらに本格的に図るべきだと思ふが、その点についての用意はありますか。最後に、総理と大蔵大臣、本当の消費者サービスマスというの、言うまでもなく、今回の値上げを断念することであるのはわかり切ったことです。やさしそうな三木さんと仏のような大平さんがまさか値上げのような、鬼のようなことを決断するとは思へませんが、何が何でもあくまで値上げを断行して国民を苦しめようというならば、重ねて値上げ法案の撤回を再度求めて私の質問を終わりたいと思ふ。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(三木武夫君) 野末君の御質問にお答えをいたします。

野末君は、製造たばこ定価法の抽象的な、適正な財政収入という表現をやめて、何か価格群ごとに具体的な税率を設定して、その税率の範囲内で改定であれば、審議会などの公的な機関で審議して、大蔵大臣が認可決定するような制度にしてはどうかというお話であったと思ふますが、御提案は傾聴に値すべきだと思ふます。いますぐに私がこの御提案に対して即答はいたしかねますが、今後研究をさせていただきますと思ふます。

第二の御質問は、この酒、たばこなどは国会の審議にかける一方、私鉄の値上げについては大臣の認可というの、制度的な矛盾があるではないかということでございます。また、公共料金の決定方式については再検討をする必要があるのではないかと御質問だと思ふますが、国の独占に属するような事業の専売価格や事業料金は税金に準ずるものでありますので、法律または国会の議決に基づいて定められておるわけでございます。しかし、私鉄の運賃は民間事業の料金であり、国の独占に関する事業ではございませんので、政府の認可事業としておるわけでございます。とにかく、まあ事業の性格、形態の相違によって、こういう法定主義があるいは審議会かということを決め

られておるわけでございまして、こういうふうだと思ふます。野末君の御提案のように、これは今後検討すべき課題であると考えておりますので、今後公共料金の決定方法というものについては十分検討をいたしましたと思ふます。

最後に、この値上げ法案を断念すべきではないかという御意見でございますが、野末君も御承知のように、この国でも先ごろ私はヨーロッパにも参つて、ランブイエなんか参つても、もうそれは西独でもフランスでもイギリスでも、この九月に同じようにやっております。消費税的なものでありますから、どの国でもやっております。そういう意味で、これを断念する考えはございません。

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○国務大臣(大平正芳君) 今後のたばこの再値上げ問題につきましても展望を尋ねられたわけでございますが、今後の値上げにつきましては、極力企業努力によりまして原価を吸収してまいりまして、値上げの時期はできるだけ将来に引き延ばすように努力したいと思ふます。

それから納付金制度を改めて消費税制度に切りかえるべきであるという御主張でございます。仰せのような趣旨で、税制調査会も財政制度審議会も消費税制度に移すべきであるという御答申をすでにいただいております。消費税率の趣旨をない経緯がございまして、消費税率の趣旨を生かしながら、これにかわるものとしたしまして、暫定的に納付金制度を実施いたしておるわけでございまして、御指摘の点につきましては、なお意見検討を続けてまいりたいと思ふしております。それから、今回の値上げのやり方につきましては、赤字銘柄、それから二級品、一級品というふうなものについて格差を設け過ぎておる、やはり

コストを中心にして合理的に考えるべきでないかという御意見でございます。そういう合理的な方法は傾聴に値する御意見と思ふますが、低所得者対策等政策的な要請もまた一面御理解をいただきたいものと思ふのでございまして、今後市場の推移等を見ながら、その取り扱いについてはなお検討を進めてまいりたいと思ふます。

専売公社を民営に移すべきだと思ふがどうかというところでございまして、この問題につきましても、すでに各種の審議会でも触れられております。関連した御意見があったわけでございまして、政府が決められた基本方針に従つて検討を進めてまいりましております。

それから、輸入葉の使用を進めて、安価なたばこの供給を考へるべきでないかということでございます。私も私どももいたしましては、できるだけ国内葉を中心としたいわけでございまして、これが高くなりまして、野末さんの御指摘のように、不合理を抱えたことになりましますので、先ほども申しましたように、極力近代化を図りまして、国内葉の価格の低廉化に努めてまいることによって御指摘のような不合理性を解消していく努力を続けてまいりたいと思ふのでございまして、喫煙と健康に関する研究の一層の充実につきましても、スモークキング・クリン・キャンペーンを通じて御指摘の趣旨を極力生かしてまいりつものであります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終局いたしました。
○議長(河野謙三君) 両案に対し、討論の通告がございまして、順次発言を許します。矢田部理君。
〔矢田部理君登壇、拍手〕
○矢田部理君 私は、日本社会党を代表して、酒税法の一部を改正する法律案、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に、国民とともに強く反対する立場から討論を行います。(拍手)

まず、酒、たばこ値上げ法案は、過ぐる通常国会で廃案になりました。廃案になったことの意味は、会期末で時間切れであったとか、自民党の戦術ミスであったというような単純なものではなく、値上げ二法案は国民の名において明確に拒否されたということでありまして。(拍手)その値上げ法案を全く同じ内容でわずか二カ月後に再度国会に提案してきたことは、国民と国会に対する侮辱であり、重大な挑戦と言わざるを得ません。しかも、本臨時国会に提案すること自体が不当であるところに、補正予算や生活関連法案よりも優先課題としてこれを先行させ、委員会における趣旨説明を強行した上、審議半ばにして、自民党の強行採決によって押し切つた暴挙は、議会制民主主義を破壊するものとして断じて許すことができません。

そこで、わが党が酒、たばこの値上げ法案に徹底して反対している理由を明らかにしておきたいと思ふます。

それは第一に、酒、たばこの値上げに合理的な根拠がないこととあります。大蔵大臣は値上げの主な理由として、税負担の低下を挙げられております。ところが、ここ十年間の酒、たばこによる税負担の状況を見ますと、毎年おおよね着実に伸びてきています。酒税は十年前に比べますと約二・五倍、たばこは地方消費税が何と三・四倍、納付金が二倍強と、いずれも増加しているのであります。その結果、昭和四十九年には酒税八千四百億、専売益金は七千億という膨大な金額に上り、税負担低下論は根拠に乏しいものと言わなければなりません。

政府はまた、四十三年以来たばこ等の値段を据え置いたとも述べていますが、それは名目だけのことで、実際は安いたばこを品薄にして店頭で置かず、高い値段の新製品の販売を重点にして、事実上増益、増税を図ってきたことも見逃すわけにはいかないものであります。

しかも、驚くべきことには、専売は超黒字産業

昭和五十年十二月十三日 参議院会議録第十四号 酒税法の一部を改正する法律案(前会)の続(外)一件

なんです。昨民間最大の利益を上げている松下電器のそれは八百七十億であります。専売益金は、さきに述べたごとく、実に七千億にも上ります。本来、公共料金については、赤字でも国民生活や物価の観点から抑制しなければならぬはずであります。どうして国民生活を犠牲にしてまで超黒字のたばこの値上げをする必要があるのか、全く理解に苦しむのであります。

そこで、政府が値上げの二番目の理由として補強してきまされたのが、不況一歳入欠陥一財源確保の必要性というものでした。ところで、大変奇妙なのはこの第二の理由であります。政府として酒、たばこの値上げを決めたのは昨年十二月二十八日の閣議であります。歳入欠陥を明らかにしたのはことしの通常国会以後のことでありまして、だれが見ても時期が合わず、歳入欠陥値上げ論は後からつけた口実にすぎず、このような口実を接ぎ木したことは、言ってみれば、税負担低下論の弱さを政府自身自白したものにほかなりません。

しかも、国民生活を犠牲にしてまで強引に値上げをした結果、歳入欠陥の穴埋めにどれほど役に立つのでしょうか。約四兆円の歳入欠陥に対し、値上げを強行しても、せいぜい九百億、わずかに二%の補てんしかできないのであります。これらの点から見て、政府の言う値上げの理由は全く根拠も説得力もなく、不可解、非常識と言ふはかばかりません。

値上げに反対する第二の理由は、国民生活と物価に対する影響の深刻さであります。

いま国民は、インフレと不況の同時進行で、失業、倒産、生活苦、老後不安などの恐怖におびえています。そこへ酒税二%、たばこ四八%という大幅な値上げを強行することになれば、勤労者のささやかな楽しみすら奪うことになりかねないのです。とりわけたばこについては、経済企画庁の委託調査でも明らかのように、公共料金の中でも医療費、消費者米価などと並んで家計への響き

が強いものとされていきます。しかも、酒、たばこは逆進性の強い間接税の大幅増税でありますから、低所得者層の生活に対する圧力がより深刻になることも必定で、税負担の不正拡大は一層過酷なものとなってくるはずであります。加えて、酒、たばこを水先案内にして、郵便、電話料、国鉄、さらには消費者米価など、メジロ押しに公共料金的大幅なアップが予定されていて、国民生活は手ひどい打撃を受けようといたしてあります。

ここで物価に対する響きを指摘しておきたいと思いますが、三木内閣は年度末物価一けた公約を繰り返して強調してききました。もとより、物価を一けたにしたからといって、預金金利をはるかに上回っているのではありませんから、政府の物価政策は成功したなどと言われるものにはありません。酒、たばこを初めとする一連の公共料金の値上げ政策は、この物価一けた公約にすら赤信号がつき始めていることを政府は厳しく反省すべきだと考えます。すなわち、本年四月から十月までに消費者物価指数は総理府の統計によってもすでに六・五%も上昇しており、その上、酒、たばこ等一連の公共料金の値上げが不当にも強行されますと、それらの上昇分は一・二%と見積もられており、十一月より明年三月までの五カ月間の残りを二%以内を抑える保証はどこにもないのであります。元来、公共料金は、政府の物価に対する直接的な政策志向を端的に表現するものでありますだけに、その波及効果も大きく、公共料金の大幅値上げは、物価抑制を第一義としてきた三木内閣の物価政策の欺瞞性を決定的なものにしています。

以上の指摘から明らかなように、まさに酒、たばこの値上げ二法は、根拠もなしに国民生活と物価に深刻な影響を与え、勤労国民の犠牲と負担の上に、大企業の景気浮揚のための財源確保を目指す悪法で、断じて認めるわけにはまいりません。したがって、わが党は一貫して酒、たばこの値上げに反対をし、国民とともに闘ってまいりましたが、同時に、政府の失敗によって生じた歳入欠

陥ではあるにせよ、その補てんのために具体的に積極的提言を行い、政府にその実行を迫ってきかれています。それは大企業優遇の租税特別措置法の改廃であり、交際費や金融機関の貸し倒れ引当金等に対する課税を強化するなどして、大企業に奉仕する不正税制を改革し、そこから財源を確保すべしとするきわめて現実的で実行可能な提案であります。その意味で三木総理、大平大蔵大臣、最後の選択と決断が求められています。大企業奉仕の財源確保のため国民の犠牲と負担を求めておたくまで値上げを強行するのか、わが党の提案にこたえて、大企業に対する優遇措置の撤廃と増税に踏み切り、酒、たばこの値上げ二法を撤回し、国民生活を守るのかであります。しかし、しよせん大企業優先の自民党の土壌から誕生し、とみに右傾化の色を濃くしていった三木内閣に後者の道を求めることは、それ自体至難のわざであります。

言葉づらでは対話と協力を求めてやまなかつた三木政治の一年が、実は議会制民主主義を襲し、対決と強行のそれであったことを国民は確かな目で見きわめています。インフレも不況も克服できず、饑舌ではあるが無能、無節操で、大企業には目を細めるが国民には冷酷な政府であることを国民は知っています。まさにそのことが三木内閣の支持率を短期間に急速に下降させた何よりのあかしであります。

国民は酒、たばこの値上げの強行に対し、三木内閣と自民党にさらに大きな反撃を開始するに違いないと見込んでいます。そのことを厳重に警告しながら、わが党は酒、たばこの大幅値上げ二法に対し国民とともに絶対に認めることはできないことを重ねて強調いたしました。反対討論を終ります。

(拍手)

○議長(河野三三) 鳩山威一郎君。

○鳩山威一郎君(河野三三) 鳩山威一郎君。

○鳩山威一郎君(河野三三) 鳩山威一郎君。

酒、たばこの値上げの強行に反対し、酒、たばこの値上げ二法は、根拠もなしに国民生活と物価に深刻な影響を与え、勤労国民の犠牲と負担の上に、大企業の景気浮揚のための財源確保を目指す悪法で、断じて認めるわけにはまいりません。したがって、わが党は一貫して酒、たばこの値上げに反対をし、国民とともに闘ってまいりましたが、同時に、政府の失敗によって生じた歳入欠陥ではあるにせよ、その補てんのために具体的に積極的提言を行い、政府にその実行を迫ってきかれています。それは大企業優遇の租税特別措置法の改廃であり、交際費や金融機関の貸し倒れ引当金等に対する課税を強化するなどして、大企業に奉仕する不正税制を改革し、そこから財源を確保すべしとするきわめて現実的で実行可能な提案であります。その意味で三木総理、大平大蔵大臣、最後の選択と決断が求められています。大企業奉仕の財源確保のため国民の犠牲と負担を求めておたくまで値上げを強行するのか、わが党の提案にこたえて、大企業に対する優遇措置の撤廃と増税に踏み切り、酒、たばこの値上げ二法を撤回し、国民生活を守るのかであります。しかし、しよせん大企業優先の自民党の土壌から誕生し、とみに右傾化の色を濃くしていった三木内閣に後者の道を求めることは、それ自体至難のわざであります。

て、私は、自由民主党を代表して、賛成の意見を表明いたします。(拍手)

石油危機に端を発した異常な物価騰貴は、このところとみに鎮静してまいりまして、十月の消費者物価は、対前年同月比九・六%と二年半ぶりに一けたの水準となっております。しかしながら、激しいインフレ抑制措置は、他方において戦後最大の不況局面を招き、高水準の倒産と失業の増大を来しております。このような景気の停滞は当然財政にも反映するのであります。五年度予算の執行に当たり、法人税等の直接税を中心とし、大幅な歳入不足が生ずることは必至であります。政府がこのような厳しい財政難の中にあっても、財政に期待される役割りを敢然と果たすこととし、このためにあえて特例公債の発行に踏み切ったことはまことにやむを得ない措置であると言わざるを得ないのであります。

しかしながら、特例公債はどこまでも臨時非常の際にのみ許される例外的な措置でありまして、その発行を安易な態度で行うことは許されません。政府が、特例公債の発行に踏み切るに当たり、一般行政経費について従来にない厳しい節減を行い、あるいは歳入面におきまして、金融機関等の貸し倒れ準備金についてその繰り入れ限度を引き下げたことも、当然のこととは言え、評価できるものであります。そして酒、たばこ法案成立の必要性はこのような財政事情の間にあっておのずから明らかであると思っております。酒、たばこ法改正案による増収分は、五十年年度の財政運営に当たり、歳出の裏づけ財源として、当初からこれを予定していたものであります。また、財源難はひとり国だけではありません。今日、都道府県、市町村の財政はまさに危機的とさえ言われております。たばこの益金の約半分と酒税の三二%は地方に配分されるものでありますから、全国の知事、市町村長は、革新首長を含めて両法案の成立を首を長くして待っております。

酒、たばこの値上げ二法は、根拠もなしに国民生活と物価に深刻な影響を与え、勤労国民の犠牲と負担の上に、大企業の景気浮揚のための財源確保を目指す悪法で、断じて認めるわけにはまいりません。したがって、わが党は一貫して酒、たばこの値上げに反対をし、国民とともに闘ってまいりましたが、同時に、政府の失敗によって生じた歳入欠陥ではあるにせよ、その補てんのために具体的に積極的提言を行い、政府にその実行を迫ってきかれています。それは大企業優遇の租税特別措置法の改廃であり、交際費や金融機関の貸し倒れ引当金等に対する課税を強化するなどして、大企業に奉仕する不正税制を改革し、そこから財源を確保すべしとするきわめて現実的で実行可能な提案であります。その意味で三木総理、大平大蔵大臣、最後の選択と決断が求められています。大企業奉仕の財源確保のため国民の犠牲と負担を求めておたくまで値上げを強行するのか、わが党の提案にこたえて、大企業に対する優遇措置の撤廃と増税に踏み切り、酒、たばこの値上げ二法を撤回し、国民生活を守るのかであります。しかし、しよせん大企業優先の自民党の土壌から誕生し、とみに右傾化の色を濃くしていった三木内閣に後者の道を求めることは、それ自体至難のわざであります。

これらが突に七年間の長きにわたって据え置かれ、そのため、その間の所得、物価水準等の推移に伴い、税負担が相対的に低下して下り、したがって、これの一部なりとも回復しようとするものであって、その本質は単純な増税と言うべきものではなく、必要最小限度の調整と言うべきものであります。酒やたばこは、どの国でもこれを財政物資として高率の税を課し、国家財政の重要な財源としております。最近でも、イギリス、西ドイツ、フランスなどの諸国が、折からの財政難対策として、酒、たばこの増税に動いていることが伝えられております。しかも、われわれがここに注意したい点は、わが国の酒税及びたばこ価格の水準が、これらの国の増税前の水準と比べてもなお、かなり低いというところにあるのであります。

また、酒、たばこ値上げによる物価や家計への影響につきましては、消費者物価で見ても、酒で〇・一%、たばこで〇・六%程度と言われているわけでありまして、今回の改正が七年ぶりの引き上げであることをあわせ考えれば、この程度はやむを得ないものと考えられるわけでありまして。しかも、今回の両改正案におきまして、清酒の二級酒やウイスキー類二級を初めとするいわゆる大衆酒を増税対象から除外するとともに、低価格のたばこについて引き上げ幅をできる限り抑えていることは適切な配慮と申すべきであります。

このように見ると、今回の酒税、たばこ定価の引き上げについては、現在見るような野党の激しい反対は全く当たらないことがわかるのであります。(拍手)このことは、前国会における衆議院二十五時間、参議院四十九時間に及ぶ委員会の審議によって、野党の諸君にとつてもすでに十分明らかになっているところと信ずるのであります。しかるに野党の諸君は、今国会におきましても依然として審議拒否の態度を変えず、二カ月半以上の期間を空費したのであります。この野党のかたくなな態度のよって来るところは、公共料金凍結

政策にあると想像されるのでありますけれども、物価対策として公共料金を凍結すべしというのはいくつかの考え方であると思ひます。しかし、これは大分古い考え方でありまして、すでに六年も前にOECDにおきましては、経済学者を動員しまして、インフレ下における経済政策を検討したのであります。その結論として、公共料金を長期に凍結することは経済に不当なひずみを与えて不適当である旨指摘してあります。経済学者であるいわゆる革新知事も、最近ようやくこのことに気がついて、公共料金据え置き政策を百八十度転換したことをもつてもこの道理は明らかであります。良識の府と言われる参議院は、この際公共料金問題を政争の具にすることをやめる決意をすべきであると思ひるのであります。

最後に一言、大蔵大臣に要望を申し上げます。酒税の増税にしましても、たばこの値上げにいたしましても、財源の確保について第一線で苦勞する者は民間の業者であります。販売定価の改定にも人手を要し、また自動販売機の改修も自己負担で行う等、業者によく負担がかかるものもかかわらず、政府の政策に協力する態度をとつておるのであります。酒類の生産から販売に至る業界、あるいは葉たばこ生産農業者とたばこ販売業界は、そのほとんどが中小零細業者であり、ここに働く人々は、一般の公務員はもとよりサラリーマンに比して、給与その他の待遇の面におきましてきわめて劣っている実情は御承知のことと思ひます。違法なスト権ストが行われたときに、これらの人々はどういう気持ちであのストを見ていたかを考えますと、心が痛むのであります。どうか大蔵大臣、ストどころではないこれらの業界に働く人々の気持ちをよく取りくださつて、適切な施策を進めていただきたいのであります。

また、本改正案が成立の暁におきましては、その実施時期を遅らせるに当たりまして、これらの業界の日常の業務に混乱の生じないよう、かつ、国民世論の動向も十分に御勘案の上、決定されま

すよう要望いたす次第であります。以上の要望を申し上げ、私は両法案について賛成の意見を表明して討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 相沢武彦君。

〔相沢武彦君登壇、拍手〕

○相沢武彦君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております酒税法並びにたばこ定価法改正案に対して、反対の討論を行います。今国会は、三木首相みずからインフレ、不況克服国会と銘打つたように、不況を打開し、インフレから国民生活を守り、国の財政を抜本的に改革するためのものであつたはずであります。しかるに政府は、この国民の期待にこたへるための誠意を少しも見せず、かえつて悪法である酒、たばこ値上げ法案をこり押ししているのであります。言うまでもなく、この両値上げ法案は、前国会において政府・自民党があらゆる手段を尽くしたにもかかわらず廃案となつたものであります。にもかかわらずを議会の子である吹聴して三木総理であるならば、国会において廃案となつたという事実を見詰め、国民がこの値上げ法案に対して絶対反対であるという審判を下したものと見て、率直にこれを認め、従つていくべきでないですか。しかるに三木内閣は、再度この値上げ法案を提出してきたのであります。

専売公社が大幅な赤字というならともかく、昭和四十九年度だけで七千二百二十三億円もの利益を上げており、その益金率は実に五六・二%にもなつております。今回また四八%の値上げを行えばさらに高い利益率になるのであります。この七年間で確かに原材料費、人件費等のコストは上昇していると思ひますが、専売公社では次々と定価の高い新種たばこを発売して、国民により高い価格のたばこを買わせ、高収益と増税を保つてきたではありませんか。

酒税についても、昭和四十三年度五千七十九億円、四十五年度六千三百三十六億円、四十九年度は

八千五百五十億円と著しい伸びを示しているのであります。政府は、「今回の値上げは一級酒以上で、それ以下のものについては据え置きであるので、低所得者への負担はさせない」と言つておられますが、この意味を逆に考へるならば、貧乏人は二級酒以下を飲めと言うのでありませうか。かつてある総理大臣は、「貧乏人は麦を食え」と言つて国民の反感を買いましたが、今回の酒税引き上げで政府は、これと全く共通するようなことを国民に対して言おうとしているのでありませうか。いずれにしても、このような実績から見ても、酒二・三%、たばこ四・八%の大幅値上げを国民大衆に向かつて押しつける理由は何ら見当たらないのであります。

三木内閣は、総需要抑制の緩和と不況対策の実施のタイミングの誤りにより、不況をより深刻化させ、それによつて三兆八千億円以上の巨額な歳入欠陥をつくり上げてしまいましたが、三木内閣はこの経済政策の失敗に対し、直ちに責任をとるか、あるいは解散をして国民に信を問うことこそ必要であるべきところなのに、税制調査会にも諮らず、専売事業審議会でも十分に討議されないうまま、みずからの失政のツケを値上げ法案として国民に転嫁するなどは、全く言語道断であると言わざるを得ません。

さらに、この両値上げ法案に対して政府は税負担の適正化という名目もつけているようであります。昭和四十八年、四十九年の異常インフレの中で、国民の資産及び所得の格差の拡大は、持てる者と持たざる者の間に大変な差をつけました。このような格差を少しでもなくするために税の適正化を行おうとするのであれば、大企業の法人課税や租税特別措置等、現行の不正税制を抜本的に改革を行うのが筋道であります。それを所得の低い人ほど負担の重くなる酒、たばこの値上げは、逆累進性の強い間接税の強化であり、所得再配分機能を阻害するものであります。真に公平な税制の確立をいままこそなすべきであると思ひるので

ざいます。このような国民大衆の犠牲を踏み台にした安易な財政対策は、インフレ再燃の引き金になりかねません。

政府は、口を開けばインフレは鎮静化したと誇大に宣伝しておりますが、物価の趨勢はいまなお予断を許さないところであります。この酒、たばこの値上げが消費者物価指数に及ぼす影響を過小評価しているようですが、他の物価値上げに与える心理的影響を考慮に入れば、事態は数字で割り切れるような安易なものではありません。

加えて、今後、郵便料金、国鉄、私鉄、ガス、電気、電報、電話など、国民生活にとって切り離せない公共料金値上げがメジロ押しに並んでおります。このような値上げ攻勢と考えると、公共料金主導型の物価上昇になることは明らかではありません。

これらの条件を考え合せるならば、政府が公約した物価安定をみずから破るような値上げ両法案は、当然廃案にすべきであります。

さらに自民党は、この酒、たばこ値上げ法案を強引に成立させるために、九月二十六日、衆議院議運委員会において委員会付託を強行したのを皮切りに、何と四度にわたる強行採決を行い、また、参議院大蔵委員会での強行、この値上げ法案を成立させるための国会会期大幅延長の強行決定を行うなど、議会無視の暴挙を連発したことは、まさに議会制民主主義の破壊であり、このような

国民に対する重大な裏切り行為は、断じて許すことができないものであります。

これまでも自民党は数々の強行採決を行ってまいりましたが、その暴挙を行う自信の裏づけは、幾らこのようなことをしても国民は自民党政府を支持してくれるなどという思い上がりにあるのでありましょう。しかし、そのような考え方は全く国民の意思に反する錯覚であり、ナンセンスであります。今日、議会制民主主義を破壊する自民党の暴挙に国民の厳しい批判は高まり、ある新聞社が十月に発表した世論調査によると、三木内閣の支持率はわずか二三%にすぎないというところであります。七七%の国民はもはや三木内閣の政治姿勢やその政策を支持していないという冷厳な事実をよくよく認識し、深刻な不況に苦しむ国民にこれ以上迫り打ちをかけるようなことは断じて行つてはならないと思つております。

以上、理由を申し上げ、この酒、たばこ値上げ両法案に強く反対して私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 渡辺武君。

○渡辺武君登壇、(拍手)

○渡辺武君 私は、日本共産党を代表して、酒税法の一部改正法案及び製造たばこ定額法の一部改正法案に対し、反対の討論を行います。

反対の理由を述べる前に、私は、去る十一月二十日の大蔵委員会における自民党の暴挙とその後

の事態について、怒りをもって触れないわけにはいきません。松垣大蔵委員長は、審査報告書の中で、この両法案が「国会法五十条後段の規定に基づき可決すべきものと議決した」と述べております。しかし、当日の委員会が混乱の極に達して、どのような議事も採決も行われなかったことは、会議録でさえ「聴取不能」と記録していることから明白であります。それにもかかわらず虚偽の審査報告書を提出した大蔵委員長と、この審査報告書を適法なものとして両法案の本会議処理をいま強行している河野議長は、国会の要職にありながら政府・自民党と一体となって議会制民主主義をみずから破壊するものと言わなければなりません。特に、三木内閣と自民党が、国民の強い反対によって前国会で廃案となつたこの両法案を本国会冒頭に提出して、衆参両院を通じ、強行採決に次ぐ強行採決など、まさに暴力的な国会通過を図つてきたことは、その政治路線がきわめて反動的、反国民的なものであることを改めて示すものであります。

さて、この汚物にまみれた両法案に反対する理由の第一は、酒、たばこの値上げが国民の暮らしに打撃を与えるとともに、今後予定されている一連の公共料金値上げの突破口となり、物価の全般の上昇の引き金となるからであります。

いま、インフレと不況のもとで国民の大多数が消費の切り詰めに追い込まれ、特に低所得者が生活必需品さえ切り詰める極端な苦しさにあること

は、政府の国民生活白書でさえ指摘せざるを得なかつたところであり、酒、たばこは嗜好品ではあるが、国民の生活に深く溶け込んでいるものであります。その大幅な値上げが酒、たばこの消費を減退させるだけでなく、国民の家計をさらに悪化させ、健康、教育、教養文化など、他の必要な支出までも切り詰めるを得なくさせるおそれのあることは、われわれの生活の実態が示すところであり、また、酒、たばこの値上げは、現在政府が予定している国鉄運賃、電報電話料金、消費者価値、国立大学教授料などの大幅値上げの突破口となるものであります。政府はいま、高度成長政策の破綻によってみずから招いた財政危機を国民の犠牲によって解決しようとして、赤字公債発行によるインフレ政策、増税、さらには受益者負担を口実とした公共料金的大幅引き上げと公共料金制度の根本的な改悪を企てておられます。このために、本年度で七千億円もの赤字を上げておられるたばこ九千億円もの税収を上げておられる酒の値段まで引き上げようとしております。断じて許すことはできません。(拍手)

反対する理由の第二は、この両法案が、拒税力を失つている国民の現状を無視し、不当な増税を行うものであつて、拒税力のあるところに課税すべしとする税制の原則に反するからであります。

政府は、七年間も酒税の税率とたばこの定額を据え置いたので、小売価格に占める税金の比率と、財政収入に占める酒税及び専売納付金の比率

は、政府の国民生活白書でさえ指摘せざるを得なかつたところであり、酒、たばこは嗜好品ではあるが、国民の生活に深く溶け込んでいるものであります。その大幅な値上げが酒、たばこの消費を減退させるだけでなく、国民の家計をさらに悪化させ、健康、教育、教養文化など、他の必要な支出までも切り詰めるを得なくさせるおそれのあることは、われわれの生活の実態が示すところであり、また、酒、たばこの値上げは、現在政府が予定している国鉄運賃、電報電話料金、消費者価値、国立大学教授料などの大幅値上げの突破口となるものであります。政府はいま、高度成長政策の破綻によってみずから招いた財政危機を国民の犠牲によって解決しようとして、赤字公債発行によるインフレ政策、増税、さらには受益者負担を口実とした公共料金的大幅引き上げと公共料金制度の根本的な改悪を企てておられます。このために、本年度で七千億円もの赤字を上げておられるたばこ九千億円もの税収を上げておられる酒の値段まで引き上げようとしております。断じて許すことはできません。(拍手)

反対する理由の第二は、この両法案が、拒税力を失つている国民の現状を無視し、不当な増税を行うものであつて、拒税力のあるところに課税すべしとする税制の原則に反するからであります。

政府は、七年間も酒税の税率とたばこの定額を据え置いたので、小売価格に占める税金の比率と、財政収入に占める酒税及び専売納付金の比率

は、政府の国民生活白書でさえ指摘せざるを得なかつたところであり、酒、たばこは嗜好品ではあるが、国民の生活に深く溶け込んでいるものであります。その大幅な値上げが酒、たばこの消費を減退させるだけでなく、国民の家計をさらに悪化させ、健康、教育、教養文化など、他の必要な支出までも切り詰めるを得なくさせるおそれのあることは、われわれの生活の実態が示すところであり、また、酒、たばこの値上げは、現在政府が予定している国鉄運賃、電報電話料金、消費者価値、国立大学教授料などの大幅値上げの突破口となるものであります。政府はいま、高度成長政策の破綻によってみずから招いた財政危機を国民の犠牲によって解決しようとして、赤字公債発行によるインフレ政策、増税、さらには受益者負担を口実とした公共料金的大幅引き上げと公共料金制度の根本的な改悪を企てておられます。このために、本年度で七千億円もの赤字を上げておられるたばこ九千億円もの税収を上げておられる酒の値段まで引き上げようとしております。断じて許すことはできません。(拍手)

反対する理由の第二は、この両法案が、拒税力を失つている国民の現状を無視し、不当な増税を行うものであつて、拒税力のあるところに課税すべしとする税制の原則に反するからであります。

政府は、七年間も酒税の税率とたばこの定額を据え置いたので、小売価格に占める税金の比率と、財政収入に占める酒税及び専売納付金の比率

は、政府の国民生活白書でさえ指摘せざるを得なかつたところであり、酒、たばこは嗜好品ではあるが、国民の生活に深く溶け込んでいるものであります。その大幅な値上げが酒、たばこの消費を減退させるだけでなく、国民の家計をさらに悪化させ、健康、教育、教養文化など、他の必要な支出までも切り詰めるを得なくさせるおそれのあることは、われわれの生活の実態が示すところであり、また、酒、たばこの値上げは、現在政府が予定している国鉄運賃、電報電話料金、消費者価値、国立大学教授料などの大幅値上げの突破口となるものであります。政府はいま、高度成長政策の破綻によってみずから招いた財政危機を国民の犠牲によって解決しようとして、赤字公債発行によるインフレ政策、増税、さらには受益者負担を口実とした公共料金的大幅引き上げと公共料金制度の根本的な改悪を企てておられます。このために、本年度で七千億円もの赤字を上げておられるたばこ九千億円もの税収を上げておられる酒の値段まで引き上げようとしております。断じて許すことはできません。(拍手)

が低下していると述べております。しかし、これこそ国民生活の苦しい実態を無視し、国税収入のための大衆取奪しか考へない態度と言わなければなりません。それどころか、国民が不況とインフレのもとで消費を極端に切り詰めるを得ないことは、もはやこれ以上税金の負担は困難であることを示しているのではないのでしょうか。いま国民には、増税ではなく、減税こそが緊急に必要であります。この現状を無視して、特に逆進性の強い酒、たばこの税金を大幅に引き上げようとすることは、課税すべからざるところに課税するものであり、税制の基本に反するものであり、しかも、値上げによる税収を挙げて大企業の不況対策のために使うことは、断じて許すことができないものであります。(拍手)

反対する理由の第三は、大企業、大資産家に対する特権的減免税の一部を是正し、その財源をもつてすれば、酒、たばこの値上げはせずに済むのにもかわからず、政府はそれさえも行おうとしないからであります。

酒、たばこの値上げによる増収は、十一月実施の場合で酒税五百五十億円、たばこ専売納付金で一千三百億円、合計千八百五十億円であり、すが、わが党がすでに本院に提案している有価証券取引税法の一部改正法案及び租税特別措置法の一部改正法案だけで、十一月実施で合計約三千億円の増収となるのであります。これだけでも酒、たばこの値上げはしなくても済むのであります。

わが党が財源まで示して提案を行っているのにもかわからず、これを受け入れようもしない三木内閣の政治姿勢は、まさに財界、大資産家本位そのものだと言わなければなりません。(拍手)

反対する理由の第四は、今回の酒、たばこの値上げを契機に、政府はたばこ小売業者及び清酒中小メーカー等に大きな犠牲を強要しようとしているからであります。

大蔵省及び専売公社は、たばこ小売定価改定による小売店の増収を理由に、もともと低いマージンを率を引き下げ、また、公社は、たばこ自動販売機を小売店に推薦しておきながら、定価改定により使用不能となる自動販売機の買いかえ、改修に係る損害を補償しようとしていないのであります。

また、酒の値上げは、清酒の消費減退を一層促進させ、その九九%が資本金一億円未満の中小企業で、現にその半数以上が赤字を抱えている清酒中小メーカーの経営を一層悪化させることは明らかであります。とりわけ大手清酒メーカーにおける売りを余儀なくされている中小メーカーの立場は深刻であり、買ったたきと過剰在庫、生産制限など、経営の存立さえ脅かされているのであります。しかるに政府は、酒税だけを確保すれば事足りるとして、かえって清酒中小メーカーの整理淘汰、企業合同などを推し進めようとしているのであります。地場産業であり、また日本伝来の特色ある清酒の味を守り続けた清酒中小メーカーを国

民酒の担い手として保護育成しようしない政府の態度は全く不当であります。

酒、たばこ値上げは以上述べたすべての点からしても不当かつ不法なものであることは明らかであります。徹底した審議のためにわが党などが行った法案の大蔵委員会差し戻しの要求を踏みにじり、このような法案をいま強行成立させようとしている三木内閣と自民党に対し、国民がしかるべき審判を下すであろうことは必然であります。私は、このことを強く指摘して反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野三三) 藤井恒男君。

〔藤井恒男君登壇、拍手〕

○藤井恒男君 私は、民社党を代表し、ただいま議題となりました酒税法及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

私は、この年末に当たり、これまでの国会の現状を見ると、ことしほど国民の政治に対する期待を裏切った国会はないと思えます。ちょうど一年前、三木総理が登壇し、対話と協調の政治、社会的公平の確保を述べられたとき、国民は少なからず三木総理に期待したと思えます。にもかかわらず、三木内閣は、時がたつにつれその硬直した姿勢を示し、政策面においてもその場限りの無責任な態度をとり続けてきました。その典型的な例がこの酒、たばこの値上げ法

案であります。すでにわが党同僚議員が先ほど指摘したように、酒、たばこ値上げ法案は前国会で廃案になったものであり、同種法案を再提出されようとするならば、前国会で廃案になった理由を深く反省し、再び国会で審議にたえ得るものに内容の抜本的改革を行うことが政府としての当然の責務であります。しかるに総理は、前国会で廃案になったものと全く同じ法案を再び提案したのであります。これは全く国会の審議を無視し、無視するものであると言わざるを得ません。ことしの国会開会日は実に二百九十一日にも上っておりますが、その半分近くがこの酒、たばこ値上げ法案成立のために費やされていることは、国民の立場から見ましても全く納得できるものではなく、国民の政治不信をますます助長するものであると言わざるを得ません。

次に、私が本法案に反対する理由は、これらの値上げによって公共料金主導型物価上昇が定着することを恐れるからであります。すでに七月時点での消費者物価上昇率は対前年同月比で一二%であります。公共料金の上昇率は実に一七・九%にまでなっております。他方、工業製品の上昇率は、需要の停滞と相まって六・五%にしかすぎません。これは明らかに現在の物価上昇の原因が公共料金の値上げにあることを如実に物語っているのであります。これら公共料金を抑制するならば、わが国の物価上昇率は、政府の目標とする年

度末九・九%を七ないし八%台まで下げられることが可能でありましょう。このことによる物価の抑制は、現在の異常に停滞した消費者需要を正常な状態に戻し、景気対策の面でも思い切った措置を講ずることが可能になると思ひます。にもかかわらず、現時点においてなお酒、たばこの値上げを強行しようとするのは、公共料金主導型、物価上昇をますます助長するところか、現在の異常に停滞した消費需要をますます低下させ、景気回復を一層おくらせることになりす。三木内閣は酒、たばこの値上げによる今年度のわずかな歳入補てんと景気回復にあらゆる努力を傾注することとどちらに重点を置いていいのか。酒、たばこの値上げに固執する政府の態度は、まさに木を見て森を見ない本末転倒もはなはだしいと言わなければなりません。翻つて、一步政府の立場に立つとしても、酒、たばこの値上げによる歳入増加は、すでに生じている四兆円近い歳入不足に対していかなる意味があるのか不明であります。大蔵大臣は、このような歳入不足が生じているがため値上げに御理解をいただきたいと答弁されているのであります。その前に大蔵大臣が国民に示すべき点が幾つかあります。

第一は、このような巨額の歳入欠陥をもたらした政府の政治責任を明確にすることでありす。第二は、この歳入欠陥から生じた異常な財政運営について今後いかなる方策によって正常な状態に戻そうとされるのか、財政再建計画を示すこと

であります。これら二点について政府は責任もとります。財政再建計画もわかりません。ただただ国民の皆さんの犠牲によってわずかでも歳入増加を図りたいというのでは、一体だれが納得できることでしょうか。無責任もはなはだしいと言わなければなりません。

さらに問題にすべきは、政府の歳入増徴対策が一般庶民増税に偏重していることでありす。酒、たばこの値上げは言うに及ばず、来年度政府がねらっております自動車関係諸税の増税、さらには付加価値税構想など、いずれも一般庶民の犠牲において増税を図ろうとしていることは断じてわれわれの容認できないところでありす。

三木総理は、社会的公平の確保を図ることが重要な課題であると言われましたが、税制面においてこの立場を貫くのであれば、わが党がことしの組み替え予算案で示した利子・配当の優遇制度など租税特別措置の抜本的改廃、交際費課税の強化、富裕税の新設、高額所得者の累進税率の強化などの対策を講ずることが先決と言わなければなりません。これらの対策を放置し、大衆課税の増税を図ることは、政府・自民党の大企業中心、金持ち偏重の政治を露呈したものと云わなければなりません。

この政府の生活軽視の政治のため、庶民のささやかな楽しみである酒、たばこが値上がりし、近づく正月も暗い気持ちで迎えなければならぬ国民の不満の声を代弁いたしましたして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより両案を一括して採決いたします。表決は記名投票をもって行います。両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕
○議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十三票
白色票 二百二十五票
青色票 百十八票

よって、酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定備法の一部を改正する法律案は可決され

れました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百二十五名

- 宮田 輝君 寺下 岩藏君
- 平井 卓志君 吉田 実君
- 中西 一郎君 山本茂一郎君
- 山内 一郎君 久保田藤麿君
- 前田佳都男君 木内 四郎君
- 佐多 宗二君 最上 進君
- 望月 邦夫君 森下 泰君
- 梶木 又三君 藤川 一秋君
- 福岡日出麿君 鳩山威一郎君
- 秦野 章君 夏目 忠雄君
- 林 直君 安孫子藤吉君
- 青井 政美君 有田 一寿君
- 井上 吉夫君 石破 二郎君
- 中村 登美君 松岡 克由君
- 藤井 丙午君 松垣徳太郎君
- 原 文兵衛君 中村 禎二君
- 高橋 邦雄君 細川 護照君
- 宮崎 正雄君 林田修紀夫君
- 佐藤 隆君 菅野 儀作君
- 石本 茂君 中山 太郎君
- 小林 国司君 寺本 広作君
- 柳田桃太郎君 内藤善三郎君
- 玉置 和郎君 高橋雄之助君
- 楠 正俊君 岩動 道行君
- 西村 尚治君 鍋島 直紹君

昭和五十年十二月十三日 参議院會議録第十四号 酒税法の一部を改正する法律案(前会の続)外一件

| | |
|---------|--------|
| 新谷寅三郎君 | 上原 正吉君 |
| 郡 祐一君 | 青木 一男君 |
| 徳永 正利君 | 小川 半次君 |
| 八木 一郎君 | 丸茂 重貞君 |
| 塩見 俊二君 | 志村 愛子君 |
| 河本嘉久蔵君 | 嶋崎 均君 |
| 棚辺 四郎君 | 中村 太郎君 |
| 戸塚 進也君 | 高橋 誉富君 |
| 坂野 重信君 | 斎藤栄三郎君 |
| 山東 昭子君 | 糸山英太郎君 |
| 岩男 頼一君 | 岩上 妙子君 |
| 遠藤 要君 | 大島 友治君 |
| 大鷹 淑子君 | 斎藤 十朗君 |
| 古賀雷四郎君 | 黒住 忠行君 |
| 川野辺 静君 | 金井 元彦君 |
| 今泉 正二君 | 土屋 義彦君 |
| 山崎 竜男君 | 上田 稔君 |
| 初村滝一郎君 | 長田 裕二君 |
| 久次米健太郎君 | 鈴木 省吾君 |
| 世耕 政隆君 | 江藤 智君 |
| 藤田 正明君 | 大森 久司君 |
| 岡本 悟君 | 平泉 涉君 |
| 橋 直治君 | 町村 金五君 |
| 加藤 武徳君 | 安井 謙君 |
| 劔木 亨弘君 | 吉武 恵市君 |
| 増原 恵吉君 | 神田 博君 |
| 伊藤 五郎君 | 鹿島 俊雄君 |
| 大谷藤之助君 | 小笠 公昭君 |

反対者(青色票)氏名

百十八名

| | |
|--------|--------|
| 亘 四郎君 | 橋本 繁蔵君 |
| 佐藤 信二君 | 亀井 久興君 |
| 岡田 広君 | 上條 勝久君 |
| 稲嶺 一郎君 | 矢野 登君 |
| 安田 隆明君 | 山崎 五郎君 |
| 高田 浩運君 | 増田 盛君 |
| 二木 謙吾君 | 源田 実君 |
| 熊谷太三郎君 | 植木 光教君 |
| 木村 睦男君 | 温水 三郎君 |
| 福井 勇君 | |
| 太田 淳夫君 | 矢原 秀男君 |
| 野末 陳平君 | 喜屋武眞榮君 |
| 下村 泰君 | 相沢 武彦君 |
| 塩出 啓典君 | 青島 幸男君 |
| 市川 房枝君 | 柄谷 道一君 |
| 内田 善利君 | 峯山 昭範君 |
| 桑名 義治君 | 三治 重信君 |
| 上林繁次郎君 | 阿部 憲一君 |
| 三木 忠雄君 | 藤原 房雄君 |
| 和田 春生君 | 栗林 卓司君 |
| 黒柳 明君 | 矢追 秀彦君 |
| 原田 立君 | 田代富士男君 |
| 藤井 恒男君 | 木島 則夫君 |
| 鈴木 一弘君 | 山田 徹一君 |
| 宮崎 正義君 | 柏原 ヤス君 |
| 中村 利次君 | 田淵 哲也君 |

| | |
|---------|--------|
| 二宮 文造君 | 白木義一郎君 |
| 小平 芳平君 | 多田 省吾君 |
| 中尾 辰義君 | 向井 長年君 |
| 福岡 知之君 | 矢田部 理君 |
| 案納 勝君 | 久保 亘君 |
| 青木 薪次君 | 野田 哲君 |
| 対馬 孝且君 | 桑 豊君 |
| 浜本 万三君 | 赤桐 操君 |
| 大塚 喬君 | 小山 一平君 |
| 片岡 勝治君 | 田 英夫君 |
| 宮之原貞光君 | 鈴木美枝子君 |
| 神沢 浄君 | 前川 旦君 |
| 竹田 現照君 | 山崎 昇君 |
| 村田 秀三君 | 小野 明君 |
| 野口 忠夫君 | 栗原 俊夫君 |
| 茜ヶ久保重光君 | 瀬谷 英行君 |
| 森 勝治君 | 戸叶 武君 |
| 田中寿美子君 | 竹田 四郎君 |
| 戸田 菊雄君 | 森中 守義君 |
| 志苦 裕君 | 森下 昭司君 |
| 近藤 忠孝君 | 山中 郁子君 |
| 粕谷 照美君 | 片山 甚市君 |
| 目黒今朝次郎君 | 橋本 敦君 |
| 安武 洋子君 | 内藤 功君 |
| 寺田 熊雄君 | 佐々木静子君 |
| 辻 一彦君 | 小巻 敏雄君 |
| 神谷信之助君 | 小谷 守君 |
| 工藤 良平君 | 上田 哲君 |

○議長(河野謙三君) 本日はこれにて延会することとし、次会は来る十五日午前十時より開会いたします。

午後十一時九分延会

出席者は左のとおり。

| | |
|--------|--------|
| 和田 静夫君 | 松本 英一君 |
| 小笠原貞子君 | 立木 洋君 |
| 杏脱タケ子君 | 鈴木 力君 |
| 中村 波男君 | 川村 清一君 |
| 杉山善太郎君 | 沢田 政治君 |
| 加藤 進君 | 渡辺 武君 |
| 塚田 大順君 | 安永 英雄君 |
| 吉田忠三郎君 | 鶴園 哲夫君 |
| 松永 忠二君 | 小柳 勇君 |
| 須藤 五郎君 | 岩間 正男君 |
| 星野 力君 | 阿具根 登君 |
| 野々山二三君 | 中村 英男君 |
| 秋山 長造君 | 藤田 進君 |
| 河田 賢治君 | 野坂 参三君 |
| 上田耕一郎君 | 春日 正一君 |
| 議長 | 河野 謙三君 |
| 副議長 | 前田佳都男君 |
| 議員 | 太田 淳夫君 |
| | 矢原 秀男君 |

昭和五十年十二月十三日 参議院會議録第十四号

酒税法の一部を改正する法律案(前会の続)外一件

四二二

| | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|
| 野末 陳平君 | 喜屋武眞榮君 | 安孫子藤吉君 | 青井 政美君 | 黒住 忠行君 | 川野辺 静君 | 高田 浩運君 | 増田 盛君 |
| 下村 泰君 | 相沢 武彦君 | 有田 一寿君 | 井上 吉夫君 | 金井 元彦君 | 今泉 正三君 | 前川 旦君 | 竹田 現照君 |
| 塩出 啓典君 | 青島 幸男君 | 石破 二朗君 | 中村 登美君 | 土屋 義彦君 | 山崎 竜男君 | 山崎 昇君 | 村田 秀三君 |
| 市川 房枝君 | 柄谷 道一君 | 松岡 克由君 | 藤井 丙午君 | 上田 稔君 | 初村滝一郎君 | 小野 明君 | 二木 謙吾君 |
| 宮田 輝君 | 内田 善利君 | 松垣徳太郎君 | 原 文兵衛君 | 長田 裕二君 | 久次米健太郎君 | 源田 実君 | 熊谷大三郎君 |
| 峯山 昭範君 | 桑名 義治君 | 細川 護熙君 | 高橋 邦雄君 | 鈴木 省吾君 | 世耕 政隆君 | 野口 忠夫君 | 栗原 俊夫君 |
| 三治 重信君 | 寺下 岩蔵君 | 林田悠紀夫君 | 宮崎 正雄君 | 江藤 智君 | 藤田 正明君 | 藤田 正明君 | 瀬谷 英行君 |
| 平井 卓志君 | 上林繁次郎君 | 菅野 儀作君 | 佐藤 隆君 | 大森 久司君 | 岡本 悟君 | 岡本 悟君 | 植木 光教君 |
| 阿部 憲一君 | 三木 忠雄君 | 中山 太郎君 | 石本 茂君 | 平泉 涉君 | 橘 直治君 | 橘 直治君 | 温水 三郎君 |
| 藤原 房雄君 | 和田 春生君 | 寺本 広作君 | 小林 国司君 | 町村 金五君 | 加藤 武徳君 | 加藤 武徳君 | 戸叶 武君 |
| 栗林 卓司君 | 吉田 実君 | 内藤蒼三郎君 | 柳田桃太郎君 | 安井 謙君 | 加藤 武徳君 | 加藤 武徳君 | 田中寿美子君 |
| 中西 一郎君 | 黒柳 明君 | 高橋雄之助君 | 玉置 和郎君 | 吉武 恵市君 | 増原 恵吉君 | 増原 恵吉君 | 戸田 菊雄君 |
| 矢追 秀彦君 | 原田 立君 | 岩動 道行君 | 楠 正俊君 | 神田 博君 | 伊藤 五郎君 | 伊藤 五郎君 | 志吉 裕君 |
| 田代富士男君 | 藤井 恒男君 | 鍋島 直紹君 | 西村 尚治君 | 鹿島 俊雄君 | 大谷藤之助君 | 大谷藤之助君 | 近藤 忠孝君 |
| 木島 則夫君 | 山本茂一郎君 | 上原 正吉君 | 新谷寅三郎君 | 小笠 公昭君 | 耳 四郎君 | 耳 四郎君 | 粕谷 照美君 |
| 鈴木 一弘君 | 山田 徹一君 | 青木 一男君 | 郡 祐一君 | 橋本 繁蔵君 | 福間 知之君 | 福間 知之君 | 目黒今朝次郎君 |
| 宮崎 正義君 | 柏原 ヤス君 | 小川 半次君 | 徳永 正利君 | 矢田部 理君 | 案納 勝君 | 案納 勝君 | 安武 洋子君 |
| 中村 利次君 | 田淵 哲也君 | 丸茂 重貞君 | 八木 一郎君 | 久保 亘君 | 佐藤 信二君 | 佐藤 信二君 | 寺田 熊雄君 |
| 山内 一郎君 | 久保田藤麿君 | 志村 愛子君 | 塩見 俊二君 | 亀井 久興君 | 青木 新次君 | 青木 新次君 | 比 一彦君 |
| 二宮 文造君 | 白木義一郎君 | 鳴崎 均君 | 河本嘉久蔵君 | 野田 哲君 | 对馬 孝且君 | 对馬 孝且君 | 神谷信之助君 |
| 小平 芳平君 | 多田 省吾君 | 中村 太郎君 | 棚辺 四郎君 | 秦 豊君 | 岡田 広君 | 岡田 広君 | 工藤 良平君 |
| 中尾 辰義君 | 向井 長年君 | 高橋 誉富君 | 戸塚 進也君 | 上條 勝久君 | 浜本 万三君 | 浜本 万三君 | 和田 静夫君 |
| 木内 四郎君 | 佐多 宗二君 | 斎藤栄三郎君 | 坂野 重信君 | 赤桐 操君 | 大塚 喬君 | 大塚 喬君 | 小笠原貞子君 |
| 最上 進君 | 望月 邦夫君 | 岩上 妙子君 | 山東 昭子君 | 小山 一平君 | 稻嶺 一郎君 | 稻嶺 一郎君 | 奮脱タケ子君 |
| 森下 泰君 | 梶木 又三君 | 大島 友治君 | 岩男 颯一君 | 矢野 登君 | 安田 隆明君 | 安田 隆明君 | 中村 波男君 |
| 藤川 一秋君 | 福岡日出麿君 | 斎藤 十朗君 | 遠藤 要君 | 片岡 勝治君 | 田 英夫君 | 田 英夫君 | 杉山善太郎君 |
| 鳩山威一郎君 | 森野 章君 | 古賀雷四郎君 | 大鷹 淑子君 | 宮之原貞光君 | 鈴木美枝子君 | 鈴木美枝子君 | 加藤 進君 |
| 夏目 忠雄君 | 林 直君 | 神沢 浄君 | 山崎 五郎君 | 塚田 大願君 | 安永 英雄君 | 安永 英雄君 | |

昭和五十年十二月十三日 参議院会議録第十四号

酒税法の一部を改正する法律案(前会の続)外一件

議長の報告事項

四一三

| | |
|-------------------|--------|
| 吉田忠三郎君 | 鶴園 哲夫君 |
| 松永 忠二君 | 小柳 勇君 |
| 須藤 五郎君 | 岩間 正男君 |
| 星野 力君 | 阿具根 登君 |
| 野々山一三君 | 中村 英男君 |
| 秋山 長造君 | 藤田 進君 |
| 河田 賢治君 | 野坂 参三君 |
| 上田耕一郎君 | 春日 正一君 |
| 内閣総理大臣 | 三木 武夫君 |
| 国務大臣 (経済企画庁長官) | 福田 赳夫君 |
| 大藏大臣 | 大平 正芳君 |
| 厚生大臣 | 田中 正巳君 |
| 農林大臣 | 安倍晋太郎君 |
| 通商産業大臣 | 河本 敏夫君 |
| 自治大臣 | 福田 一君 |
| 国務大臣 (内閣官房長官) | 井出一太郎君 |
| 政府委員 | |
| 内閣法制次長 | 真田 秀夫君 |
| 内閣法制局第三部長 | 茂申 俊君 |
| 大蔵大臣官房日本専売公社監理官 | 西沢 公慶君 |
| 大蔵省主税局長 | 大倉 眞隆君 |
| 国税庁長官 | 中橋敬次郎君 |

議長の報告事項
 昨十二日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
 災害対策特別委員 鈴木 力君
 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
 災害対策特別委員 野口 忠夫君
 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。
 日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めめるの件
 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件
 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件
 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めめるの件
 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
 油濁損害賠償保障法案
 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案
 同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

社会保障の最低基準に関する条約(第百二号)の締結について承認を求めめるの件
 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件
 同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件
 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件
 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めめるの件
 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
 油濁損害賠償保障法
 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律
 同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
 社会保障の最低基準に関する条約(第百二号)の締結について承認を求めめるの件
 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

件
 [第十二号参照]
 審査報告書
 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件
 右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
 昭和五十年十二月九日
 参議院議長 河野 謙三殿
 外務委員長 二木 謙吾
 要領書
 一、委員会の決定の理由
 この議定書は、小麦の需給関係の安定化及び開發途上国への食糧援助等について定めた千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間を一年間再延長しようとするものである。わが国がこの議定書の当事国となることは、国際協力促進の見地から望ましいと認められるが、食糧援助規約に基づく援助を引き続き米または農産物資で行うことはわが国にとつて有益であると思われるので、その旨の留保を付した上でこの議定書を締結することは、妥当な措置と認められた。
 一、費用

昭和五十年十二月十三日 参議院会議録第十四号 議長の報告事項

昭和五十年年度予算に、国際小麦理事会分担金として千八百六十四万四千円、また対外食糧等特別援助費として四十七億一千三百六十六万七千円がそれぞれ計上されている。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十二月九日

外務委員長 二木 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、パプア・ニューギニアが本年九月十六日に独立したことに伴い、同国に大使館を設置するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認められた。

一、費用

本法施行に要する経費は、本年度予算に計上済みである存ポート・モレスビー日本国総領事館用経費の枠内で支弁されるので、別に費用を

要しない。

審査報告書

日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもって是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十二月九日

通信委員長 竹田 現照

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、国会に提出されたものであつて、昭和四十七年度の決算額は次のとおりである。

| | |
|-------|----------------------------------|
| 資産総額 | 一千四百八十一億五千二百万円 (前年度比百四十億六千六百万円増) |
| 負債総額 | 六百九十一億円 (前年度比百四十七億二千四百万円増) |
| 資本総額 | 七百九十億五千二百万円 (前年度比六億五千八百万円減) |
| 事業収入 | 一千九十九億七千九百万円 (前年度比八十九億九千三百万円増) |
| 事業支出 | 一千百五億四千五百万円 (前年度比九十九億五千二百万円増) |
| 当期欠損金 | 五億六千六百万円 |

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

審査報告書

許可、認可等の整理に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十二月九日

内閣委員長 加藤 武徳

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政の簡素化及び合理化を図るため、十一法律を改正して十五事項の許可、認可等について一括して整理を行おうとするものであつて、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

定価 部一〇〇円

発行所

東京都港区赤坂英町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(天代)